

財団創立四十周年記念

# 全日本仏教会の歩み

1988～1998

財団法人全日本仏教会編

財団創立四十周年記念

全日本仏教会の歩み

1988～1998

財団法人全日本仏教会編





## 三 帰 依 文

(導師独誦)

人身受け難し、今已に受く、仏法聞き難し、今已に聞く、この身今生において度せずんば、さらにいずれの生においてかこの身を度せん。

大衆諸共に至心に三宝に帰依したてまつるべし。

(一 同)

自ら仏に帰依したてまつる。まさに願わくは衆生とともに、大道を体解して無上意を發さん。自ら法に帰依したてまつる。まさに願わくは衆生とともに、深く経藏に入りて智慧海の如くならん。自ら僧に帰依したてまつる。まさに願わくは衆生とともに、大衆を統理して一切無碍ならん。

(導師独誦)

無上甚深微妙の法は、百千万劫にも遭い遇うこと難し。

(一 同)

われ今見聞し受持することを得たり願わくは如来の眞実義を解したてまつらん。

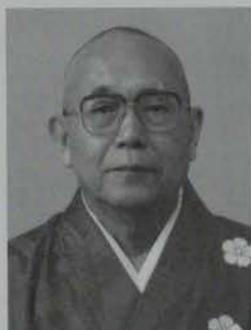
# 目次

挨拶	2
<b>1 財団創立40周年記念事業 第37回全日本仏教徒会議</b>	
祝辞	6
趣旨及び経過について	11
記念大会並びに記念事業	15
<b>2 全仏十年の歩み</b>	
全日本仏教徒会議(第33回～第36回)	24
世界仏教徒連盟	27
日伯修好百周年記念	33
比叡山宗教サミット十周年	34
救援活動	36
「仏舍利」奉安	40
事務総局活動報告	42
<b>3 ルンビニー園復興事業</b>	
ルンビニー園の歴史的背景と意義	58
マヤ堂発掘調査と復興	61
全仏・ルンビニー園マヤ堂関係略年表	66
<b>4 仏教界に関わる課題と取り組み</b>	
宗教法人法の改定	68
税制の動向と全日仏の対応	73
「愛媛玉串料違憲訴訟」最高裁判決	79
情報公開法制定の動きに対する対応	83
<b>5 記念シンポジウム</b>	
第37回全日本仏教徒会議記念シンポジウム	88
「仏教とボランティア活動について」	
資料	118
<b>6 付録</b>	
活動誌	124
全仏加盟団体名簿	133
全仏役職員名簿	134
財団法人全日本仏教会寄付行為	136
財団創立40周年記念事業並びに 第37回全日本仏教徒会議運営委員会 委員名簿	141

# 挨拶

(財)全日本仏教会会長

高井隆秀



此度び全日本仏教会創立四十周年記念誌発行にあたり、一言御挨拶申し上げます。思えば、昭和二十年代我国が未だ復興途上にあつた時から、全一仏教運動として産声を上げた全日本仏教会が、ようやく昭和三十二(一九五七)年八月財団法人として、正式認可を受けてから早四十年の歳月が流れてしまいました。今や全日本仏教会は全国の各種団体や世界仏教徒連盟(WFB)、世界宗教サミット参加諸宗教、日・中・韓三国仏教友好交流会議等、グローバルな関係の中により活発な活動をしておりますが、この四十年間には又あらゆるものに大きな変革と問題が起こつて来たのであります。たとえば高度に発達した医療技術から生まれた脳死の問題や、クローンの様に今迄にない判断や命題を仏教者に投げかけたり、科学万能、政治、経済優先という牽引車が、様々な矛盾や葛藤を地球上に生み出し、人類を苦しめおびやかしております。淡路・阪神においても高度工業化社会の歪み(安全神話)が、あの大災害となつて、住民を大変な目にあわせてしまいました。

即ち自我意識にもとづく二元発想で、飽く事を知らない人間の煩惱が惹き起こした現代の悲劇を救うには、どうしても無我に立脚した東洋の叡智、つまり釈尊の和合共生という仏の智慧が必要なのであります。そして国家や民族の枠を越え、宇宙的視座と自己実現を可能にする釈尊の教えこそが、危機せまる現代を救い得る唯一の依り所となつたのであります。

今こそ私達仏教徒はより結束して、かかる社会病理を救う大乘菩薩とならなければなりません。

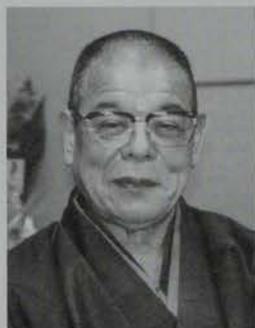
先ず我々仏教徒の一致結束した行動が起因となつて、全世界の人々が地球環境や生命あるものにやさしい心を持つて、真実の幸せを実現する事を釈尊に祈りつつ一言御挨拶と致します。

# 仏教再生

―意欲と行動―

(財)全日本仏教会理事長

白幡憲佑



戦後の混乱期に次ぐバブル経済崩壊後の激動の数年間でありました。とりわけ仏教界にとつては、社会よりその存在価値と責務が厳しく注視され、問われる現実であります。阪神・淡路大震災、オウム真理教事件、宗教法人法改正、臓器移植法、情報公開法等、ざっと挙げただけでもこれらの事件・重要課題がこの四年間に集中され、その全てが仏教界の存在が問われる問題でありました。

阪神大震災にボランティアとして被災者の救援に活動された仏教者の人々には筆舌に盡せぬ感謝と敬意をもちつつづける反面、約八万ヶ寺の仏教者がはたしてどれだけの行動がとれたのか。復旧が進むにつれて最も必要なのは心の救援だと指摘されました。だがこの声に充分にこたえられなかった無力さを今日も忘れることはできません。

オウム真理教事件についても宗教の空洞化と批判され、伝統仏教界には既に宗教的危機意識も自浄能力も失われているとまで批難されました。この事件をきっかけに宗教法人法の改正が論議され昭和二十六年に施行されて以来の一部改正となりました。この改正問題については、もっと時間をかけて慎重な論議を期待していました。何故ならば、その論議の中に自浄作用の必要性が認識されてくるからです。

また臓器移植法については日本人の伝統的生死観が問われました。そして本会加盟の各宗派・団体より積極的な提言があったことはこの法案施行後にも不備な点を直す方途を示すことになりました。

この数年間の仏教界に関連する問題を走り書きしましたが、社会の仏教界への要望は更に厳しいものとなりました。

本会財団創立四十周年を迎え、幾多の先達・先師の御労苦を偲び、仏教再生の契機として本会の充実を念願いたします。

本会の存在と必要性を新たに認識し、機構・組織の刷新を具体化し名実共に伝統仏教界の連合機関としての進展を衷心より願ひ御挨拶といたします。

— 同悲・共生・ボランティア —  
**忘れていません あの震災を**

**全日本仏教会  
財団創立40周年記念大会  
第37回全日本仏教徒会議**

日時—平成9年10月16日〔木〕午後1時より  
会場—兵庫県立文化体育館 神戸市長田区 入場無料

主催—(財)全日本仏教会  
協賛—兵庫県仏教会 神戸市仏教連合会  
後援—日本交通公社 近畿日本フーリスト 東急観光 東武トラベル

**阪神大震災被災地支援名筆展**

(財)全日本仏教会創立40周年記念事業

日時—平成9年9月23日〔火〕—9月29日〔月〕  
会場—大本山 増上寺 大殿地下ホール 入場無料

主催—(財)全日本仏教会 協賛—大本山 増上寺



1  
財団創立40周年記念事業  
第37回全日本仏教徒会議



# 世界仏教徒連盟会長メッセージ（和訳）

世界仏教徒連盟会長 サンヤ・ダルマサクテイ

二年前、神戸市に壊滅的な被害を、もたらした阪神・淡路大震災を心にとどめるために、全日本仏教会財団創立四十周年記念大会ならびに第三十七回全日本仏教徒会議が、仏紀二五四〇年（一九九七年）十月十六日、神戸市において開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

タイ国バンコク市に本部を置く世界仏教徒連盟（WFB）は、この記念行事の主催者およびすべての参加者に祝意を表すると同時に、全日本仏教会とともに大震災の犠牲者のご冥福をお祈りし、今なお神戸市の復興に努力する方々に励ましの言葉をおくらせていただきます。

仏教では、困難を克服し成功を取ることを*iddhipada*（四如意足）、つまり成功の鍵と言います。それは、次の四つの要素からなります。

- 1・意欲
- 2・精進
- 3・持続
- 4・思惟観察

困難を克服し成功を勝ち取るためのこの四つの要素は、人々があらゆる困難を乗り切り、栄光ある繁栄をその人々にもたらす基礎となる教えとして広く認識されております。

最後に、全日本仏教会のご発展ならびに、神戸市で開催される第三十七回全日本仏教徒会議の成功をお祈りいたします。  
全世界に平和と幸福が満ちあふれますように

A Message from  
President of the World Fellowship of Buddhists



On the occasion of the celebration of the Fortieth Anniversary of the Japan Buddhist Federation and the anniversary as well as the Thity-seventh Japan National Buddhist in Kobe City,Japan,on October 16,B.E2540(1997)with the main purpose to refresh the memory of the Great Kansai Earthquake which disastrously destroyed Kobe City two years ago,

We from the Headquarters of the World Fellowship of Buddhists, Bangkok, Thailand, have the honour to extend our best wishes to all participants and organisers,and especially to join with Japan Buddhist Federation in dedicating our meritorious actions to all casualties and encouraging Kobe people who are still working hard for reconstruction of the city.

According to Buddhism ways and means to win obstructions and achieve success are called Iddhipada or bases of success.They are four as follows:

- 1.Preference
- 2.Effort
- 3.Attention
- 4.Consideration

this fourfold base of winning obstructions and achieving success is widely known that it makes one nation prominent in struggling against all obstacles and leading the country and people to glorious success though the nation's name is not here mentioned.

May Japan Buddhist Federation be prosperous .May the Thirtyseventh Japan National Buddhist Convention in Kobe City,Japan be success though the nation's name is not here mentioned.

May Japan Buddhist Federation be prosperous.May the Thirtyseventh Japan National Buddhist Convention in Kobe City,Japan be successful.May peace and happiness all over the World.

Professor  
Sanya Dharmasakti  
President of the WFB

---

# 祝辞

## 日本宗教連盟理事長 廣瀬静水



全日本仏教会が、一九五七（昭和三二）年、財団法人として発足されてより、本年、四十周年という意義深い佳き日に記念式典が盛大に挙行されますことを、心からお慶び申し上げます。

全日本仏教会は、伝統仏教の主要な六十宗派、都道府県仏教会、各種仏教団体を網羅して、仏陀の和の精神を基調とする全一仏教運動を展開され、国の内外で多大な成果を挙げて今日に至られました。その輝かしい歴史を築かれた並々ならぬご努力、ご尽力に対しまして深甚の敬意を表するものであります。

創立四十周年を記念する今回のご事業が、「阪神・淡路大震災」を風化させることなく深く心に刻み、仏教者としての今日的使命と課題を明らかにするとの大悲願にたつて、「阪神・淡路大震災」犠牲者の追悼法要の厳修、須磨寺境内の追悼碑建立、シンポジウム、被災地支援名筆展等々の諸活動を展開されてまいりましたことは、まことに画期的で、特筆すべきであると存じます。

顧みますと、一昨年の阪神・淡路大震災は一瞬にして多数の尊い人命を奪い、現代都市文明の象徴ともいふべき高速道路や高層ビルを崩壊しました。われわれは、予想し得なかつた災害を前にして、自然の猛威と人間の無力さを改めて思い知らされました。

この天の与えた大教訓を「喉もと過ぐれば熱さを忘れる」の例えのごとく、今や忘れられようとする風潮の中で「忘れていません あゝの震災を」のスローガンは、現代社会の悪弊を警鐘乱打し、共生の新世纪をめざす真の文明のありようを問いかける画期的な意義をもつものであると信じて疑いません。

どうか四十周年のまことに意義深い節目にあたり、今後ますます積尊のみ教えの真実を広く世人に普及発揚され、慈悲の実践を通して時代を導く積極的な教導、ご活躍賜らんことを切にお願い申し上げますとともに、全日本仏教会の各位様のご健闘と、いつそうのご発展を心から祈念申し上げます。祝辞とさせていただきます。

# 祝辞

自由民主党総裁

橋本龍太郎



本日、全日本仏教会が財団創立四十周年をむかえられましたことを、心よりお慶び申し上げます。同時に、阪神・淡路大震災の復興間もない神戸市において、財団創立記念事業、第三十七回全日本仏教徒会議を開催し、犠牲者の追悼とさらなる救援活動を実践される貴会に、改めて深甚なる敬意を表する次第であります。

全日本仏教会は、昭和二十九年に結成され、昭和三十二年に財団法人として発足されました。爾来、仏陀の和の精神を基調に宗派や教義を越え、全一仏教運動として様々な形で社会に貢献されてこられました。

その活動は、幼児教育を中心とする教育問題への取り組みや国宝・重要文化財の保全、また、「人間平等」の観点から同和問題の解決に全力をあげて取り組む等、枚挙にいとまがありません。

さらに、世界仏教徒連盟の一員として国際親善、国際救援運動を積極的に推進する等、わが国のみならず世界的評価を受けておられます。

思えばこの四十年間は、わが国にあっては、二度のオイルショックやバブル景気の終焉があったものの、高度経済成長を遂げ、国際社会においても重要な地位を確立した年月でありました。

しかし、こうした文明社会の発展は、数々の弊害を生み出し、近年のオウム真理教事件や青少年犯罪の増加に象徴されるごとく自己を喪失し、善悪の判断すらつかない人々を現出させることとなりました。そして、このような現実がわが国だけでなく、世界的に見て機械文明の異常な発達による人間喪失、マスコミ文化の巨大な機構による自己喪失の到来を予感させるものでもありました。

新たな世紀を迎えようとしている今、国家・国民の幸福や世界人類の安寧にとつては、急速な技術革新と情報の渦によって、益々多様化する価値観の中で、すべての人々が共有できる不変の真理が必要とされていると存じます。

二十一世紀に経済的にも精神的にも成熟した国際国家として発展するためには、不変の真理を何百年にわたり探求し、わが国の精神文化の中心をなしてこられた仏教界の役割が益々重要になることと存じます。

本年四十周年を契機に、宗派、教義を越えた全一仏教運動の輪がさらに広がり、人類・社会に寄与されんことを念願し、お祝いの言葉といたします。

## 祝辞

文化庁長官

林田英樹



本日は、全日本仏教会の財団創立四十周年の記念式典にお招きいただきありがとうございます。一言、ご祝辞を申しあげます。

全日本仏教会が昭和三十二年に財団として創立されて以来、目まぐるしく移り変わる現代社会の中で、それぞれの宗派などの方々が相互の親密な連携のもとに、仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的として活動が続けてこられ、今日ここに、創立四十周年をお迎えになられましたことを、心からお慶び申し上げます。

本日の式典は、一昨年の一「阪神・淡路大震災」によって甚大な災害に見舞われましたこと神戸で開催されているわけですが、日本国民は、あの震災を通じて、人間の日常の営みの大切さ、人ひとりひとりの命の尊さを実感したわけでございます。日頃から、仏教の各宗派の枠を超え、人間の命あるいは人間の心の問題について真摯に取り組み、様々な成果をあげられていることに対して、深く敬意を表すところであります。

我が国の国際化に伴い仏教界におきましても、常に国際的な視野に立ち、諸活動を推し進められています。近年、アジアの仏教圏の諸国との仏教文化の交流が以前にも増して活発となっております。このことは文化の交流の上からも、国際理解の観点からも、大変有益なことであり、この面におきましても全日本仏教会の活動に大きな期待を寄せるものであります。

また、文化の国際交流のため、文化庁としても、日本の貴重な古美術を海外で公開しておりますが、仏教関係美術の公開に際しましては、仏教界の皆様のご理解・ご協力を賜っており、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

最後になりましたが、全日本仏教会のご発展とご列席の皆様方のご健勝をお祈り致しまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

# 趣旨及び経過について

「全仏」誌四二五号（一九九七年一月号）で白幡憲佑理事長は「生死事大無常迅速」と題された以下の年頭の挨拶を表明し、理事会決定に基づき財団設立四十周年記念事業の内、記念大会と第三十七回全日本仏教徒会議を兵庫県神戸市で開催することを加盟団体および関係各所に向けて初めて公式に表明した。

## （全仏誌四二五号記事）

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

本年は全日本仏教会が財団法人として組織されてより四十周年と云う記念すべき年であります。既に旧冬の常務理事会、理事会で今秋十月に、その記念大会と第三十七回全日本仏教徒会議を神戸市に於いて併せ開催することが決定されました。

戦後五十余年、日本人は平和と安全を当然のように享受してきましたが今回の阪神淡路大震災によって安逸の夢は空しく崩壊されました。機械文明の脆弱さと多くの尊い生命を失う現実には、諸行無常、生死事大の仏教の真理を改めて知らされたのであります。

一瞬一瞬に生かされる生命の尊さも物質至上主義や科学万能の思潮によって、いつしか忘却されている現代人に対し、いまこそ生と死の原点を説くことが仏教者の責務

であります。この災害を風化させることなく仏教者の使命感を真摯に省みる聖機として四十周年記念大会を神戸の地に開催することにいたしましたのであります。（以下略）

この表明以前、事務総局では白幡理事長の指示をうけて一九九六年度（第二十二期）当初より財団設立四十周年記念事業開催準備にとりかかり、年度最初の理事会（五月三十一日）に議案として上程し記念事業を行う方向について承認をえた。

理事会の承認後、事務総局内では具体的作業が始まった。今回の記念事業をただお祭に終わらすことなく、仏教界にとつて真に意義あるものにするために、阪神淡路大震災被災地を記念事業の中心地としなければならぬという理事長の見地にしたがつて、兵庫県仏教会と神戸市仏教連合会との接触が始められた。県仏は本会加盟団体で



あるが、市仏は本会の直接の加盟団体ではないため、本会の申し出には当惑されたようであった。そして、現在の神戸では各寺院は自坊の復興に専心して、とても全仏の記念大会に協力するだけの余力はないであろうというのが返答であった。しかし、神戸を記念事業の中心地とする以上、地元の仏教会の理解と協力無しでは本事業も成立しないため、一九九六年九月六日、本会事務総長と総務部長は神戸市に赴き初めて市仏の幹部方と面会し、本事業の意義と市仏会員の協力依頼を直接行った。当日参加した県仏会長高見寛康師、同事務局局長市村隆玄師、市仏会長衣笠諦道師、同総務部長村田俊明師、同広報部長梶井洋尚師との意見交換は六時間におよんだ。その結果、九月

十日と二十七日に開催される市仏の会議に上程して最終結論を出すこととなった。

市仏の方々は幸いにも本会の記念事業開催の願いを理解下さり、復興のご苦労の中、本会の記念事業に協力をいただける旨回答を得たのは十月に入ってからであった。

神戸市仏教連合会の回答を得たことで、十月十四日に開催した理事会で、一九九七年秋に神戸市で開催されることが決定された。これで本会事務総局は記念事業の計画化に着手できることになった。

さらに、記念事業の柱の一つとして当初より考えられていた、震災を契機とした仏教ボランティア活動への反省や展望、さらに社会への広報が機能された大会になるために、十一月十四日理事長、本会同和推進部長、同総務部次長は神戸市の曹洞宗国際ボランティア会（SVA）神戸事務所へ赴き、同所に参集したボランティア団体の代表者に記念事業を神戸で行う旨を説明したうえで、参集のボランティア活動に携わってきた方々の意見を頂戴した。

地元団体の支援を受けて、事務総局は開催日時・場所・事業内容を具体化する作業に入り、記念事業を①追悼法要②被災者支援清興③仏教者のボランティア活動に関するシンポジウムの三つを第三十七回全日本仏教徒会議として開催し、その他④記念式

典・レセプション⑤震災物故者追悼碑建立⑥被災地支援活動（バザー等）⑦被災地支援名筆展⑧記念誌発行をその全容として計画された。全日本仏教徒会議は開催日時を一九九七年十月十五日（水）、あるいは十六日（木）、場所を神戸市長田区、兵庫県立文化体育館、式典は同日午後五時より神戸市中央区新神戸オリエンタルホテル、追悼碑は神戸市須磨区真言宗須磨寺派大本山須磨寺境内に建立、その他については詳細未定、となった。

また、従来の全日本仏教徒会議は運営を共催加盟団体に任せていたが、今回の開催地神戸の現況に鑑み資金面、実務運営は極力地元の負担を減らすため、全日本仏教会議事務総局が全面的に企画作成と実行に係わることとなった。

十二月二日に開催された常務理事会では、以上の基本的な計画と予算、そして運営委員会の設置が承認された。

一九九七年一月二十九日（水）理事会評議員会が開催され記念事業内容と「全日本仏教財団創立四十周年記念事業並びに第三十七回全日本仏教徒会議運営委員会規約」が承認を受け、今後の計画は運営委員会との共同作業となった。その後、運営委員も加盟宗派・団体・関係者からの推薦を得て委員会が構成された。

一九九七年二月四日（火）第一回運営委員会が運営委員のほか関係者やオブザーバー出席のもと、京都グランドホテル（当時）で開催され、委員長に小林照宥師（真言宗智山派総務部長）、副委員長に白川謙敬師（東京都仏教連合会理事長）、市村隆玄師（兵庫県仏教連合会事務局）が選出された。委員会では記念事業の主旨の検討など基本事項を確認のうえ、個別の問題について審議された。中でも大会スローガン、ボランティア団体との連携、シンポジウムの構成、被災地支援の方法、被災者の記念事業への参加、等に多くの時間をさいて審議された。また、委員会終了後別室にて記者会見が行われ、理事長と委員長より本記念事業について報道十社に説明を行い、質疑に回答した。

一九九七年三月三日（月）第二回運営委員会が明照会館で開催された。前回に引き続き記念事業全般にわたって審議が重ねられた。とくに、全仏の加盟団体でないボランティア団体との連携について、遠隔地の仮設住宅からの参加者のためにバス輸送を考へること、本記念事業を貫くスローガンの制定等に多くの時間があてられ審議された。

この会議で今後の審議は構成される小委員会を中心として活動し、その報告を運営

# 1・趣旨及び経過について

委員会にて行うこととなった。

この二回の運営委員会で固められた主旨および骨子は『全仏』誌四二七号（一九九七年四月号）で以下のように加盟各団体に周知され、協力を仰ぐこととなった。

## （以下全仏誌）

全日本仏教会は、今年、財団法人になって四十年目を迎える。昨年から、これに関する記念事業が検討されてきたが、去る一月二十九日の理事会・評議員会を経て、次のような「財団創立四十周年記念事業並びに第三十七回全日本仏教徒会議」の大綱が決定され、実施のための運営委員会が設置された。

◎期日 平成九年十月十六日（木）

◎会場 兵庫県立文化体育館（神戸市）

◎主催 全日本仏教会

◎予算 約二八〇〇万円

◎事業 阪神・淡路大震災物故者追悼法要、記念式典（講演、シンポジウム、清興）、墨蹟展、記念誌出版、慰霊追悼碑建立、等々

## ◎開催主旨

全日本仏教会は一九五七（昭和三二）年、財団法人として発足し、伝統仏教の主要な六十宗派、都道府県仏教会、各種団体を網羅して、仏陀の和の精神を基調とする、全

一仏教運動を展開してまいりました。戦後社会における、急激な科学技術の進展によって、人々は物質的な豊かさや平和を享受し、繁栄があたりかも永遠に続くかのような錯覚に陥っておりました。しかし、一昨年の阪神・淡路大震災は、そうした夢を、無残にも打ち壊したのです。現代都市文明の象徴ともいべき高速道路やビルが、一瞬にして崩壊し、多数の尊い人命が失われました。誰も予期し得なかった自然災害の前で、人の命の危うさ、明日の世の不確かさという、娑婆世界の真相が明らかになりました。私たちは「常あるもの無し」という積算のみ教えが真実であることを、再び説き示されたのです。

一方、被災地では、多くの仏教関係者が、震災直後から自主的・主体的にボランティアとして救援活動に取り組み始めました。これは、仏教における慈悲の精神が具現化した菩薩行といえます。

こうした活動の背景には、以前からさまざまな形で、海外援助活動等を行って来た仏教系諸団体の経験と実績があります。さて今日、一般社会の仏教教団を見る目には、大変厳しいものがあるのではないのでしょうか。伝統仏教が今の世に、生き生きと再生するためには、私たち自身が、何を求められているのか、もう一度顧みなくてはなり

ません。そうした時、救援活動の積極的な推進が、欠くことが出来ないことに気づかれます。

本会は、まもなく財団創立四十周年の節目を迎え、これを記念して第三十七回全日本仏教徒会議を開催します。記念大会においては、阪神・淡路大震災によって明らかにされた、近代文明の危うさ、生死の無常を深く心に留めると同時に、「慈悲の実践」としての仏教救援活動を積極的に展開するよう、広く訴えていきたいと存じます。

（以上）

運営委員会小委員会はその後三月二十四日、四月七日と開催され本事業の最終的な骨子が固まることになり、その後五月三十日開催の理事会で以下のことが報告され、



# 1・趣旨及び経過について

記念事業予算ともども了承された。

## スローガン「忘れていません あの震災を」

### 同悲・共生・ボランティア

#### 主な事業内容

#### ①追悼法要

日時 一九九七年(平成九年)十月十六日(木)

午後一時～二時、

会場 兵庫県立文化体育館

(神戸市長田区)

導師 全日本仏教会会長 高井隆秀 祝下

協導師 全日本仏教会副会長 各祝下

式 衆 真言宗智山派式衆

雅 衆 智山雅楽会

随 喜 加盟団体代表者

法 話 ※検討中(後日、浄土宗宗務総長

成田有恒師に決まる)

#### ②被災者支援清興

・出演者 三遊亭圓歌師匠・三遊亭小圓歌

師匠・柳家とし松師匠

※追悼法要終了後、同会場にて午後四時頃

まで

#### ③シンポジウム

・テーマ 「仏教者のボランティア活動と

は」(仮称)※追悼法要終了後、同体育館の

別会場にて午後四時半頃まで

#### ④記念式典・レセプション

日時 一九九七年(平成九年)十月十六日 午

後五時から

会場 新神戸オリエンタルホテル(神戸市

中央区)

#### ⑤追悼碑建立

建設地 真言宗須磨寺派大本山須磨寺境内

(神戸市須磨区)

法要期日 一九九七年(平成九年)十月十五日

(水)※時刻未定

#### ⑥被災地支援名筆展

期日 一九九七年(平成九年)九月二十三日

(火)～二十九日(月)

会場 浄土宗大本山増上寺大殿地下「三縁

ホール」

※被災地パネル展・ルンビニー園復興事業

パネル展を同時開催

#### ⑦被災地支援活動

バザー、ボランティア団体寄託金等

#### ⑧記念誌出版

※検討中

#### ⑨記念品

レセプション出席者

(1)会長揮毫扇面 (2)被災者手作り品

追悼法要参列者

(1)仏教聖典、(財)仏教伝道協会より寄贈

(2)その他検討中(後日、株ユーハイムか

ら特別提供を得てクッキーとする)

事務総局は理事会終了後いよいよ具体的

に記念事業準備の作業にとりかかることになった。

準備段階で議論が大きく分かれたのは事前広報の方法であったが、結局、事業の意義を理解していただき、名筆展や大会に参加をよびかける、趣意書、ポスター、チラシ、バザー呼びかけ等を同封して関係地の一般寺院に送付することになった。その範囲は兵庫県内・大阪府内寺院および名筆展開催地に隣接する東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県内寺院が対象となった。この六都府県下一二七六八ヶ寺に各都府県仏組織を通して案内状が發送され始めたのは七月になってからであった。

七月にはいと名筆展にご出展の墨蹟も届き始め表装や会場設営の計画等、記念事業が始まったことを実感させられ、大会まで事務総局は忙殺されることになっていった。今回の記念事業は多くの方々善意・協賛をもって遂行された。報告の中で言及できなかった団体に紙上をかりて御礼を申し上げます。

全日本仏教青年会・全日本仏教婦人連盟・神戸J Bクラブ・阪神淡路大震災仮設支援連絡会・神戸市仏教連合会婦人会・神戸市交通局・山陽電鉄・大関株式会社・中野石材株式会社・兵庫県立文化体育館・阪神高速長田トンネル工事事務所



# 記念大会並びに記念事業

## 記念大会（「阪神・淡路大震災」物故者追悼法要・清興）

全日本仏教会の財団創立四十周年記念大会並びに第三十七回全日本仏教徒会議が、十月十六日、「忘れていません」あの震災

を「―同悲・共生・ボランティアをテーマとして、兵庫県立文化体育館（神戸市長田区）で開催された。この体育館が会場に

### 阪神淡路大震災物故者回向文

敬つて大恩教主釈迦牟尼如来諸尊聖衆、殊には各宗祖師方総じては仏眼所照一切三宝の境界に白して言さく

夫れ惟れば先亡得脱の為に回向し奉るは、後昆の至情報恩の途これに過ぎたるは無し。然れば即ち同悲実践の一助として、本日茲に全日本仏教会財団創立四十周年を記念し、特に阪神淡路大震災に物故せられし諸精霊の、追薦成三仏果の菩提を祈る。今静かに顧みれば不慮の災害とは云え、一瞬にして数千の命を奪えし阿鼻叫喚の悲痛、いまだにその傷痕消え去る事なく、切々たる遺族の思い出又新たならん。会者定離の理と雖も、愛執の念断ち難きは人倫の至情、誰かよくこの苦しみを免れんや。只願わくば遺族の安

選ばれたのは、長田区が震災の中心地で、被害が最も大きい地域だったためである。

快晴に恵まれたこの日、正午の受付開始を待たずに、市内の各仮設住宅から被災者の人たちが続々と集まり始めた。今回は、特に仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者を元氣付けるため、ボランティア関係者の協力を得て、大型バスでの送迎が

寧と擁護に、無限の加護を垂れ給わんのみ。今拙浄侶と共に只管靈前に深般若の妙典を誦誦し、秘法を修して懇ろに回向の法蓮を捧げん。

若し然らば物故諸精霊、この功德に報い速く成仏して清き白蓮の尊に遊歩し、涅槃の妙果益々増進して本尊如来の靈光に加被せられ、遍照の利生を持って無上の菩提を証し、密厳浄土の法味に浴せられん事を。重ねて乞う参集篤信の諸人、現世安穩、後生得楽、遺族護念、増進仏果、乃至法界平等利益。

維時平成九年十月十六日

全日本仏教会会長 高井隆秀 敬白



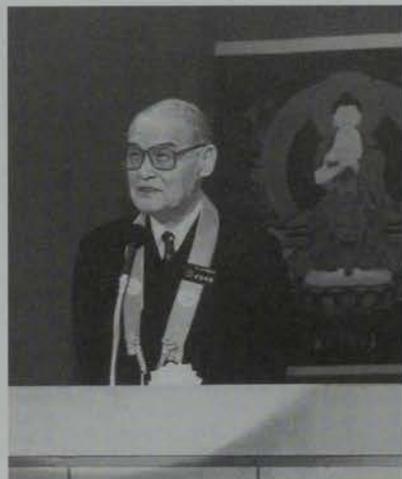
行われた。

午後一時、約千五百人の参加者を前に、白幡憲佑理事長が開会挨拶、仏教徒会議の大会旗返還につづいて、高井隆秀会長を御導師に、松山寛恵・森田禅朗両副会長、小池弘三須磨寺派管長、神戸市各区仏教会長を脇導師として、阪神・淡路大震災物故者追悼法要が、厳粛に営まれた。

智山雅楽会による楽の音が、会場に響き渡り、壇上をうめ尽くした各宗派の袈裟・衣を身にまとった随喜出仕者が、読経を始めるのと、さしもの広い体育館も、荘重な雰囲気にも包まれた。



# 1・記念大会並びに記念事業



追悼法要に続き、成田有恒浄土宗宗務総長が「供養の力」というテーマで法話。供養の持つ意味とその大切さを話された。



休憩時間をはさんでの清興は、初めに柳家とし松師匠が独楽や傘を用いた伝統芸を披露し、続いて三遊亭小圓歌師匠が、継承



者の少ない女流三味線漫談で会場を大いに湧かせた。続いて、落語協会会長の三遊亭圓歌師匠は、会場を爆笑の渦に巻き込む大熱演で、仮設住宅からの参加者も、その笑いの中に元気の源を得たようだった。

最後に、神戸市仏教連合会の衣笠諦道会長が閉会の辞を述べて記念大会は閉幕となった。

また、入り口近くのロビーでは、大会の間、被災者の手作り品の展示即売コーナーが設けられ、多くの人でにぎわっていた。

# 記念式典



記念式典は、会場を新神戸オリエンタル・ホテルに移して、午後五時半から開催された。

最初に白幡理事長の主催者挨拶が行われ、玉沢徳一郎自民党組織本部長（橋本龍太郎総裁代理）、チャロン・ウイスモル世界仏教徒連盟（WFB）副会長、笹山幸俊神戸市長、林田英樹文化庁長官、上田卓三部落解放同盟中央執行委員長、溜水義久兵



庫県副知事、廣瀬静水日本宗教連盟理事長の各氏から、次々に祝辞が寄せられた。その後、この記念大会開催に、特段のご協力いただいた大本山増上寺及び、仏教伝道協会に、白幡理事長から感謝状が贈られた。また阪神・淡路大震災「仮設」支援NGO連絡会には、感謝状に併せて義援金が贈られた。

次に、高見寛康兵庫県仏教会会長の発声で乾杯が行われ、約三百人の参加者による和やかな懇談がつづいた。そして午後七時半、荒川正憲事務総長の閉会挨拶で、全ての日程を終了した。

「阪神・淡路大震災」  
物故者追悼碑建立法要

十月十五日、真言宗須磨寺派大本山須磨寺で、阪神淡路大震災物故者追悼碑建立法要が行われた。追悼碑は本財団創立四十周年記念事業の一環として、多くの震災犠牲者を追悼するため、七月より須磨寺境内に建立が進められていたもの。基壇を合わせて高さ三・三メートルの石造で十月初旬に



完成した。碑には本会加盟団体代表の染筆も納められている。

当日は午前十一時に碑の除幕の後、本会高井会長を御導師に、須磨寺有縁ご寺院の出仕のもと法要が厳修され、参列者焼香へと続いた。本会白幡理事長の挨拶の後、特に建立にご協力頂いた大本山須磨寺と中野石材株式会社、白幡理事長より感謝状が贈呈された。その後、須磨寺保存会が「神戸復興讃歌」等二曲を一絃琴で演奏し、十二時前終了した。

追悼碑建立発願

平成七年一月十七日午前五時四十六分、阪神地方の都市文明は一瞬にして崩壊した。

阪神・淡路大震災である。科学万能の思想に安定を委ねてきた物質社会は予想せざる自然の脅威に抗しきれなかった。

釈尊の「常あるものなし」の教えが現代に於ても真実であることを知らされたのである。

この大震災によって六千五百余人の尊い生命が失われ約四十万棟の家屋が破壊・焼失された。

この悲しみ、この苦しみを風化させてはならない、大震災による幾多の教訓を

深く心に刻み、物故者の追悼を祈念し、人々の生きる心よりどころとして本会は財団創立四十周年・第三十七回全日本仏教徒会議を神戸市に於て開催するに当たり、追悼碑の建立を発願した次第である。

建立に際しては大本山須磨寺の御厚情により境内地の提供を頂き塔内には各宗師表による染筆が納められたのである。

また各位より協賛の浄財を賜り、その芳名を裏面に刻し茲に衷心より敬意と謝意を表するものである。

維時 平成九年十月十五日

(財)全日本仏教会 理事長 白幡憲佑



追悼碑に納める御染筆及び各猥下御芳名

(順不同)

真言宗智山派管長 高井隆秀猥下

〔南無大師遍照金剛〕

曹洞宗管長 宮崎奕保猥下

〔摩訶般若波羅密多心經〕一卷普

回向

浄土真宗本願寺派門主 大谷光真猥下

〔願帳〕

真宗大谷派門首 大谷暢顯猥下

〔慧燈〕

浄土門主 中村康隆猥下

日蓮宗管長 田中日淳猥下

〔南無妙法蓮華經〕

高野山真言宗管長 稲葉義猛猥下

〔佛光照天地〕

臨濟宗妙心寺派管長 松山寛惠猥下

奉哀兵庫地震被災

〔石裂山崩屋倒顛 哀號悲泣哭蒼天 安身立命求那處 殘照荒涼六甲邊〕

天台座主 渡辺惠進猥下

〔福聚海無量〕

真言宗豊山派管長 濱野堅照猥下

〔遍照金剛〕

真言宗須磨寺派管長 小池弘三猥下

〔般若理趣經〕〔百字偈〕

以上



〔阪神・淡路大震災〕物故者追悼碑建立協力者御芳名

(順不同)

株式会社神戸製鋼所

神奈川中央交通株式会社

神奈川三菱ふそう

自動車販売株式会社

横浜車輛工業株式会社

鹿島建設株式会社

清水建設株式会社

中野石材株式会社

曹洞宗大本山 永平寺

曹洞宗大本山 總持寺

真宗大谷派 (東本願寺)

浄土宗総本山 知恩院

日蓮宗総本山 久遠寺

真言宗各派総大本山会

総本山 長谷寺

総本山 仁和寺

大本山 宝山寺

総本山 智積院

総本山 朝護孫子寺

大本山 勸修寺

大本山 大覚寺

総本山 醍醐寺

総本山 根来寺

大本山 中山寺

総本山 金剛峯寺

総本山 西大寺

総本山 教王護国寺

大本山 清澄寺

総本山 泉涌寺

総本山 善通寺

大本山 須磨寺

大本山 随心院

横浜市 浄土宗 光明寺

横須賀市 浄土宗 良心寺

町田市 浄土宗 養運寺

上野市 曹洞宗 正興寺

東京都 とげぬき地藏 高岩寺

船橋市 真言宗豊山派 西福寺

船橋市 真言宗豊山派 不動院

船橋市 真言宗豊山派 無量寺

施工 中野石材株式会社



# 1・記念大会並びに記念事業

## 「阪神・淡路大震災」被災地支援名筆展



事業パネル展も同時に同所で開催された。収益は被災地支援のために役立てられた。

去る九月二十三日から二十九日まで、大本山増上寺大殿地下「三縁ホール」で、阪神・淡路大震災被災地支援名筆展が開催された。

初日には、増上寺法主・藤堂恭俊台下一と白幡憲佑理事長の手によりテープカットが行われた。また、被災地神戸の現状についてのパネル展示、また本会のルンビニー園復興



## 阪神・淡路大震災被災地支援名筆展御出展者

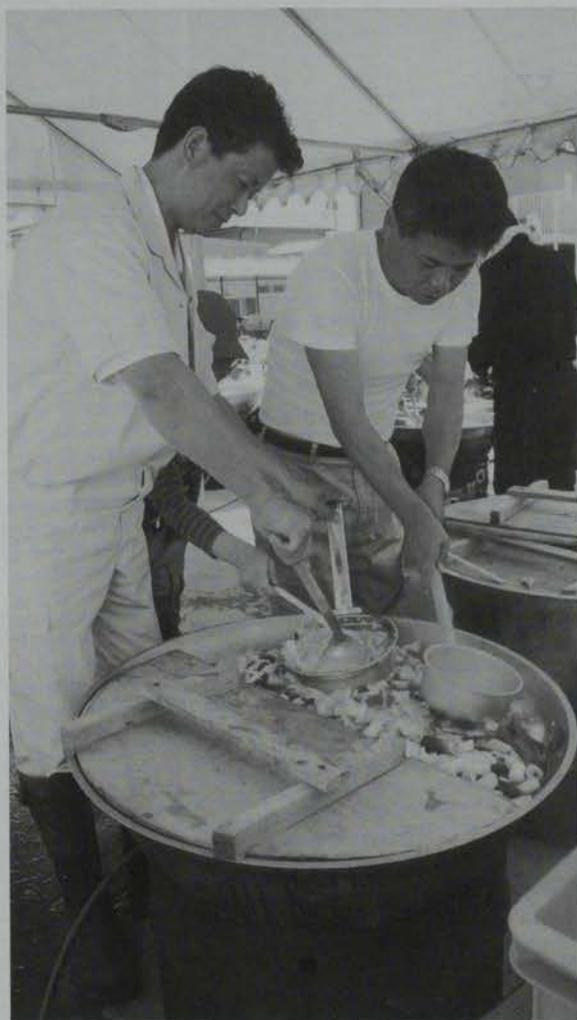
(順不同敬称略) (職位は平成9年9月現在による)

鈴木鳳永(信貴山真言宗朝護孫子寺元管長)、中川祐俊(真言宗豊山派元管長)、梅田信隆(曹洞宗前管長)、春見文勝(臨濟宗妙心寺派前管長)、白井慈勲(融通念佛宗管長)、高吉清順(真言宗善通寺派管長、稲葉義猛(高野山真言宗管長)、川村俊朝(真言宗泉涌寺派管長)、有馬頼底(臨濟宗相国寺派管長)、足立大進(臨濟宗円覚寺派管長)、林文照(黄檗宗管長)、石堂忠教(真言宗中山寺派管長)、谷口光明(真言律宗管長)、中村康隆(浄土門主)、山本孝圓(天台眞盛宗管長)、吉田正道(臨濟宗建長寺派管長)、吉田裕信(真言宗御室派管長)、渡邊惠進(天台座主)、河野憲善(時宗管長)、松山寛惠(臨濟宗妙心寺派管長)、大谷暢顯(眞宗大谷派門首)、森準玄(浄土宗西山禅林寺派管長)、高野純雄(西山浄土宗管長)、守屋弘齋(華嚴宗管長)、濱野堅照(真言宗豊山派管長)、高井隆秀(真言宗智山派管長)、宮崎奕保(曹洞宗管長)、麻生文雄(真言宗醍醐派管長)、塩沢大定(臨濟宗南禅寺派管長)、清水谷孝尚(聖観音宗管長)、高田好胤(法相宗管長)、毛利正明(天台寺門宗管長)、大谷光真(浄土眞宗本願寺派門主)、鶴飼慶範(浄土宗西山深草派管長)、森田禪朗(和宗管長)、江藤澄賢(浄土宗大本山清浄華院法主)、戸松啓真(浄土宗大本山光明寺法主)、藤堂恭俊(浄土宗大本山増上寺法主)、上井寛圓(真言宗大覚寺派管長)、成田芳髓(曹洞宗大本山総持寺貫首)、喜美候部継宗(曹洞宗大本山永平寺副貫首)、高橋隆天(真言宗智山派大本山川崎大師平間寺貫首)、坪井俊映(浄土宗大本山金戒光明寺法主)、岡本永司(真言宗豊山派大本山護国寺貫首)、赤松達明(黄檗宗宗務総長)、倉信隆源(真言宗御室派宗務総長)、川崎観隨(西山浄土宗宗務総長)、小林慶存(天台寺門宗宗務総長)、虎山秀禪(臨濟宗南禅寺派宗務総長)、大竹明彦(曹洞宗前宗務総長)、成田有恒(浄土宗宗務総長)、安田映胤(法相宗宗務総長)、能邨英士(眞宗大谷派宗務総長)、畔柳正顕(浄土宗西山深草派宗務総長)、杉谷義純(天台宗宗務総長)、村主康瑞(真言宗中山寺派総務部長)、中村梅之助(劇団前進座)、中村梅雀(劇団前進座)、嵐圭史(劇団前進座)、林錦洞(浄土宗芸術家協会会長)、秩父美也子(書家)、菅生戒応(真言宗豊山派住職、書家)、三遊亭圓歌(落語協会会長)

# 1・記念大会並びに記念事業

## ふぐ鍋三千食出張提供

十月十五日、御蔵通り五丁目の共生共創センター「もやい」を会場に、下関唐戸魚市場株式会社協賛のもと、本財団創立四十年記念事業の一環として「ふぐ鍋」三千食分の出張提供がおこなわれた。



前日、下関で仕込みを済ませたふぐを満載したトラックは、五人の有志の手によって早朝の神戸に到着。多くのボランティアの皆さんの協力を得て準備は順調に進み、十二時から提供が始まった。近隣を中心に手に鍋などの容器を手にした多くの人々が集まり、用意した三千食のふぐは瞬く間になくなった。

また、身体の不自由なお年寄りなど、会場へ赴けない人のもとへは、ボランティアの手によって二百食余りのふぐが届けられた。

「まだまだ、物心両面の支援が必要です。

こうした神戸での出来事に、日本の皆さんが少しでも共感を持ち、自分の課題として捉えていただければと思います。ボランティアの一人がこう話してくださった。



2 全仏十年の歩み



# 全日本仏教徒会議 (第三十三回〜第三十六回)

一九五二年、世界仏教徒日本連盟（WFB日本センター）が発足し、その活動の一つとして、全日本仏教徒会議を開催することが決定された。そして一九五三年には、第一回全日本仏教徒会議が高野山で開催された。また翌一九五四年には、その年創立された全日本仏教会主催のもとに、第二回大会が永平寺で開催され、以後今日まで日本各地で加盟団体の協力のもと開催されている。ここでは、過去十年間に開催された全日本仏教徒会議の概要を紹介する。

## 第三十三回 岐阜大会

期日 一九八八年九月十日

場所 岐阜県民体育館

主催 全日本仏教会

岐阜県仏教会

第三十三回全日本仏教徒岐阜大会は、一九八八年九月十日、岐阜県民体育館で開催された。会場には岐阜県内を中心に約一万三千人が参集。過去最大規模のものとなった。

第一部は式典。寺町研山大会本部長（岐阜市仏教会会長）による開会の辞、加納博司大会実行委員長（岐阜県仏教会会長）による経過報告に続いて、谷耕月大会名誉会

長（臨濟宗妙心寺派正眼寺僧堂師家）の導師によって二万人を超える参加者の読経が行われた。

続いて、主催者代表の大谷光真大会総裁（全日本仏教会会長・浄土真宗本願寺派門主）、杉山令肇大会会長（岐阜県仏教会顧問・参議員議員）、安田梅吉岐阜県僧信徒会名誉会長が挨拶を行った。

第二部の総会では議長団選出の後、前日行われた公開シンポジウムの報告がなされ、それに続いて大会決議文が発表された。昼食をはさみ、子供たちが参加しての郷土芸能が披露された。

続く第三部は、松原泰道南無の会会長、花山勝友武蔵野女子大教授、広瀬果大谷大



大法輪の下、美しい花に飾られた中央ステージ（第三十三回岐阜大会）

学教授がそれぞれ講演を行った。

第四部はアトラクションとして、原田直之とその社中による民謡大会が行われた。

また「二十一世紀は心の時代」をメインテーマとし、その一環として次のような行事が県内各所で行われた。八月二十五日は「檀信徒大会」（瑞浪市総合文化センター）、大会前日の九月九日に「仏教婦人大会」



挨拶をする春見大会総裁（第三十四回大阪大会）

（大垣市文化会館）と十万人のアンケートをもとにした「公開シンポジウム―医療と仏教の接点」（岐阜教育大学）、また大会翌日の九月十一日には、「幼児と母親大会」（岐阜市民会館）も開催された。

### 第三十四回 大阪大会

期日 一九九〇年九月十一日  
場所 大阪フェスティバルホール  
主催 全日本仏教会  
大阪府仏教会

第三十四回大会は、一九九〇年九月十一日、大阪中之島の大阪フェスティバルホールを会場に開催された。会場へは全国から約二千五百人が参集。また、大阪では一九

六二年の第十回大会に続いて二回目の開催となった。

大会テーマは「いまともしびを―現代社会の繁栄と荒廃―」。当時、大阪では「花と緑の博覧会」も開催されており、大会前日には花博会場いのちの塔前広場で、ここもカーニバルを開催。府内の仏教関係幼稚園児約千名が鼓笛隊、遊技などを披露した。大会当日は、正午から式典が開かれ、平興誓大会実行委員長の開会宣言に続き、法要が行われた。その中、大谷女子大・短大のコーラスによる大会讃歌が響き、全世界に向けての大会メッセージが読み上げられた。

続いて春見文勝大会総裁（全日本仏教会

会長・臨濟宗妙心寺派管長）、鈴木龍珠大阪府仏教会会長らが挨拶。来賓祝辞に続き、豊島今雄大会広報委員長が、現在進行中のイラク紛争を憂慮した緊急動議を読み上げ、拍手の中採択された。第二部では大谷光真浄土真宗本願寺派門主の記念法話に続

き、直木賞作家の津本陽氏が「現代社会の繁栄と荒廃」をテーマに基調講演を行った。続いて、映画監督の松林宗恵氏の司会で、津本氏、金岡秀友東洋大学教授、歌手のさだまさし氏が参加して、日本人の文化論を中心にしたシンポジウムが行われた。

続くアトラクションでは、さだまさし氏が熱唱。場内はユーモアとあふれる感動の渦でつつまれた。

最後に増田貞圓大阪府仏教会副会長が閉会の辞を述べて終了。夕刻には、会場を市内の全日空ホテルシェラトンへ移して、祝賀会が開催された。

### 第三十五回 九州大会

期日 一九九二年九月十一日  
場所 北九州市厚生年金会館  
主催 全日本仏教会  
福岡県仏教連合会

一九九二年九月十一日午後一時より、北九州市の九州厚生年金会館で、「いのちかがやけ―人と生まれよるこびり―」をテーマに第三十五回大会が開催された。

三千人もの参加者の中、式典は鎮西敬愛学園合唱団のコーラスによる仏讃歌によるオープニングセレモニー、前回の開催地である、大阪府仏教会の森田禅朗会長から大会旗の伝達、続いて大会総裁・山田恵諦全

## 2・全日本仏教徒会議



大会旗が伝達（第三十五回九州大会）

仏会長、大会実行委員長・黒田英之福岡県仏教連合会会長、さらに、谷伍平福岡県仏教連合会後援会長の挨拶へと続いた。

感謝状贈呈の後、「人生は出会い・裸で飛び込んで全力投球で生きよ」をテーマに、村井勉J.R.西日本名誉会長が講演。

民謡、パイプオルガンによるアトラクションの後、元NHKアナウンサーである、鈴木健二熊本県立劇場館長が「感動のある生き方を求めて」と題して講演を行い、午後四時四十分、全日程を終了した。

また前日の十日午後六時より、福岡市のホテル日航福岡で、祝賀記念レセプションも開催された。

### 第三十六回 埼玉大会

期日 一九九五年十月五日

場所 大宮市ソニックシティ

主催 全日本仏教会

埼玉県佛教会

第三十六回全日本仏教徒会議埼玉大会は、一九九五年十月五日午後一時より、埼玉県大宮市のソニックシティにおいて開催された。今次大会は「共に生きよう」かけがえのない「このいのち」の大会テーマのもと、二千五百余名が参集し、また韓国仏教宗団協議会の代表四名来席のもと、盛大かつ熱意溢れる大会となった。

午後一時に開会宣言。そして前回開催県である福岡県仏教連合会副会長・松尾善雄師より、埼玉県佛教会会長・江連俊則師に大会旗が手渡された。

続いて埼玉県内の宗門学校、小松原高等学校と小松原女子高等学校の学生諸氏による、厳粛で清らかな献灯セレモニーに続いて、大会総裁・全日本仏教会会長・中村康隆陛下を導師に迎え、四弘誓願、三帰依文を唱和、総裁が挨拶。続いて式典では地元、大宮市長・新藤亮弘氏（代読）と韓国仏教宗

団協議会副会長・李泓波師より祝辞があった。

続く記念講演では「いい人生の築き方」をテーマに、南無の会会長・松原泰道師が約一時間にわたって講演を行った。



大宮ソニックシティで行われた式典（第三十六回埼玉大会）

# 世界仏教徒連盟

## (世界仏教徒会議・第十六回〜第十九回)

一九四八(昭和二十三)年二月、英国の支配からの独立を宣言したセイロンは一九五〇年一月六日、セイロン共和国(スリランカ)を發足させた。その年にセイロン大学マララセーラ教授は、世界を巡遊して各国仏教徒の団結を呼びかけ、その結果二十七地域の代表によって、五月二十五日にカインディの仏齒寺(ダラダ・マリグワ寺)で世界仏教徒連盟(WFB)を結成し、翌年五月二十六日から三十日までコロンボの仏教青年会館で第一回世界仏教徒会議を開催した。このことは、ながくイギリスの植民地であったスリランカの仏教徒が、政治的独立とともに完全な信教の自由を獲得したことによって、仏教徒の大デモンストレーションを行ったものといえましょう。このとき日本から高階瓏仙師、中山理々師、佐瀬淳光師の三師が参加した。この大会は、大乘、上座等の世界の仏教徒が部派の違いを越えて一堂に会した史上初めてのことである。

第二回は、一九五二(昭和二十七)年九月に日本で開催、以後二年に一度、仏陀の

崇高な教義を広め、更には世界の仏教徒の友好親善をはかるために、開催されている。現在(WFB)本部はタイ国、バンコク市にあり、一九九七年現在一二三の地域センターが加盟している。



世界仏教徒連盟本部

## 世界仏教徒大会 第十六回大会(ロサンゼルス大会)

第十六回世界仏教徒会議ロサンゼルス大会は、一九八八年十一月十九日から二十五日まで、アメリカ合衆国ロサンゼルス市郊外の台湾系寺院仏光山西來寺を会場に開催された。

初めて太平洋をわたったこの大会は、「世界平和に向かって仏教徒の結集」をスローガンに、世界二十一カ国五十四センターから、約四百人の代表及びオブザーバーが出席、日本からは、特別来賓として大谷光真本會會長(浄土真宗本願寺派門主)、代表團として野口善雄本會理事長(世界仏教徒連盟WFB副會長)以下約百名が参加、各国の仏教関係者と、交流の場を持ち、友好を深めた。

また大会開会式の翌日には、日米仏教徒交歓會が開催され、日本仏教代表團とアメリカの地で活躍している各宗開教師の方々及び日系人信徒の人たちが一堂に會し、有意義な親善の機会をもった。

このたびの大会会場となった仏光山西來寺はロサンゼルス中心部から車で約一時間の丘陵地ハシェンダ・ハイッツにあり、大会を目指し、突貫工事で建立されたというこ

の寺院には、約十四エーカー（五万六千平方メートル）の敷地に、大雄宝殿を中心として七つの殿堂が建ちならんでいる。北京・故宮の太和殿を模したのもといわれるこの大雄宝殿は、中国様式の建造物としては、アジア以外では最大級と思われ、陽光に輝く金色の屋根を見上げていると、アメリカにいることを忘れそうである。

各殿堂の内部は、極彩色に荘厳され、中



ロサンゼルス大会での各国代表の参加者達

国仏教伝統の諸仏が安置されている。その中、色とりどりの衣に身を包んだ各国仏教関係者が行き交う姿はWFB大会ならではの雰囲気をも出し、仏教がインターナショナルな宗教であることを、各参加者に強く印象づけているようだった。

開会式は、二十日午後二時から関係者で埋めつくされた大雄宝殿を会場に、星雲法師（西来寺山主）の歓迎の言葉で始まった。サンヤ・ダルマサクティWFB会長の開会の辞につづいて、大谷光真会長が、各国からの来賓を代表して挨拶を行った。

その後、各国センターからの祝辞が披露され、特別来賓紹介、各センター代表紹介等が行われ午後四時すぎに開会式は終了し



日本を代表して挨拶する大谷会長

た。

大雄宝殿に入りきれない参加者のために、別室ではモニターテレビでの中継も行われ、境内の各所で仏旗等を背に、記念撮影を行う人たちの姿がみられた。

午後六時から西来寺主催のレセプションが行われ、日本からは、大谷会長、野口理事長等の代表が出席した。

翌二十一日から二十三日までは、全体会議や常設委員会が相次いで開かれ、種々の問題が協議され、さらに記念シンポジウムが開催されて、各国センターからの代表者によって、活発な意見交換が行われた。

二十四日の閉会式では、各常設委員会で討議された問題が報告され、①国連やユネ

## 2・世界仏教徒連盟

スコへの積極的参加、②各仏教団体の相互連絡の強化、③世界平和への仏教徒の寄与等が決議され、次期会議の開催国としては、韓国が満場一致で決定された。

翌二十五日、大会代表団によるロサンゼルス市内の各国仏教寺院めぐりが行われ、日本をはじめ、タイ、チベット、ベトナム、韓国などの寺院への参拝を通して、アメリカにおける仏教の実態が紹介された。

### 日米仏教徒交歓会

第十六回世界仏教徒会議開会式の翌二十一日、午後七時からロサンゼルスヒルトンホテルで「日米仏教徒交歓会」が開催された。

これは、日本から多数の仏教関係者が訪米する機会に、長い間アメリカの地で尽力された開教師の方々や、日系人仏教徒の人たちと交歓の時を持ち、両国仏教徒相互の友好親善を深めることを目的に企画されたものだが、三三〇人(日本側一〇〇人、アメリカ側二二〇人)の出席者で一杯になった会場は和やかな雰囲気の中に歓談が続いた。

本会からは大谷光真会長、野口善雄理事長らが出席した。

### 世界仏教徒大会 第十七回大会(韓国大会)

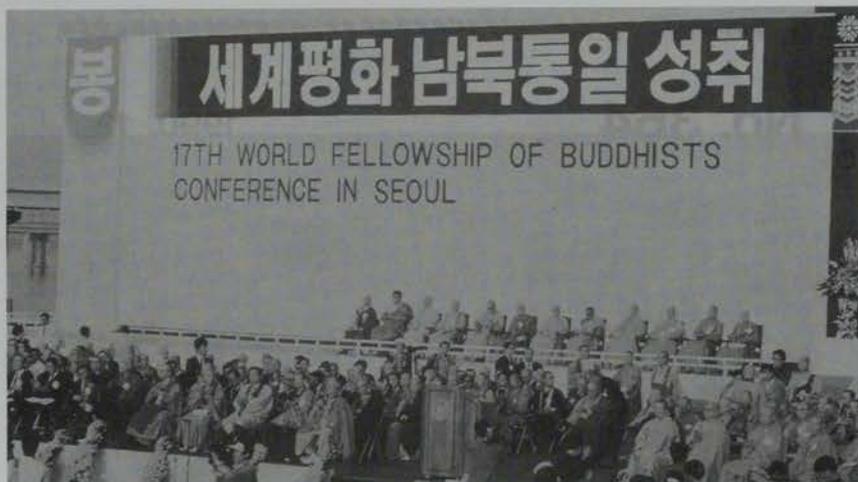
第十七回世界仏教徒会議韓国大会は、一九九〇年十月二十二日から八日間にわたって、韓国のソウル市で開催された。今回は一九五〇年に結成された世界仏教徒連盟(WFB)が、ちょうど四十周年を迎えることから、その記念式典もあわせて行われ、世界六十の地域センターより、三百五十人の代表が出席し、盛大に挙行された。日本からは、本会の春見文勝会長をはじめ、六十人の各宗代表が出席した。

二十二日午後二時から、ソウル市内のオリンピック室内競技場で開催された開会式には、世界各国のWFB関係者、韓国の各界代表者の他、僧俗三万人にもものぼる韓国仏教徒が集まり、広い競技場は、開式の数時間前から、熱気にあふれていた。

サンヤ・ダルマサクティWFB会長の挨拶で始まった式典では、各国代表の祝辞が次々に述べられ、春見会長も日本の仏教界を代表して挨拶を行った。

この日の夜、市内のスイスグランドホテルを会場に催された懇親会は、各国からの出席者による、なごやかな交流の場となった。出身地域を象徴する色とりどりの僧衣

を身にまとった人々の交歓風景は、まさにWFB大会ならではのものといえよう。  
翌二十三日から二十九日まで、同じスイスグランドホテルで全体会議や各専門委員会が開かれ、様々な課題に対する関係者の活発な討議が行われた。



漢江河畔の統一集會に集った各国の仏教代表(韓国大会)

### ◎財政委員会

現在WFBには財政、広報、社会経済など七つの専門委員会が設置されている。今大会で日本は、財政委員会を担当することとなり、座長を中専念師(本会常務理事)が務めた。会議には舛田順明(本会国際委員会委員長)、松濤弘道(同副委員長)、佐伯真光(同委員)、小林正道(同委員)の各師が出席し、会費の増額や未納団体への対応等を討議した。

### ◎灯籠流し

二十三日の夕方には、ソウル市内を流れる漢江河畔に、数十万人の仏教徒が参集して、統一集会和灯籠流しの一大ページェントが繰り広げられた。数百人の女性がチマ・チゴリで讃仏歌を合唱する中、特設舞台から代表者の挨拶がつづき、黄昏せまる大河の上を数千という灯籠が流れていく光景は、幻想的ですばらしく、多くの参加者を魅了していた。

### ◎閉会式

十月二十九日午後六時から、スイスグラントホテルで閉会式が行われた。各国代表の挨拶の後、次期大会は、二年後の一九九二年に台湾で開催することが正式発表された。

尚、閉会式には本会を代表して白川良純理事長が出席した。

## 世界仏教徒大会 第十八回大会(台湾大会)

第十八回WFB世界仏教徒会議台湾大会は、一九九二年十月二十七日から十一月三日まで、台湾(中華民国)の台北市及び、



佛光山で歓迎を受ける各国代表团(台湾大会)

高雄市郊外の佛光山で開催された。

今回の大会には、世界各地域より約七百人の仏教指導者が参集、日本からも百二十人の代表团が訪台し、各国の関係者と貴重な交流の時を持った。

十月二十七日は、台北市内のミラマーホテルで、執行委員会及び代表者会議が行われた。翌二十八日には、台湾の迎賓館に当たる「中山楼」を会場に、にぎにぎしく開会式が催された。

午前九時半、世界中から集まった仏教徒で満員となった大講堂の中を、プラカードを先頭に、各センターの代表が次々と入場、割れんばかりの拍手に迎えられてステージへ上がった。式典は台湾の仏教界を代表して、佛光山の星雲法師が記念講演を行い、各地域の代表から、次々と祝辞が披露された。この大会に出席された国際委員会委員長の松濤弘道師は、次のような感想を寄せられている。「今回の大会に全日本仏教会の代表の一員として参加させて頂き、主催者および関係各位のご尽力に対して深く感謝申し上げますと共に、これを機会に今後の仏教活動がそれぞれの場において一層活性化することを心から祈念いたしたい」と感想を寄せられた。

なお、大会に出席する折角の好機を与えられたので、今後このような集いを、もし

## 2・世界仏教徒連盟

わが国で開催する場合を想定し、ご参考までに小生の抱いた反省点のいくつかを指摘してみたいと思う。

①参加者の大会に寄せる期待や動機が異なり、短期間の開催ではその内容も総括的かつ皮相的にならざるをえない。したがって、開、閉会式は別として、会議やフォーラムや交歓の場など参加者に選択させて同時開催するのも一法であろう。

②大会開催場所と宿泊を同一場所にし、なるべく参加者の移動を避け、時間や労力の節約をする。会議には同時通訳が望ましい。

③一部の発言者によって会則の変更や役員選出等に時間がとられ、議事の進行が停滞し、他の大多数の大会出席者を飽きさせがちなので、そうした審議は事前に根回しして、全体会議ではその結果を承認するだけのものとする。

④大会でいくらか提案事項を討議し決議したところで、その実現には人的、経済的な負担を伴うものであるから、本部や他に期待する代わりに参加団体各自が具体案を持ち、独自に実行可能なものを採択する。

⑤したがって、わが国では率先して日本仏教に関する日英両文の「ハンドブック」を作成したら如何か。その概要は日本仏教小史、仏教教団の現況、出版物、伝道用具紹介、主要仏教寺院、修行道場、教育機関の

紹介など。

⑥会場にて仏教資料展などの開催や仏書、仏具、仏像など仏教活動への必需品を展示、即売する。

⑦その他、大会を売りのある有意義なものとするための事業を促進し、その存在価値を内外にアピールする。

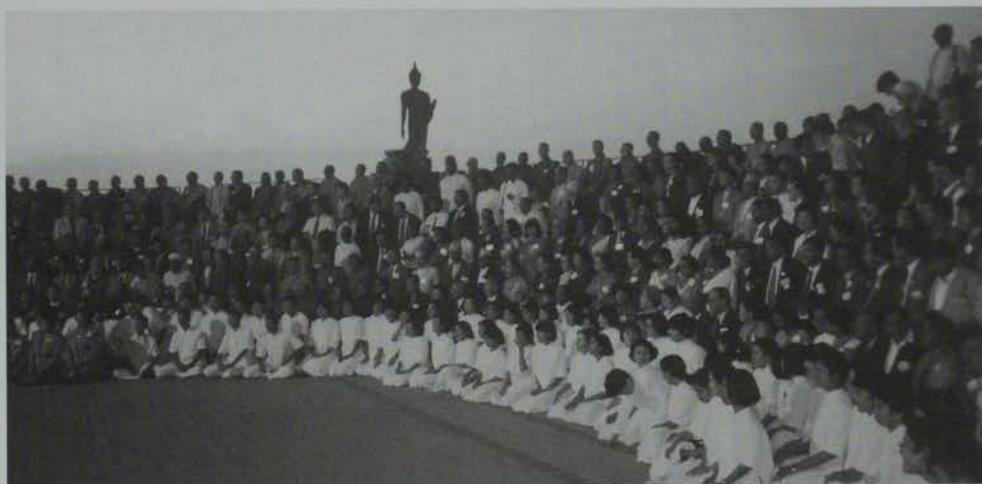
### 世界仏教徒大会 第十九回大会(バンコク大会)

第十九回WFB世界仏教徒会議バンコク大会が、一九九四年十一月二十二日より二十八日まで開催された。日本からは七十余名の公式代表団が参加して、開会式と会議に出席し、世界の仏教徒との交流を深めた。

今次大会は「仏教徒の取るべき道・調和と平和への道」とのテーマのもと、世界二十五カ国より六百余名が参加した。全日本仏教会からは、伊藤治雄理事長（WFB副会長）、松涛弘道国際委員会委員長（WFB財政委員長）、白幡憲佑事務総長らが、全体会議及び各専門委員会に出席し、各国の仏教界首脳と活発に意見を交わした。

公式会議はインペリアル・クイーンズ・パークホテルで行われたが、討議終了後も連日のようにWFB会長、タイ国首相、タイ仏教会と華僑仏教会、タイ仏教青年会、

タイ国文部大臣主催の晩餐会がそれぞれ催され、ここでも情報の交換や意見の調整などが行われ、極めて有意義な大会となった。



各国代表団（バンコク大会）

## 2・世界仏教徒連盟



バンコク大会会場

### 感動の開会式

二十三日バンコク郊外ナコンパトム県のブタマンダラホールにおいて、タイ仏教界のソムデット・プラ・ニャンサムヴァラ法王猊下やチュアン・リークパイ首相、サンヤ・ダルマサクテイWFB会長（元首相）らを招いて開催された開会式には、日

本からの代表団七十余名も参加して、盛大かつ厳粛に挙行された。

開会式会場のブタマンダラホールは、バンコクの西郊五十キロメートルに位置し、およそ二キロメートル四方、すなわち百二十万坪強の広大な敷地を有する公園内にある。この公園とホールなどの施設は、仏暦二千五百年を記念して建設されたものであつて、高さ十六メートルの歩行姿の釈迦立像を中心に、本堂、儀式堂、瞑想堂、仏教美術館、仏教図書館などが点在する。また多くの木々が植栽され、広い池には魚が悠々と泳ぎ、祇園精舎を模した竹林もある。休日やタイ旧暦の正月などの伝統的行事の際には、バンコクからの家族連れや多くの人々で賑わうそうである。

さて、開会式は午後三時からWFB首脳、駐タイ各国大使の入場に続いて、オーストラリア、オーストリア、バングラディシユ、ブータン、カナダ、中国、フランス、ドイツ、英国、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、シンガポール、スリランカ、スエーデン、台湾、タンザニア、タイ、アメリカ、ロシアの各国仏教全代表団がブラカードに先導されて入場し、約一千名収容のホールを満場の人で埋めて始まった。タイ国内でのWFB大会への関心はたいへん高く、十

一月に入るとすぐにテレビ等で、準備の様子が報道されており、当日も新聞教社とテレビカメラが詰めかけて取材に当たっていた。

代表団の入場とともに開会が宣言され、大会旗、法輪旗、仏旗が入場し、参加者全員が五分間の瞑想、チュアン首相とサンヤ・ダルマサクテイWFB会長の入場と続き、タイ仏教のトップに立つソムデット・プラ・ニャンサムヴァラ法王猊下が壇上に上がると、皆合掌して迎え、場内は静寂につつまれた。まずタイの青年僧によるメッセージの朗読があり、猊下の導師によるパリー語「三帰依文」を唱和し、首相の祝辞、会長の挨拶と続いた。最後にブタマンダラを紹介する映画が上映され、午後五時に感動につつまれて式典は終了した。

また、大会期間中の十一月二十四日、白幡憲佑事務総長は、恩田宗駐タイ日本大使と石橋太郎大使を表敬訪問した。

なお、この時季タイ国は乾季に入っており、大会期間中も晴天に恵まれ、開会式後に企画された諸寺院巡拝も実り多いものとなった。バンコクの有名寺院や古都アユタヤの仏教遺跡を参拝し、あるいは北の都チェンマイを訪ねたり、名産品の生産工程などを見学し、郷土料理のもてなしや伝統文化にふれる意義深い旅行であった。

## 日伯修好百周年記念

# ブラジルの国々の進歩と 調和に寄与する仏教

国際委員会委員長 松濤弘道

一九九五年二月にブラジルのサンパウロ市で、日伯修好百周年を記念して講演会が開催され、本会国際委員会の松濤弘道委員長が、標題のテーマで講演を行った。以下はその要旨である。

この度は、日伯修好百周年の講演会にお招き頂き、たいへん光栄に存じます。ご関係の皆様にご敬意を表し、お礼を申し上げます。

さて、今世紀の科学技術の進歩と自由競争による近代文明は、快適な生活と同時に不公平や貧富の格差をもたらしました。また、社会主義はその理想と現実が掛け離れ、自己破綻を来たしています。

私は仏教的世界観や生き方に、科学技術や近代資本主義の欠陥を是正し、その活路を見いだすものがあると思います。もちろん仏教といっても、東南アジアから日本まで幅広く伝わり、いろいろな解釈や考え方

がありますので、ここでは日本の大乘仏教を私なりに受け取った考え方に限定して申し述べます。

日本の仏教はゴータマ・ブッタの人間中心の考えから発展して、宇宙自然を中心とした教えです。仏の悟りや救済とは「宇宙自然のいのちのはたらき」に同化する（山川草木悉皆成仏）ことにほかなりません。ところが、私たちは自己の存在に執着し、他の犠牲の上に生き延びている事実を気づこうとしません。そこでゴータマ・ブッタは個々の特異性を認めつつも、すべての生命は同一根源である仏性（いのちのはたらき）を共有し、すべてが相互依存して、

「宇宙自然のいのちのはたらき」の中で共生している、と考えました。

仏教では、この世の現象を縁起の法則をもって諸行無常・諸法無我と説きます。そして、日々新たに共存共栄をはかってゆくために「八正道」の実践を勧めています。もとより、仏教が生まれ育った歴史的・風土的環境とブラジル国のそれとは異なっておりますが、私たちの人間性自体は共通



であり、国籍や人種や性別にかかわらずなく  
普遍妥当するものと信じます。

それでは、ブラジル国の進歩に寄与する  
仏教とは何かを考えてみましょう。進歩と  
いうと多くの方は経済発展による生活水準  
の向上を思い浮かべるでしょう。確かにそ  
れは必要であり、望ましいことに違いあり  
ませんが、仏教的には「諸行無常」の精神  
を現代に生かすことでしょう。例えば自然  
環境の問題です。無制限な開発が生態系を  
変化させ、人間や地球全体に悪影響を及ぼ  
しております。

「進歩」とはただ単にモノを新しくした  
り、富を蓄積することではなく、「諸行無  
常」のことであり、新陳代謝して再生  
し、活用することでありましょう。

次に、ブラジル国の調和に寄与する仏教  
とは何でしょうか。政治も経済も社会秩序  
も人間の営みであります。ブラジル国の人  
口構成は多人種からなり、宗教・主義・人  
種・貧富の差などによる対立や差別や不信  
感が多々あるかと推測します。そうした  
中で、お互いの信頼や親和関係を維持・補  
強するのに「諸法無我」の教えに寄与する  
ものがあるかと考えます。

仏教はかつてインドでカースト制度を打  
ち破り、万人平等の立場をとりました。日  
本に仏教を導入した聖徳太子は「和をもつ

て貴し」となし、この精神は今日にも受け  
継がれています。日本の価値観がブラジル  
国で通用するかどうかは別として、人間は  
その人種・宗教・性別・能力を超越して同  
根異種であるという「諸法無我」の教えは、  
多民族が共存共栄をはかるために有益では  
ないでしょうか。

もっとも、「進歩」と「調和」とは、ち  
ようど振り子の両端のような対立概念であ  
り、双方を両立させるため仏教では「中道」  
を説きます。すなわち、自ら進歩するとき

には他との調和を忘れず、他と調和をはか  
るときには自らの進歩を忘れないといつ  
た、常に現状に留まらず、自分自身へは批  
判的精神をもち、周囲へは同事同情の思い  
やりをもって立ち向かう実存的生き方を指  
します。

これから二十一世紀に向けて人類が蘇生  
するには、私たちが地球上のどこにいろ  
うと、誰であろうと、いのちのはたらきのあ  
る方向を見上げ、その中であって、ともに  
歩みつづけることではないでしょうか。

## 比叡山宗教サミット十周年

# 世界宗教者平和の祈りの集い

一九九七（平成九）年八月二日から三日間にわたって、「比叡山宗教サミット  
十周年記念・世界宗教者平和の祈りの集い」が、十八カ国三十五人の海外公式  
代表を含め、約二千四百人の宗教者を集め、京都で開催された。

この集いは、仏教、キリスト教、神道、教派神道、新宗教等の代表者から構  
成された日本宗教代表者会議（名誉議長 渡邊恵進・天台座主）が主催したも  
のである。

初日の二日は午後一時半から、開会式典、  
記念講演、特別演奏が国立京都国際会館で  
行われた。開会式は、代表者会議の事務総  
長を務める杉谷義純・天台宗宗務総長の挨

拶で始まり、本会の白幡憲佑理事長らが歡  
迎挨拶、ローマ教皇や世界仏教徒連盟会長  
のメッセージが披露され、小杉文部大臣ら  
の祝辞で締めくくられた。

## 2・比叡山宗教サミット十周年



午後三時からの記念講演では、最初に国連事務次長の明石康氏が「世界平和と人類

の叡智」をテーマに、続いてパチカン諸宗教対話評議会長官のフランシス・アリンゼ

枢機卿が、「宗教間の協力と民族の和解」をテーマに、それぞれ熱のこもった口調で、世界平和に及ぼす宗教者の役割が、いかに大きいかを訴えた。

その後、作曲家のツトム・ヤマシタ氏による幻想的なサヌカイト琴の演奏が行われ、午後六時、国際会議での日程を終了した。

午後六時半から、会場を宝ヶ池プリンスホテルへ移して、レセプションが開催された。本会の高井隆秀会長らが歓迎挨拶を行った後、勇壮な祇園太鼓が打ち鳴らされ、参加者による和やかな懇談がつづいた。

三日は、午前十時半から午後五時まで、国立京都国際会館を会場に、参加者が「宗教協力と世界平和」部会と、「二十一世紀における宗教の役割」部会に分かれて、意見発表を行った。

前者では、「宗教の平和活動と民族紛争」、「東西の宗教対話と相互理解」、「宗教者間の連帯と人類に果たすべき役割」、「宗教対話の歴史と未来」の四つのテーマが、また後者では、「若者や無信仰者に対する宗教者の使命」、「人権問題と宗教者の責務」、「共生の理念の確立と宗教」、「宗教に基づく社会貢献」の四つのテーマについて、約三十人の出席者から、次々に意見発表が行われた。

最終日の四日は、午前十時より国立京都国際会館において、「二十一世紀へ向けての人類の課題と宗教」と題した特別フォーラムが開かれた。イスラム教、プロテスタント、カトリック、ユダヤ教、ヒンドゥー教、仏教の各代表者が出席し、民族の対立、人権、生命倫理などについて見解を述べた。

また、午後三時から比叡山延暦寺根本中堂前広場で、平和の祈り式典が行われた。主催者を代表して、渡邊名誉議長が挨拶を行った後、約一時間にわたって、仏教、キリスト教、神道、イスラム教、ユダヤ教、ゾロアスター教、ヒンドゥー教、シーク教等の宗教代表者による平和の祈りが続いた。そして最後に、「平和のために祈ることとは、平和のために働くことである」という「比叡山メッセージ」を採択して、全日程を終了した。

# 救援活動

## バングラデシュ 大洪水への救援

一九八八年(昭和六十三年)八月、バングラデシュは今世紀最大ともいわれる大洪水に見舞われ、大きな被害を受けた。

本会は、従前より関わりのあったダッカ市のダンマラージカ仏教孤児院が大きな被害に遇い、日本の仏教徒に援助を求めて来たことを受けて、全加盟団体に「バングラデシュに救援金(お願い)」と題する要請文(後掲参照)を送り救援金の協力要請を行った。その結果、約五百七十万円の救援金が寄せられた。

救援金は、ダンマラージカ仏教孤児院に、一九八八年(昭和六十三年)の十二月に二万ドル、翌年の十二月に五十万円を寄託した。「バングラデシュに救援金(お願い)」

バングラデシュでは、去る八月、今世紀最大といわれる洪水に見舞われ、国土の三分の二が水びたしになり、人口の三分の一以上にあたる四千万人近くが家を失うなど大きな被害を受けました。

水位のピークは過ぎたといわれるもの

の、食料、飲料水、医薬品の不足が深刻化しており、衛生状態の悪化による赤痢、コレラ等の疫病の蔓延が心配されております。

本会と十数年前より関わりのあるダッカ市のダンマラージカ仏教孤児院も、この度の洪水により床上浸水等の大きな被害を受け、日本の仏教徒に対し救援を求めてまいりました。

現在、この孤児院には六百名近い子供達が収容されておりますが、さらに、付近の家を失った多くの人々が、孤児院に避難をしているとのこと。

本会としては、一般の洪水により大きな被害を受けた孤児院ならびにバングラデシュ国民の窮状を救うため、救援金を募集することになりました。何卒、各位の御協力を伏してお願ひ申し上げます。

## 湾岸戦争に対する 平和アピールと救援

一九九一年(平成三年)一月十七日、湾岸戦争が勃発した。これに対して本会は、同年二月六日開催の評議員会・理事会にお



洪水にみまわれた孤児院

いて「湾岸戦争に対する全日本仏教会平和アピール」(後掲参照)が満場一致で採択され、具体的な行動については常務理事会で決定することとなった。これを受けて、同月二十日に常務理事会が開催され、次の事項を決定した。

- ① 湾岸戦争の難民・被災民を救援するための募金を行う。
- ② 加盟団体に拠出を依頼するとともに、広く仏教徒から浄財を募る。
- ③ 救援金は赤十字国際委員会(ICRC)を通して、難民・被災民救援事業に充てる。

## 2・救援活動

以上の決定を受けて、各方面に救援募金活動協力の呼びかけを開始した。その結果、三月二十七日の全日本仏教青年会の協力による全国一斉托鉢の実施、各加盟団体をはじめ一般の仏教徒などの協力により同年五月三十日現在約三千四百六十万円の救援金が寄せられた。

同年の六月二十日、日本赤十字社を通じて赤十字国際委員会(ICRC)に三千万円の救援金を寄託した。

### 「湾岸戦争に対する全日本仏教会平和アピール」

一九九一年(平成三年)一月十七日、湾岸危機は、ついに戦争に突入しました。戦禍は日に日に拡大し、凄惨な殺戮と環境破壊がつづいています。私たち日本の仏教徒はいま深い悲しみに沈んでいます。

私たち仏教徒の基本的立場は、積尊らしい、一貫して平和主義でありました。戦争は最大の暴力であり、無辜の人々に犠牲を強いる愚行そのものだからです。いかなる理由であれ、自己を正当化して、かけがえない生命を武力で奪い取ることは、何人にも絶対に許されることではありません。

この厳肅なる真実こそ、平和に生きようとする全ての人々にとっての燈火であり、依るべである、私たちは教えられてきました。主張や利害の対立は、武器によって

でなく平和的な話し合いによって解決されなければなりません。

そこで、私たち日本の仏教徒は、事態の重大性に鑑み、心からなる祈りと願いをこめて、戦争関係当事者たちに、この悲惨な戦争を即刻停戦し、平和のための話し合いを開始することを強くアピールするものがあります。

一九九一年二月六日

財団法人全日本仏教会  
理事長 白川 良純

### 災害救援準備金の保管と支出

一九九二年(平成四年)八月二十五日開催の理事会において、湾岸戦争難民被災民救援募金の残額(約一千二百二十九万円)及びバングラデシュ救援募金の残額(約二百八十六万円)を、災害救援のための準備金として別途に保管することとなった。

なお、その後、災害救援準備金から支出された金額及び支出先は次の通りである。

①一九九三年(平成五年)七月に発生したネパールのモンスーンによる大洪水の救援金としてLDT経由で「コイララ首相の自然災害救援基金」に一万米ドルを寄託。

②同年の七月十二日に発生した「北海道南西沖地震」に対し北海道仏教婦人連盟宛

に見舞金として三十万円を支出。

③一九九五年(平成七年)一月十七日に発生した「阪神・淡路大震災」の見舞金として兵庫県仏教会に百万円、大阪府仏教会に三十万円を支出。

### 「阪神・淡路大震災」に対する救援活動

(1) 義援金及びその他の活動について

一九九五年(平成七年)一月十七日の大震災発生後、被災状況の把握に務め、同月二十日、義援金受け入れのための郵便振替口座を開設した。

義援金の寄託先については、被災者に直接還元できることを第一義として決定することとした。従って結果的には公的機関でなく、被災地で実際にボランティア活動を行っている仏教系ボランティア団体を中心に寄託を行うこととなった。

義援金は、口座開設から現在(一九九八年一月現在)までに六十五の団体及び個人から約三千五百七十万円の協力があり、一定額が集まる度に、その時その時で最も有効適切と考えられる団体に順次寄託を行った。寄託団体は次の通り。

#### 〈義援金寄託先〉

曹洞宗国際ボランティア会(SVA)、全国曹洞宗青年会、全真言宗青年連盟、大阪仏

救救援センター、全国日蓮宗青年会、浄土宗西山禅林寺派青年会、臨済アジアセンター神戸、全国青少年教化協議会、阪神大震災子ども支援ネットワーク協力金、「淀川で、淀川から」実行委員会、アユス仏教国際協力ネットワーク、被災外国人留学生就学生支援募金、蓮華院誕生寺国際協力協会、兵庫県仏教会、仮設支援NGO連絡会。

次に、義援金に関わる救援活動の他、大震災発生当初、本会が取り組んだ主な活動を挙げておきたい。

① 大震災発生当日、被災地に関係する加盟団体に見舞電報を打電。

② 同月二十六日付で、三十万人を越えた被災者の精神的・肉体的ストレスを癒すため、京都を中心とした地域に本山を擁する各宗派に宿泊施設の開放等、救援対策の方途の検討を要請。

③ 同月三十一日開催の理事会・評議員会において、「阪神・淡路大震災」犠牲者が七七七忌を迎えるに当たり犠牲者遺族に対し、全国の寺院で洪鐘を撞き弔意を表すべきであるとの提案があった。この提案を受け、二月三日付で各加盟団体に対し、「七七七忌に当たる三月六日、洪鐘を撞き黙禱を捧げる」こと等を、包括する全国の寺院に呼びかけて欲しい旨を要請。この呼びかけに応え、加盟宗派の本山や一般寺院で多

くの取り組みがなされたが、事務総局としては、大本山増上寺の協力を得て、大殿前で、三月六日正午、撞鐘の後、大本山増上寺法主藤堂恭俊台下の導師で追悼法要を厳修。

④ 三月八日付で、文部大臣・文化庁長官・自由民主党総裁・日本社会党委員長・新党さきがけ代表宛に、被災寺院復旧に関する「指定寄付金」の適用に関する要望書（後掲参照）を提出。併せて大蔵大臣及び厚生大臣等に被災寺院の瓦礫処理の公費負担を要請。瓦礫処理については、国と地方自治体が折半で負担することとなり、また「指定寄付金」についてはその適用が認められることとなった。

なお、「指定寄付金」の適用については次項で若干の説明を加えたい。

#### 「要望書」

本年一月十七日未明に発生した「阪神・淡路大震災」は、都市型地震の恐ろしさを見せつけ、五千四百有余名の犠牲者と未曾有の被害をもたらしました。

政府は地震発生と同時に、被災者の救援並びに被災地の復旧に誠的な尽力をなされ、特に国民の生活の安寧と都市の復興に對するご努力には、敬意を表する次第であります。

私も財団法人全日本仏教会も、加盟団

体一〇五、全国七万八千余の寺院・教会等をあげて、今回の大震災で犠牲となられた方々に、心からご冥福を祈念すると共に、被災地の一日も早い復興を念願するものであります。

扱、今回の「阪神・淡路大震災」は、本会加盟団体・傘下寺院にも多大な被害をもたらし、約二千余の寺院は倒壊ないし半壊等の被害を被り、今後の寺門の災害復旧には、宗教法人関係者の限らない努力と幅広い人々の力強い物心両面の寄与が必要となります。

もとより被災地の都市づくり住宅復興が第一となりますが、本会所属の宗教法人は、その性格上極めて公益性が高く、国民の精神文化の向上と、被災地の人々の精神的安定に寄与する上からも、一日も早い堂宇等の宗教施設の復旧が望まれます。

これら宗教施設復興に、復旧費用を広く一般に呼びかけるため、所得税法第七十八条及び法人税法三十七条に基づき「指定寄付金」として措置いただきたく要望致す次第であります。

尚、復旧は急を要することではございませんが、何分にも相当時間を要する場合も懸念されます。募集期間等もかなりの猶予をもつて指定いただければ幸甚に存じます。

以上、大臣（長官・総裁・委員長・代表）

## 2・救援活動

のご理解を賜り、速やかに指定がなされま  
すよう、重ねて要望する次第であります。

合 掌

### (2) 「指定寄付金」の適用について

一九九五(平成七)年三月二十七日付の大  
蔵大臣告示により、「阪神・淡路大震災」  
で被害にあった宗教法人に「指定寄付金」  
が適用されることとなった。この制度は、  
被災した宗教法人が本堂や庫裡等

の復旧のために寄付金を募る際、  
一定の用件のもとに個人において  
は所得税より寄付金控除が受けら  
れ、企業においては損金として税  
務処理ができる制度であり、従来  
の同制度の趣旨及び適用範囲を大  
幅に拡大したものである。「指定  
寄付金」とは、「公益法人等が行  
う、広く一般に募集する募金で、  
教育又は科学の振興、文化の向上  
等の公益の増進に寄与するための  
支出で、緊急を要するものに充て  
られることが確実なものとして、  
大蔵大臣が期間及び募集総額を定  
めて指定したものに對する寄付  
金」である。通常、宗教法人が募  
集する募金が「指定寄付金」の適  
用を受けられるのは、その宗教法

人が所有する国宝又は重要文化財の保護の  
ための修理あるいは防災施設設置の費用に  
充てる場合だけに限られている。  
その意味では、今回のように一般の宗教  
施設が適用の対象とされたのは異例のこと  
といえる。適用の決定理由は、未曾有の被  
害をもたらした大震災が、もはや各法人の  
自助努力の限界を越えているとの判断によ  
るもの、ちなみに本会が集計した加盟団体

加盟団体被災状況一覧 (1997.7.1 集計)

No.	団体名	本 堂				庫 裡 等			
		全	壊半	壊一部損壊	全	壊半	壊一部損壊	全	
1	曹洞宗	17	10	73	9	6	73		
2	浄土真宗本願寺派	59	43	180	43	47	147		
3	真宗大谷派	12	4	12	4	6	10		
4	浄土宗	36	25	23	18	37	20		
5	日蓮宗	8	17	90	10	12	73		
6	高野山真言宗	24	43	189					
7	臨済宗妙心寺派	6	16	62					
8	天台宗	7	2	35	2	2	35		
9	真言宗智山派			7			3		
10	真言宗豊山派			1					
11	念法真教			1	1				
12	真言宗醍醐派	3	1	7	6	1	8		
13	真言宗御室派	4	5	33	8	2	32		
14	西山浄土宗		3	9		3	8		
15	臨済宗南禅寺派	15	4	28	5	3	39		
16	時宗	1	2	5	2	1	5		
17	真言宗大覚寺派	6	7	21	6	7	21		
18	真言宗普通寺派	1	1	5			7		
19	真宗木辺派	2	2	12	2	2	12		
20	法華宗陣門流	1			1		2		
21	真言宗国分寺派			2			1		
22	臨済宗相国寺派			2			2		
23	真言宗泉涌寺派			2					
24	真言宗須磨寺派	2	3	1			6		
25	真言三宝宗		2	3		3	2		
26	真言宗中山寺派			5		6			
	合 計	204	190	808	117	138	506		

傘下の寺院・教会等の被災状況は次の通  
り。別表(加盟団体被災状況一覧)

### (3) バザー用品の提供依頼

一九九七(平成九年)十月十六日の創立四  
十周年記念大会に向けて、「阪神・淡路大  
震災被災者支援バザー」を、仮設支援NG  
O連絡会等の協力を得て仮設住宅・公営住  
宅地内で実施することとなった。バザー用  
品の提供は、趣旨や送付先を記したチラシ  
を作製し各加盟団体を中心に呼びかけた。  
殊に常務理事選出の十宗派には機関紙への  
掲載を要請。また、東京・神奈川・埼玉・  
千葉の各仏教会には各支部を通じて、ある  
いは直接郵送で傘下の寺院・教会にチラシ  
を送付。

なお、バザー用品の集荷先については次  
ぎの二団体に依頼。生活雑貨(タオル・シ  
ーツ・石鹸・陶器類等)及び果物・根菜類  
(イモ類・タマネギ等)は仮設支援NGO  
連絡会(神戸市長田区御蔵通五―五)。衣  
類はサポートコーベ(長野県更埴市稲荷山  
九〇五)。

全国各地から寄せられた多くの善意によ  
る物品は、記念大会を前後して各仮設住宅  
等で順次開催のバザーにおいて廉価で被災  
者に提供。その売上収益金は、仮設支援N  
GO連絡会に活動資金として寄託した。

# 「仏舍利」奉安

## ―事務総局の仏壇に―

第二回世界仏教徒会議が一九五二(昭和二十七年)九月二十五日から六日間にわた

通りである。

り東京築地本願寺を会場として開催された。仏教徒会議の初日、日本が再起し世界平和の為に貢献して欲しいとの願いをもつてセイロン国(現スリランカ)から日本の仏教徒に寄贈された「仏舍利」並びに「阿羅漢舍利」の奉迎式が行われ、仏教徒会議最終日、原爆被爆地である広島市に永久安置することが満場一致で承認された。その後、仏舍利塔を建設するため関係者の方々が努力されたが、紆余曲折の末、願いも空しく建設を断念せざるを得ない状況に陥り、一九八八(昭和六十二年)年、本会に仏舍利等の安置を一任したい旨の申し出がなされるに至った。

そこで本会は、慎重に検討の結果、評議員会・理事会に諮り、事務総局の仏壇を新しく造立し仏舍利等を安置することとなり、一九九四(平成六年)年三月二十五日に落慶法要を厳修した。以後、事務総局において奉安護持され現在に至っている。

なお、その間の経緯を補足すると以下の

第二回世界仏教徒会議後の十月十一日、二十カ国の代表約百二十名に供奉された仏舍利は、阿羅漢舍利及び菩提樹の苗と共に広島駅に到着し、駅前を埋める万余の市民に迎えられた。仏舍利等は国泰寺に仮安置されるとともに、仏舍利塔建設世話人会が組織され、事務所を広島商工会議所内に置いた。さらに同年十一月二十七日には、世界平和広島仏舍利塔建設会が発足(事務所は国泰寺)し、募金活動や建設計画が進められることとなった。

その後、一九五六(昭和三十一年)年には、仏舍利塔地鎮定礎式の執行や世界平和広島仏舍利塔建設会が「世界平和広島仏舍利奉安会」として社団法人化されるなどの動きがあった。一方、国際的な注目も集め、一九五七(昭和三十一年)年には、中国仏教会からの寄付金十五万円が本会を通じて、セイロン国からの寄付金英貨千ポンドが日本政府を通じて、また翌年にはラオス国からの寄付金二十五万円がそれぞれ奉安会へ贈られた。さらには、一九五八(昭和三十三年)

七月、広島市議会は仏舍利塔建設促進決議を行って

しかし、それらの動き、あるいはその後の各方面への働きかけにもかかわらず、会長の逝去や資金的問題等のため事業は順調に進展せず、一九六八(昭和四十二年)、奉安会の理事会は、同会を解散し、将来広島市に仏舍利塔を建設した際には寄贈してもらうことを条件に、仏舍利等を本会に返納することを決定し、同年十二月十八日、本会との間で次の覚書を交わした。

### 「覚書」

御仏舍利御一体および御弟子舍利御一体を御返納申し上げるに当たり次のとおり覚書を交換する。

### 記

- 一、将来広島市に仏舍利塔を建設した際は、本日御返納申し上げる御仏舍利御一体および御弟子舍利御一体を新たにできる世話人会へ御寄贈下さること。
- 二、本日御返納申し上げる外国よりの寄付金一四〇万円も上記に添えて世話人会の方へ御渡下さること。

昭和四十三年十二月十八日

返納者 世界平和広島仏舍利奉安会

清算人 肥田広司 印

受領者 全日本仏教会

## 2・「仏舍利」奉安



理事長 来馬道断 印

その後、世話人会を中心に、広島市の仏教会関係者や地元財界人との協議や協力要請、さらには縁のある国会議員などへの協力要請等が行われた。しかし、建設用地の確保や建設資金の目処がたたず、一九八八

(昭和六十二年八月十二日、中国電気工事株式会社の中野会長他が事務総局を訪れ、仏舍利塔の建立は不可能となったので全日本仏教会において奉安願いたい旨の申し入れを行うに至った。その申し出について本会は、世話人会関係者と更に協議を行い、熟考の結果、一九九三(平成五)年七月一日、寄進状のとおり仏舍利等をお受けすることとなった。

### 「寄進状」

広島仏舍利塔の建設に代わり、御仏舍利の安置を財団法人全日本仏教会に御一任するにあたり、次ぎのとおり全日本仏教会に御寄進申し上げます。

### 記

- 一、御仏舍利御一体および御弟子舍利御一体 (昭和四十三年十二月十八日 世界平和広島仏舍利奉安会、清算人・肥田広司がお預けしたもの)
  - 一、外国からの寄付金 一四〇万円
  - (同 前)
  - 一、何応欽、呉国楨両氏の書 各一枚 (平成五年六月二十一日 横繁隆壽がお預けしたもの)
  - 一、御仏像 (中国仏教会) 銘入 御一体
  - (同 前)
- 以上  
平成五年七月一日

寄進者

広島仏舍利塔建設世話人会

世話人 肥田亘 印

(故肥田広司 長男)

立会者 中国電力株式会社

常務取締役 横繁隆壽 印

財団法人全日本仏教会

理事長 石上智康 殿

この寄進を受けて、同年八月三十一日開催の評議員会・理事会において、仏舍利等をお受けするまでの経緯を報告し、事務総局の仏壇が老朽化しているため新たに仏壇を造立して仏舍利等を安置すること、仏壇は預かり金及びその利息を範囲として造立することを決定した。その時点での預かり金及び利息の合計額は約七百万円。

この決定を受けて、仏壇造立の発注を行い、翌年三月二十五日、落慶法要厳修に至った。因に、仏壇造立費は二百二十六万六千円で、法要費を支出した残金は平成五年度一般会計の寄付金として措置された。

なお、寄付金として措置された金額の一部に相当する二百五十万円を、寄付金の趣旨を損なうことなく将来的に有効に活用させていただくための資金として「仏舍利基金」の名称で平成七年度予算に計上し、現在特別会計として保管している。

# 事務総局活動報告

## 総務部

本会の事業計画書が定めている総務部の主な業務は、①評議員会、理事会、常務理事会など本会運営の基本的な事項を決定するための諸会議の開催、運営、②諸官庁および関係諸団体との連絡提携、③その他、庶務及び各部に属さない事項の三点である。まず①について、評議員会は年一回、理事会は年二回開催することが、寄付行為に定められている。評議員会は、毎年一月下旬から二月上旬にかけて開催される。

ここでは、寄付行為に基づき、事業計画及びそれに伴う収支予算につき、評議員から意見が述べられ、理事会の議決につき報告を受ける。隔年の役員交替期には、この評議員会で会長・副会長が理事会の議決に基づいて推薦され、理事・監事が互選により選出される。

次に理事会は、定例の会議が毎年一月下旬か二月にかけて評議員会と同時期に第一回目、五月に第二回目がそれぞれ開催される。前者では、理事長が編成した事業計

画及びこれに伴う収支予算につき審議を行い議決する。また役員改選期に当たっては、会長・副会長を決定し、理事長及び常務理事を互選する。その他、本会運営上の重要案件は、必ず理事会の承認を得ることになっている。

五月の理事会では、理事長が作成し、監事の監査を経た事業報告及びこれに伴う決算につき審議を行い議決する。

この他、必要に応じて年一〜二回、理事会が開催される。

常務理事会は、毎年一〜二回、必要に応じて開催される。

次に、日常的な業務運営の諸問題に係わる事項を協議するため、事務総長が主宰して開催されるのが、事務総局内会議である。これは必要に応じて、毎年三十回程度、行われる。

②については、諸官庁との連絡提携として、本財団の主務官庁である文化庁宗務課とは懇談の機会を持ち、日常的な情報交換を行なっている。また、政党の中では、自由民主党の組織本部と、連絡を密にしている。

次に本会に関係深い諸団体として、平成八年六月に創立五十周年を迎えた財団法人日本宗教連盟（以下日宗連）がある。

日宗連は、本会の他、宗教法人社団本庁、日本キリスト教連合会、教派神道連合会、財団法人新日本宗教団体連合会の五つが構成団体となり、現在、本会の理事長が理事に、事務総長が監事に、常務理事（四名）が参議に、また総務部長が幹事に、総務部長ならびに財務部長が税制特別委員に、それぞれ就任している。

日宗連の活動の基本は、年十回程度開催される理事会と幹事会で宗教間の理解と協力を推進している。さまざまな事業が行われているが、昭和五十九年より年に一回、「宗教と税制シンポジウム」を開催して問題点の指摘と啓蒙に努めている。

平成八年度の税制改正で、租税特別措置法の一部改正が行われ、宗教学法人等公益法人が収益事業を営まない場合であっても、収支計算書を所轄税務署長に提出することが義務づけられた。いわゆる特例制度の創設である。平成九年度税制改正では、提出免除の小規模法人が年間収入金額5000万円以下から8000万円以下と改められた。この特例制度について日宗連は、平成八年十一月に自由民主党総裁はじめ、各政党責任者に反対を表明。平成九年十一月には、

## 2・事務総局活動報告

大蔵大臣に「特例制度の撤廃または適用除外を求める要望書」を提出した。

### 宗教と税制シンポジウム

#### 第一回

- 期 日 昭和五十九年十月三十日  
 ○会 場 港区・増上寺三縁ホール  
 ○基調講演

#### 「宗教と国家のあり方について」 —税制面からの検討—

- 龍谷大学教授 安武 敏夫  
 ○パネルディスカッション  
 パネリスト  
 帝京大学講師 石村 耕治  
 龍谷大学教授 安武 敏夫  
 全日本仏教会事務次長 川井 匡俊  
 宗教学人審議会委員 伊藤 治雄  
 朝日新聞論説委員 北畠 清泰

#### 第二回

- 期 日 昭和六十年六月二十七日  
 ○会 場 港区・増上寺三縁ホール  
 ○発 題

#### 「源泉徴収のしくみ」

- 発題者  
 帝京大学講師 石村 耕治  
 西尾会計事務所長・税理士 西尾 祐男  
 ○パネルディスカッション

パネリスト

- 帝京大学講師 石村 耕治  
 西尾会計事務所長・税理士 西尾 祐男  
 黒住教東京大教会責任役員 本間 満  
 全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩  
 日本キリスト教連合会常任委員 生沼 忠  
 近藤税務会計事務所長・税理士 近藤 一久  
 解脱会内務局長 小林 俊弘

#### 第三回

- 期 日 昭和六十一年九月五日  
 ○会 場 港区・増上寺三縁ホール  
 ○基調講演

#### 「宗教法人課税の動向と対応」

#### —金融収益課税の是非を中心として—

- 帝京大学講師 石村 耕治  
 ○パネルディスカッション  
 パネリスト  
 帝京大学講師 石村 耕治  
 浄土宗財務局長 川井 匡俊  
 妙智會教団編集部長 小林大治郎

#### 第四回

- 期 日 昭和六十二年九月十一日  
 ○会 場 港区・増上寺三縁ホール  
 ○基調講演

#### 「宗教法人の公益性と税」

- 帝京大学講師 石村 耕治

○パネルディスカッション  
 パネリスト

- 金光教東京布教センター所長 藤原 務正  
 弁護士 羽生 雅則  
 セブンスデー・アドベンチスト教団 財務部長 生沼 忠  
 修養団捧誠会副総裁 出居 茂  
 国学院大学講師 澁川 謙一

#### 第五回

- 期 日 昭和六十三年十一月十日  
 ○会 場 渋谷区・神社本庁二階大講堂  
 ○基調講演

#### 「税制の抜本改革と宗教法人」

- 大蔵省主税局税制第二課長 薄井 信明  
 ○パネルディスカッション  
 帝京大学講師 石村 耕治  
 近藤税務会計事務所長・税理士 近藤 一久

#### 第六回

- 期 日 平成元年十一月二十九日  
 ○会 場 台東区・池之端文化センター  
 ○基調講演

#### 「宗教税制の検証」

- 税制改革の動向をふまえて—  
 税理士 山本 守之  
 ○パネルディスカッション  
 司会

日本宗教連盟事務局長 細谷浩一郎  
パネリスト

税理士 山本 守之  
税理士 小池 敏範

### 第七回

○期 日 平成二年十一月一日

○会 場 港区・増上寺三縁ホール

○基調講演

「**信教の自由と税務調査の限界**」

朝日大学教授 石村 耕治

「**宗教法人と税務調査**」

近藤税務会計事務所長・税理士 近藤 一久

「**公私の区別と税務調査**」

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩

○パネルディスカッション

パネリスト

朝日大学教授 石村 耕治

近藤税務会計事務所長・税理士 近藤 一久

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩

### 第八回

○期 日 平成三年十一月二十日

○会 場 千代田区・イグナチオ会館ホール

○講演

「**高度情報化社会と宗教法人課税の動向**」

「**これからの宗教法人の課税問題と信教の自由**」

朝日大学教授 石村 耕治

### 第九回

○期 日 平成四年十一月十二日

○会 場 港区・明治記念館会議室

○講演

「**信教の自由と最近の税務調査の動向**」

「**個別事例の検討を通じて**」

朝日大学教授 石村 耕治

### 第十回

○期 日 平成五年十一月十二日

○会 場 渋谷区・神社本庁大講堂

○講演

「**宗教法人への課税強化の動向と政治**」

「**公益性と社会的責任**」

朝日大学教授 石村 耕治

### 第十一回

○期 日 平成六年九月三十日

○会 場 杉並区・立正佼成会

○基調講演

「**税制改革の動向と宗教法人**」

大蔵省主税局税制第一課企画官 藤岡 博

○パネルディスカッション

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩

パネリスト

大蔵省主税局税制第一課企画官 藤岡 博

金光教東京布教センター所長 藤原 務正

神社本庁財政部長 竹下 讓  
立正佼成会経理課長 橋本 恵市

### 第十二回

○期 日 平成七年十月十九日

○会 場 港区・真言宗智山派総本山智積院別院真福寺ホール

○基調講演

「**宗教の公益性**」

駒沢大学教授 洗 建

パネルディスカッション

司会・助言者 田丸 徳善

大正大学教授

パネリスト

金光教東京布教センター次長 和泉 正一

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩

弁護士 石原 寛

神社本庁総務部神社課長 小野 崇之

修養団捧誠会副総裁 出居 茂

### 第十三回

○期 日 平成八年十月三日

○会 場 文京区・カトリック東京大司教区

関口会館

○講演

「**収支計算書提出制度の導入**」

大蔵省主税局税制第一課企画官 川北 力

## 2・事務総局活動報告

「収支計算書提出制度と税務調査の諸問題」

税理士 近藤 一久

「宗教をとりまく税制の動き」

日本宗教連盟税制特別委員 生沼 忠

### 第十四回

○期 日 平成九年十月三十日

○会 場 港区・明治記念館

○講 演

「信教の自由と特例制度」

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩

「宗教法人課税の今後の動向と特例制度適用に伴う諸問題」

公認会計士 田代 収

平成九年十一月に「脳死・臓器移植シン

ポジウム」を開催した。「臓器移植法施行と

その諸問題」をテーマに、宗教者と医師が

パネラーとなってパネルディスカッション形

式で討論がなされ、この問題を国民的論議

に発展させることを目的として開催された。

次に、加盟各団体の慶弔等諸行事に関係

する事務も、総務部が担当している。

また、事務所を円滑に運営するための日

常的な管理事務の一切も総務部が担当して

いる。

# 財務部

## 1・負担金改正について

負担金は、本会の目的達成のための活動に資する唯一の財源である。また、当然のことながら本会は独自の歴史をもつ団体の連合組織であるため、負担金とはいえ、各加盟団体の本会にかける熱意と善意によるところが大きい。従って、一面において負担金改正の推移はその時々の本会の状況を映しているともいえよう。

過去十年の間に三回（昭和六十三年度・平成四年度・平成九年度）にわたり負担金の改正が行われたが、ここではその経緯と金額的な推移について略述する。

三回の改正の背景となっているのが一九八六（昭和六十一年）一月十六日付の「本会の目的・事業・構成等を改革するための委員会答申」である。この答申は、負担金の問題に止まらず現在の組織機構全般にかかわるものであり、参考のためにその全文を紹介する。

「本会の目的・事業・構成等を改革するための委員会答申」

事務総局機構検討委員会答申（昭和五十九年十二月二十日付）を受けて昭和六十年四月

二十六日発足した本委員会は、本会の目的・事業・構成等本会が直面する懸案全般にわたり九回におよぶ委員会を開いて慎重審議を重ねてきた結果、委員相互の合意がなり、委員会としての結論に到達したので、茲に次のように答申する。

昭和六十一年一月十六日

本会の目的・事業・構成等を改革するた

めの委員会

委員長 伊東盛熙

副委員長 小峰令丸

委員 寺田義淳 能邨英士

伊東康雄 豊田英世

橋爪良恒 横山尚空

杉谷義純 杉本亮一

白川謙敬 増田貞圓

山本 杉 鎌原佑元

長谷川正浩

### (1) 目的

本会の目的は寄付行為第四条に明らかであるが、寄付行為が制定されて以来、三十年にならんとする今日、更めて、本会設立の精神を再確認し、仏教界の将来のため情熱をもって取り組む。

### (2) 事業

① 仏教界が置かれている厳しい状況を直視し、本会が対応すべき事業を選別し、積極的に対処する。

② この目的に沿い、効果的かつ機能的な機構とするため、事務総局を別図のように改革し、十宗派より部長もしくは次長一名の出向を願う。事務総局と各宗派との連絡をさらに密にする。常務理事会は事務総局の円滑な運営に責任を持つ。

③ 加盟団体負担金は、現行の算定基準を見直す。

特に本会運営に責任を有している宗派すなわち職員を派遣する宗派には、少なくともその人件費相当額を負担願ひ、これによって宗派間の格差を是正する。

### (3) 構成

① 本会は、宗派、都道府県仏教会、各種団体から構成されていることを確認し、寄付行為第三十六条に「都道府県仏教会」を挿入する。

② 役員(理事)の選出基準は、新たに内規を作成し定める。

③ 役員(理事)の定員は、本会の責任主体の明確化をはかり、財団法人としての規模、性格を検討した結果、二十五名以上三十名以下に減員する。

### ◎ 別図(改革後の事務総局の機構)

事務総長

総務部長 — 次長 — 主事

財務部長 — 次長 — 主事  
同和推進部長 — 次長  
社会部長 — 次長  
国際文化部長 — 次長

### ◎ 意見書

本委員会審議の過程で、次のような意見があったことを付記する。

① 常務理事の定員は、寄付行為に規定を設けていないので、慣例に従い理事会が選出してきた。本委員会は、この点についての審議の結論として宗派代表者以外の理事も含め、全体として理事総数の半数ぐらいが妥当であるとの意見が大勢を占めた。

② 加盟団体負担金の算定基準は、宗派については委員会の討議資料を参考とする。都道府県仏教会及びその他の仏教団体については、これに準じて見直しをはかる。

③ 基本財産の増額をはかる。

以上

以上がその全文であるが、事務総局の機構改革・理事の減員・都道府県仏教会の明記など寄付行為に関わる事項については、寄付行為の変更手続きがとられ、一九八六(昭和六十一)年三月十三日付で文部大臣の認可を得て変更された。

答申の中に、「加盟団体負担金は、現行の

算定基準を見直す。特に本会運営に責任を有している宗派すなわち職員を派遣する宗派には、少なくともその人件費相当額を負担願ひ、これによって宗派間の格差を是正する。」とある。従ってそれ以降の負担金改正は、いずれもこの答申の趣旨を踏まえ行われるようになった。

現行の算定基準の元となる改正が実施されたのは昭和六十三年度である。その改正の主な内容は、それまで十宗派とその他の宗派を分けずに寺院数等に応じて負担金を算出していたものを、明確に区分して算出する算定基準に改めたことである。具体的には、「基本割(定額×寺院数) 十均等割(定額)」という負担金の算出方法の定額部分が、従来は十宗派もその他の宗派も同額であったものをそれぞれ別の金額を設定し算出するという算定基準にしたことである。その意図は、答申にあるとおり、十宗派が従来にも増して本会の運営に責任を負うということにあった。都道府県仏教会及び各種団体の算定基準については従来通りで、改正は行われていない。つまり、都道府県仏教会の算定基準は「均等割十賛助金(定額×口数)」、各種団体の算定基準は「基本割十均等割十賛助金(定額×口数)」である。因みに、都道府県仏教会に基本割がないことについて何故そうなったのか明確な理由は分からない。

が、メモ的な記録によれば、昭和三十八年度より「当分の間、適用せず」とある。この措置について類推するに、都道府県仏教会の構成員である各寺院は、基本的には各宗派に所属しており、もし基本割を課した場合、二重負担の視を免れないことと、組織育成といったようなことが考慮されてのことではないかと考えられる。

最後に、平成九年度の改正を行うに先立って設置された負担金検討委員会について触れたい。この委員会は、常務理事選出の宗派及び都道府県仏教会から推薦された委員十一名、宗派・都道府県仏教会・各種団体の評議員の内から理事長が推薦した委員四名の計十五名の委員で組織された。委員会は二回開催され、一九九六(平成八)年九月十三日付で近藤正也委員長名で白幡憲佑理事長に答申書が提出された。答申本文の内容は次の通り。

### 「負担金検討委員会答申」

本委員会は、組織の活性化と事業の充実を期すため、負担金改正について検討を行った結果、別紙のとおり負担金の改正をなされるよう答申致します。

また、本答申提出に当たり、下記のとおり意見を付記致します。

なお、特に十宗派の負担金の改正は、「本会の目的・事業・構成等を改革するための

委員会答申」(昭和六十一年一月十六日付)に盛り込まれている、「特に本会の運営に責任を有している宗派すなわち職員を派遣する宗派には、少なくともその人件費相当額を負担願ひ、これによって宗派間の格差を是正する」を尊重して行ったことを申し添えます。

記

### 《付帯意見》

負担金は、少なくとも三年に一度、全面的な見直しを行うことが望ましい。

なお、その間の諸経費(人件費等)の自然増額分については、必要に応じて措置できるよう検討されたい。以上

## 2・税制改正への対応について

宗教学人業務に対する厳しい状況の中、信教の自由を守り自律的な宗教活動を確保するため、本会は長年にわたり、日本宗教連盟と連携しつつ与党各党に対して税制改正についての要望書を提出している。なお要望書の内容及び提出先については、理事長の諮問機関である税務委員会の議を経て行っている。

平成十年度の税制改正に向けて与党三党(自由民主党・社会民主党・新党さきがけ)に提出した要望書をもとに要望事項について若干説明を加えたい。

### 「要望書」

平成十年度税制改正の審議にあたり、本会は下記の点を強く要望致します。

### 【要望事項】

- (1) 公益法人等の収支計算書提出制度(租税特別措置法第六十八条の六)の廃止
- (2) 公益法人等の預貯金等より生ずる果実に對する非課税制度の堅持
- (3) 公益法人等の営む収益事業範囲の不拡大
- (4) 公益法人等の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ及び損金算入限度額の引き上げ

### 【理由】

宗教学人が、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、宗教が人間の心の救いを旨として存在する以上、当然の帰結でございます。また、宗教学人が営む収益事業は、本来、営利を目的としたものでなく、宗教活動を円滑ならしめるためのものでございます。

もとより、国家財政に協力することは宗教学人として当然のことでございますが、しかし、「税制改正」の名のもとに無原則に宗教学人に対する課税強化がはかられるとすれば、宗教活動を縮小させ、宗教の果たす精神文化の高揚に著しい支障をきたすとともに、ひいては憲法に証されている「信

教の自由」「政教分離」の原則さえ脅かしかねない懸念するものであり、このような税制改正は、宗教者として絶対に容認できるものではないと断言させていただきます。

ご承知のとおり、一昨年の税制改正において、非課税である宗教法人(年間収入八千万円以下の法人を除く)について所轄税務署へ収支計算書提出を義務化させるという制度(租税特別措置法第六十八条の六)の導入が決定され、平成九年一月一日以後に開始する事業年度の収支計算書について適用されることになりました。この制度につきましては、宗教活動に対する権力の介入を許すことに繋がりがかねないものと憂慮の念を禁じ得ません。因に、収益事業を営まない宗教法人は非課税であり、所轄税務署にとつても収支計算書は不必要なものと思料致します。

つきましては、平成十年度の税制改正に当たり上記事項につき強く要望致しますとともに、宗教法人法第八四条にも示されておりますとおり、宗教法人の特性及び歴史的慣習を十分斟酌され、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

以上

以下要望事項について若干の補足説明を加えたい。

(1) 租税特別措置法第六十八条の六項には、

「公益法人等は、収益事業を行ってること

により確定申告書を提出する場合を除き、当該事業年度の収支計算書を、原則として当該事業年度終了の日の翌日から四月以内に、当該事業年度終了の日におけるその主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない」とあり、さらに「小規模な法人として年間収入八千万円以下の法人は本制度の対象とならない」とある。宗教法人は、基本的に非課税法人であり、収益事業を営んでいない限り法人税の申告義務は一切ない。もし所轄庁が収支計算書の内容をチェックするようなことにでもなれば、宗教活動への介入という、憲法及び宗教法人法を侵す重大問題を惹起しかねない。

(2) 低金利の状況が続いていることもあってか、近年は課税への動きが沈静化しているが、もし課税ということになれば、信仰に基づく宗教的行為への課税であり、宗教活動を萎縮させるということにもなりかねない。

(3) 二十三業種が収益事業として指定されているが、将来さらにその範囲が拡大され、現在、宗教活動・宗教行為として行われていることも収益事業と見なされる恐れが全くないとはいえない。

(4) 収益事業に対する法人税率については、昭和六十二年度に二十八%から二十七%に引き下げられて以来据え置きとなっていた

が、平成十年度から更に二十五%に引き下げられることとなった。また、収益事業の収益を宗教活動のために支出する損金算入限度額は、平成六年度に三十%から二十七%に、さらに平成八年度には二十%にまで引き下げられた。宗教法人の収益事業といえども、一般企業等と競合するため、今後さらに厳しい状況に置かれることも予想される。

以上が、要望事項の概略と現状であるが、今後とも、宗教の自由の確保と宗教活動の充実を期し、宗教法人税制の動向を注視し有効な働きかけを行っていきたい。

なお、宗教法人税制に対する本会の取り組みの経緯等については、本記念誌の別項、「仏教界に関わる課題と取り組み」の中の「税制の動向と全日仏の対応」で詳述しているので参照いただきたい。

## 同和推進部

本会の同和問題(部落差別問題)・人権問題の取り組みは、一九八七(昭和六十二年)以降も、同和委員会(一九八〇年結成)及び事務総局同和推進部(一九八六年設置)を中心に進められてきた。

伝統仏教教団の当初の取り組みは、(1)差別法名・戒名(過去帳・墓石等)改正に関する

## 2・事務総局活動報告

る課題。(2)差別戒名の手引書等、差別の再生産に関わる差別図書の問題。(3)寺院が身元調査に積極的に関わり差別を拡大助長していた問題。の三つの課題を中心に進められてきたが、取り組みの進捗に伴い、それまで見えていなかった新たな課題も多く見えてくるようになった。

それらの課題のうち、早くから問題視されていた課題は、「施陀羅」問題及び「差別に関わる業論」の問題であった。さらに相前後して、(1)女性に対する差別の問題。(2)民族差別。(3)ハンディキャップのある人々に対する差別。(4)従来「業病」といわれてきたハンセン病等の人々に対する差別。などの差別事象の存在が確認された。

また、これらの諸差別事象に共通した論理として、「差別に関わる業論」(悪しき業論)が機能しており、各差別事象の理論的根拠となつていることも判明してきた。

同和委員会では、これらの諸課題について、加盟各団体での取り組みの進捗をはかるため、幾つかの新しい企画を進めてきた。

その第一は、加盟団体の代表者(特に宗務行政責任者)の方々の部落差別問題・人権問題に関する意識をより高めていただくために、一九八九(平成元)年より、「加盟団体代表者同和研修会」を毎年開催し、今日まで九回を数えている。

第二に、各宗派の教学の根幹に関わる課題である「業・施陀羅」の問題について、一九八九(平成元)年四月より「業・施陀羅問題」に関する研究会」を開催し、今日まで三十六回の研究会を継続実施している。この課題は、各宗派ごとに、宗祖・開祖の説かれた教え、所依の経(教)典などが異なることから、それぞれの宗派ごとに取り組みを推進することが、同和委員会を中心に確認されている。

研究会は、各宗派における研究体制づくり、研究上の方法論等の問題を中心に、情報交換の場とする事を目的として、各宗派の研究機関等に属する研究者の方々から、個人の立場で発表をいただいている。なお、各研究発表の内容については、その要旨を本会機関誌「全仏」に原則として掲載してきたが、研究会の流れを後段に記して、御発表いただいた方々に謝意を表したい。

この間、数宗派においては、業論または施陀羅問題に関する中間報告書がまとめられ、広く宗内の論議を深めるための啓発資料として活用されていることをつけ加えておきたい。

第三に、差別法名・戒名の改正に関する課題は、当初より各宗派ごとに取り組みが進められてきたが、特に墓石の改正について、

この十年間、当該檀信徒の転宗や当該墓地が地区共同墓地のため複数の宗派が関係するケースが増えてきた。これら宗派間の調整を図るとともに、仏教界全体の取り組みの進展を図るために、同和委員会では「墓石改正について」の議題を恒常的議題としてしている。なお、本会及び伝統仏教界が、差別法名・戒名の課題について、運動団体等より問題提起を受けて以来、間もなく二十年を経過しようとしている。仏教界の取り組み状況は、未だに完了しておらず、徹底した調査とその結果に基づいた早急な改正作業が緊急の課題となっている。

第四に、これまで述べたような諸問題について、同和委員を委嘱している宗派以外の加盟団体について、広く情報を提供し、取り組みの促進を図るために、一九九三(平成五)年より「同和推進担当者連絡会」を年二回程度開催実施している。この連絡会は、各加盟団体の窓口となつている担当者を対象としており、担当者の日頃の悩みや疑問等についても忌憚なく語り合える場となっている。

また、従来より毎年開催されてきた「同和研修会」も継続実施されており、一九九七年度には、第十七回研修会が開催された。つきに、伝統仏教界における現行の法名・戒名のあり方について「差別ではないか」と

の問題提起がなされている。この問題は、差別法名・戒名をめぐる論議に関連して、当初より指摘されていたが、仏教界において未だに惹起する差別事件に対する糾弾会やマスコミの報道を通して、改めて問われている。この問題についても、同和委員会において、各宗派ごとに検討することが確認されているが、本会としても、一九九七（平成九）年十二月「戒名問題に関する研究会」を開催したことを付言する。

つぎに、部落差別問題・人権問題をめぐる最近の潮流について触れておく。「部落解放基本法制定要求国民運動」は現在、第四期の運動が展開されている。本会も「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議（「同和連」）のメンバーとして参画しているが、念願である「基本法」制定の実現には至っていない。しかし、この間、「地域改善対策事業に係わる国の財政上の特別措置法」（「地対法」）の五年間の延長を勝ちとり、新たに「人権擁護施策推進法」（一九九六年十二月）の成立をみ、この法律の具体化のための「人権擁護推進審議会」（一九九七年五月）が設置されたことは、これまでの草の根運動を中核とする「基本法」制定要求国民運動の成果と言つてよい。

「人権擁護推進審議会」では、「同和問題をはじめとした差別意識解消にむけた教育及

び啓発に関する施策」を二年を目途に、また、「人権侵害に対する救済に関する施策」については五年を目途に、答申を出すことになっている。しかし、審議委員の構成の片寄りや、政府のこれまでの人権問題への消極的な姿勢をみる限り、十分な成果は期待薄である。そこで、これまでの広範な運動母体を中心に、人権民間審議会の役割を担う「人権フォーラム21」（一九九七年十一月）が設立された。

「人権フォーラム21」では、国内外の差別の実態を踏まえ、さまざまな差別問題の現状と課題を明確にしつつ、広く意見を集約して、日本の人権政策のあり方について、各方面に政策提言をし、「人権擁護推進審議会」の論議や答申内容にも反映されるよう取り組んでいくことを目的としており、本会も参画している。

さらに、国連決議に基づく「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画（案）（一九九七年七月）が、政府により纏められているが、これら一連の人権問題に関する今後の動向が注目される。

部落差別をはじめとする一切の差別の撤廃と人権の確立を願いと、自浄作用の途中にある本会は、今後也有着実に取り組みを推進することを仏祖に誓い決意を新たにするとのである。

## 「業・施陀羅問題」に関する研究会 開催記録

第一回 一九八九年四月二十日

「仏教における業の問題」

仏教大学文学部助教 真田康道先生

第二回 一九八九年六月十三日

「複眼的業論—文化史の立場から—」

駒沢大学仏教学部教授 奈良康明先生

第三回 一九八九年九月二十九日

「業」の説に関する臨済宗妙心寺派僧侶

の意識とその実態について」

臨済宗妙心寺派教学研究室長 葛葉睦山先生

先生

第四回 一九八九年十一月九日

「差別・平等と業論の周辺の問題」

真言宗智山派伝法院講師 廣澤隆之先生

第五回 一九八九年十二月二十一日

「施陀羅は差別語であること—主張とその理論的根拠—」

真宗大谷派教学研究員 西田真因先生

生

第六回 一九九〇年二月二十六日

「前世の業・因縁」の問題点を考える」

日蓮宗現代宗教研究所顧問・人権問題対

策会議メンバー 新聞智照先生

第七回 一九九〇年四月十七日

「法華経の解釈からみた施陀羅」

「法華経の解釈からみた施陀羅」

## 2・事務総局活動報告

大正大学助教・天台宗典編纂所編纂委員 多田孝正先生

第八回 一九九〇年六月二十一日

「インド密教における施陀羅」

高野山大学教授 松長有慶先生

第九回 一九九〇年九月十七日

「業」の問題」

龍谷大学教授 浅井成海先生

第十回 一九九〇年十一月二十九日

「中国仏教と『三世』」

大正大学講師 平井宥慶先生

第十一回 一九九一年一月二十四日

「教学の再考」

駒沢大学教授 峯岸孝哉先生

第十二回 一九九一年三月十五日

「布教現場から『業』の説をみる」――

「業」の説に関する本派僧侶の意識とその

実態調査第一・二次まとめから――

近畿大学講師 葛葉陸山先生

第十三回 一九九一年八月七日

「日蓮宗における同和問題に関する諸問題」

日蓮宗現代宗教研究所顧問

長谷川正徳先生

「曹洞宗のとりくみ状況」

曹洞宗人権擁護推進本部事務局長

伊東俊彦先生

第十四回 一九九一年九月九日

「真言宗智山派における取り組みについて」

真言宗智山派同和推進本部事務局長 旭 照雅先生

「浄土宗における取り組みについて」

浄土宗同和推進事務局参与 蓮池瑞旭先生

第十五回 一九九一年十月二十九日

「業」のことを考えていく私の視点」

真宗大谷派同和推進本部事務部長

相良晴美先生

「臨済宗妙心寺派の取り組み」

臨済宗妙心寺派同和推進本部事務局

吹田良忠先生

臨済宗妙心寺派教学部部員 渡辺憲道先生

第十六回 一九九一年十一月七日

「天台宗の取り組み」

天台宗社会部長 高松義寛先生

天台宗典編纂所編輯長 野本覚成先生

「高野山真言宗の取り組み」

高野山真言宗同和局長 佐々木兼俊先生

高野山真言宗同和専門委員 近藤覚玄先生

第十七回 一九九一年十二月十三日

「業の問題への取り組み状況について」

浄土真宗本願寺派基幹運動本部事務局長

高倉正信先生

「真言宗豊山派の取り組み」

真言宗豊山派教務部長 小野塚幾澄先生

第十八回 一九九二年三月三十日

「念法真教教団における同和教育推進の

取り組みについて」

念法真教総務部長 大倉律現先生

「本門佛立宗の取り組み」

本門佛立宗庶務部長 加藤現崇先生

「真言宗御室派の取り組み」――仏前勤行

次第について――

真言宗御室派企画課長 小林弘侑先生

第十九回 一九九二年六月十二日

「業・宿業について」――糾弾学習の中から――

浄土真宗本願寺派中央相談員

廣川智遵先生

第二十回 一九九二年十二月十八日

「道元禪師と業論」

駒沢大学仏教学部教授 石川力山先生

第二十一回 一九九三年二月十八日

「施陀羅について――臨済宗の立場から――」

臨済宗妙心寺派教学研究室長

小林圓照先生

第二十二回 一九九三年三月二十九日

「わたしの八弘法大師V像・試論」

大正大学講師 平井宥慶先生

第二十三回 一九九三年六月七日

「業について」

高野山大学教授 谷川泰教先生

第二十四回 一九九三年八月二日

「宿業説についての私論」――『仏説善悪因

果経』の八問いVと八答えVをめぐる――

真宗大谷派教学研究研究所研究員

西田真因先生

第二十五回 一九九三年十月十四日

「初期仏教における施陀羅」

大正大学教授 松涛誠達先生

第二十六回 一九九三年十一月二十五日

「安樂行品の解釈と現代仏教について」

大正大学講師 多田孝文先生

第二十七回 一九九四年四月二十二日

「差別の歴史」 — 密教の人間観 —

智山伝法院院長 宮坂宥勝先生

第二十八回 一九九四年六月二十七日

「人権と施陀羅」

— 法華経の日蓮的受容について —

日蓮宗人権対策室顧問 中濃教篤先生

第二十九回 一九九五年九月十二日

「西山の教え・理想と現実」

西山短期大学教授 堀本賢順先生

村上純一先生

第三十回 一九九六年十月七日

「業論の展開」

真言宗豊山派教化センター宗学研究研究所  
究員 木村秀明先生

第三十一回 一九九七年四月十日

「天台の業思想」

叡山学院学監 坂本廣博先生

第三十二回 一九九七年五月二十二日

「弘法大師の機根論」

高野山大学教授 静 慈圓先生

第三十三回 一九九七年六月十八日

「日蓮上人の業論」

日蓮宗人権対策室顧問 河野智彰先生

第三十四回 一九九七年七月二十五日

人権啓発ビデオ「宗教と部落差別問題Ⅱ  
悪しき業論、その差別思想を問う」

「業・施陀羅問題」で問われているもの」

駿河台大学助教授 門馬幸夫先生

「業」問題を通して考える宗教と性差別」

聖心女子大学講師 井桁 碧先生

第三十五回 一九九七年十月二十四日

「仏教における業の意識」

龍谷大学講師 内藤昭文先生

「解放の主体となる「業」理解とは」

基幹運動本部専門委員 小武正教先生

第三十六回 一九九七年十二月一日

「真言宗智山派の見解をめぐって」

智山伝法院常勤講師 廣澤隆之先生

## 社会部

社会部は一九八六年の機構改革によって、それまでであった「組織部」の事業内容を中心に、「文化部」と「時局対策部」の殆どの事業内容を加えて発足した部である。そのため、事業内容は多岐にわたり、部としての性格が曖昧になっている。

### ① 機関誌「全仏」の編集・発行

これまで、外に向けての本会唯一の広報媒体であった機関誌「全仏」は、年一〇回、毎号八〜十六頁で八千部印刷され、加盟団体を中心に頒布されている。一九九八年一月で四三五号を数える。内容は、本会の会議や行事の報道の他、仏教界全般に係わる様々な課題（同和推進、税務、国際交流、時局問題等）を、外部の執筆者も加え、積極的に取り上げている。

### ② 都道府県仏教会の活動への協力

全国の都道府県仏教会からの要請に基づき、それぞれ地域の特色を生かし、一宗派にとらわれない「都道府県仏教会」の活動が一層、活発になるよう、さまざまな形で協力している。また毎年、「都道府県仏教会代表者会議」を開催し、税務等、全国共通の課題について、情報交換・意見交換を行っている。

### ③ 「全日本仏教徒会議」開催に関する事務

全日本仏教徒会議は、加盟団体である都道府県仏教会と共催するような形式で、これまで三十七回開催されてきた。そうした開催に係わる企画等の準備から、実施までを共催団体と協力するなどして進めている。

## 2・事務総局活動報告

### ④ 信教の自由に関する委員会の事務

一九八六年に発足した「信教の自由に関する委員会」は、別記のような「首相・閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を、毎年、内閣総理大臣へ提出するなど、憲法に定められた信教の自由、政教分離の原則を守るための活動を展開している。

### ⑤ 「法律相談室」の開催事務

一九八一年より毎月二回、長谷川正浩顧問弁護士による「法律相談室」を開催している。特に、一九九六年の宗教法人法改定以後は、相談件数が増えている。

### ⑥ 国政選挙に於ける候補者推薦

本会は財団創設以来、加盟団体からの申請に基づき、衆参両議院の選挙に当たり、候補者を推薦して来た。現在、本会の推薦議員は、衆参両院で約一八〇名を数えている。

### ⑦ 教化セミナーの開催

一九九四年より、各宗派の教化伝道関係者を主な対象に、教化セミナーを開催している。これまでのテーマ及び話題提供者は次の通りである。

◆九四年度「政治と宗教の現実的課題」

山崎正友  
◆九五年度「オウム真理教の実態について」  
ペマ・ギャルポ

◆九六年度「インターネットの可能性」  
脇 英世

### ⑧ インターネット・ホームページの開設

一九九七年、コンピュータを導入、インターネット・ホームページを開設し、広く世界に向けて本会の活動内容を紹介している。



### 首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請

本会は「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、過去十六回にわたり、反対の意志表明を行ってまいりました。

靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を祀る神社であり、純然たる宗教施設であることが明白であります。

したがって、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由」「政教分離の原則」に違反することは疑いの余地がありません。

本年四月にも最高裁判所は、靖国神社等への公金支出が、金額の多寡を問わず憲法違反に当たるといふ、明確な判断を示しました。

私たちは、これら憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっていることを、改めて確認したいと思えます。

戦没者の追悼は、国家が特定の宗教にかかわって行うべきものではなく、各ご遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものであることは、当然のことであります。

本年も、まもなく「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がまいります。首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝をされないよう、強く要請いたすものであります。

一九九七年八月二日

財団法人 全日本仏教会

理事長 白幡憲佑

内閣総理大臣 橋本龍太郎殿

# 国際文化部

実施項目

1. 世界仏教徒連盟(WFB)に関する事項
- ① WFB世界大会への参加
- ② WFB執行委員会へ出席
2. 国際交流の促進
3. 文化事業の促進、文化講演会等の開催
4. 国際委員会の事務分掌に関する事項
5. ルンビニー園復興事業の事務分掌に関する事項
6. その他、必要な事項

以上の事を国際文化部は担当している。  
特に項目5のルンビニー園復興事業には、ルンビニー委員会のもとで長年にわたり取り組んでおり、これまでの概略を報告する。

## ルンビニー園・マヤ堂の発掘調査

一九六七年、当時の国連事務総長ウ・タント氏がネパールを訪問した際、マヘンドラ・ネパール国王と会見し、釈迦誕生の地であるルンビニー園を全世界の仏教徒にとって聖地となるように復興することを提案した。これを受けてネパール政府は国連にマスタープラン作成のための技術的援助を要請し、国連は世界的に著名な日本の建築家、丹下建三氏に委託、その結果一九七八年に

丹下氏によるマスタープランは完成した。

その年、日本において第十二回世界仏教徒会議(WFB)が開催され、その会議においてルンビニー園の復興を推進することを協議、採択された。一九八〇年、これらの事業推進のために日本で準備委員会が開催された。そのときに本会が計画した事業とは、①聖なる園の考古学調査及びマヤ堂周辺の改修造園、②日本に指定された地域の整備、③記念碑建設、④WFB中央友情橋建設への協力、以上の四つの事業であったが、この②の日本に指定された地域の整備については、具体的には日本の寺の建立であり、ネパール側は日本の寺を建てると同時に完成後の維持管理も日本側に委ねる意向でもあった。

しかし、この地域の状況はいえ、資材を運ぶ道路も未整備、電気や水も不足しており、事業の遂行はとも不可能である。そこで、①の聖なる園の考古学調査及びマヤ堂周辺の改修造園についてはという、マスタープランでは、アショカ王柱を中心とする円堤内部の面積は約十五万坪もあり、この広大な地域の考古学調査を実施し、造園することはこれもまた不可能に等しい。一方、本会は既にこれらの四つの事業項目を掲げ、加盟団体をはじめ多くの方々から寄付を仰ぎ、浄財の協力を願っていたのであ

る。

この苦境の中、一九八八年四月、本会に一通の要請状が届いた。その内容は、「釈迦誕生を記念するマヤ堂は大きく成長した菩提樹の根によって侵され、危険な状態にあるので、本会でこれを修復してほしい」というものであった。本会は一九八九年二月六日に、この事を理事会、評議員会に諮り、修復に関する調査・研究、さらには具体的な折衝を進めることが承認されたのである。その結果、a. 現在のマヤ堂内部は狭すぎるので、この形に沿って内部の空間を拡大する。b. 菩提樹の根で侵された基壇のレンガを取り外し、根を除去して積み直す。c. 考古学調査は行わない、という方針を決定した。即ち、釈尊を慕う人々のための礼拝施設としてのマヤ堂の整備修復のみを目的としたのである。これらのことを踏まえて一九九〇年九月、カトマンズにて「協定書」を白川良純理事長とシルワル事務局長との間で正式に調印された。その矢先の同年十月、ネパール国内の民主化運動の影響にて、文部省考古局は文化財保護法を盾に反対したため工事は中断、調印したときのシルワル氏は辞任した。その後、一九九一年六月、本会とネパール文部省考古局はマヤ堂の修復事業について①考古学調査、②考古学調査のための国際会議の開催、③本

## 2・事務総局活動報告

会とLDT、考古局の三者による事業の推進を骨子とする覚書を交わした。

一九九二年八月にはLDTの新体制のもと「修正マヤ堂修復計画協定書」が調印された。この修正された協定書では、マヤ堂の考古学調査を行い、調査終了のものは発掘箇所を埋め戻し、調査の結果に基づいて、考察できるであろうところの古代マヤ堂の建築様式に従って、マヤ堂を再建するということになった。このように前回の協定を一部変更し、カトマンズに於いて石上智康理事長とスーリヤ・サキヤ副理事長の間で調印が行われた。この年の十月には、マヤ堂着工式の日を迎え、本会の籙本宏昌事務総長とLDT理事長・文部大臣ジョシイー閣下出席のもとに行われた。同年十一月には、日本から元立正大学講師上坂悟氏を派遣し、本格的考古学調査を開始した。又、一九九四年二月、九五年三月そして同年四月に国際専門家会議を開催、日本側からも本会顧問の奈良康明先生など、各分野の諸先生に意見をたまわった。

苛酷な気候の中での考古学調査は想像以上であり、その上、たび重なる政変にて調査は何度も中断されたが、一九九五年度末、マヤ堂修復工事に当たった事の事前の考古学調査はここに終了を見たのである。

このマヤ堂の考古学調査によって期待し

た復元されるべき、ある時代のマヤ堂の資料は既に何回か攪乱されており発見されなかったのである。しかし、マヤ堂内に祀られていたマヤ夫人像の真下より、ここで正しく釈尊が誕生したとみられるその目印の「石板」が発見されたことは、大きな成果であったと言えよう。

考古学調査終了に伴い、いよいよ所期の目的であるマヤ堂の復元をどのように具体化し進めて行くか、現在、ネパール側LDTと話し合いを重ねている。復元にあたっての本会の考え方は、協定書を尊重することが基本である。今後の設計については、マスタープランを作成した丹下建三氏であれば、ネパールの人々を満足させる唯一の設計家であるため、本会は理事会・評議員会で了承を得て、折衝しているところである。





増上寺で開催された被災地支援名筆展



追悼碑建立法要に出仕される須磨寺有縁のご寺院方



地元の方々を交えた最終打ち合わせ会



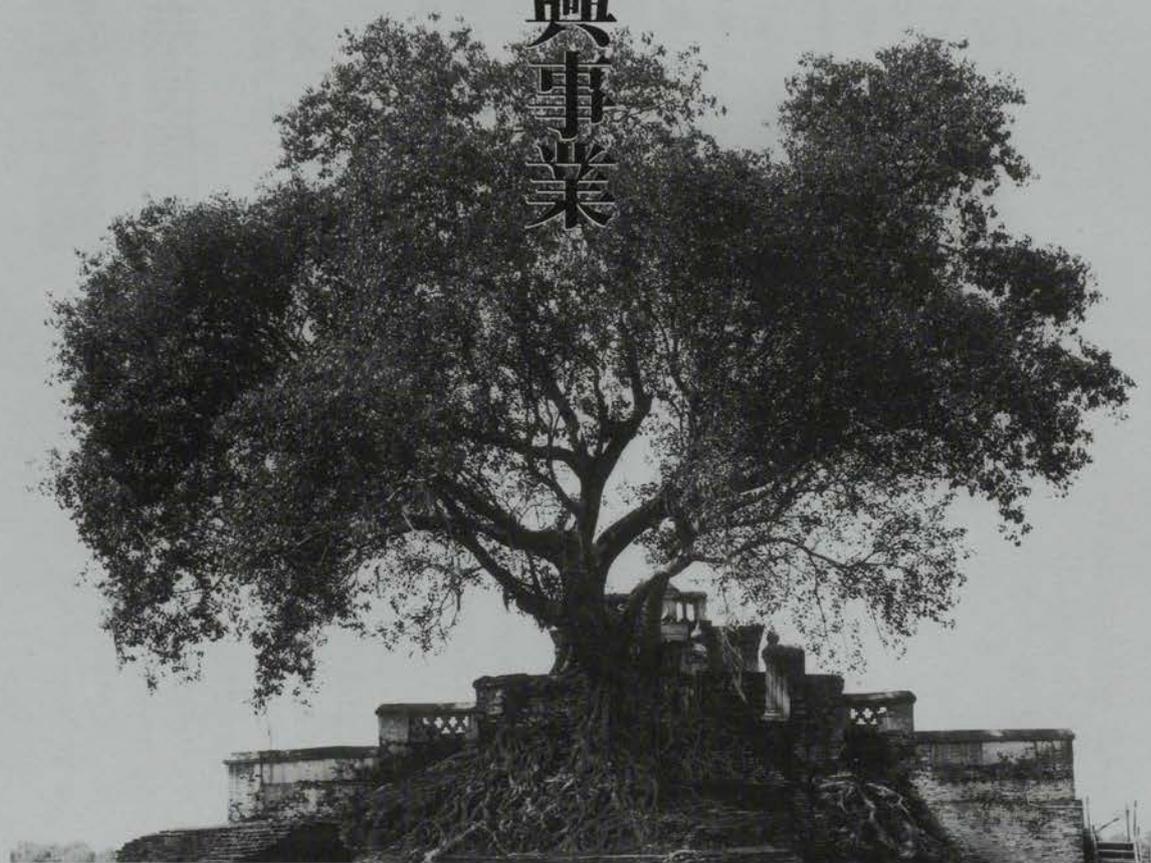
ボランティアの方々による手作りのバザーは多くの人で賑わった



兵庫県立文化体育館全景

記念事業  
アルバム

3  
ルンビニー園復興事業



調査以前のマヤ堂と菩提樹

# ルンビニー園の歴史的背景と意義

## (国際委員 奈良康明)

本会では一九九二年(平成四年)より、お釈迦さまご誕生の地ネパール王国ルンビニーへ、元立正大学講師の考古学者上坂悟氏を派遣し、マヤ堂の修復事業に伴う考古学調査を行ってまいりました。

この発掘調査によって、お釈迦さまが誕生された最も神聖な地点として伝承・礼拝されてきたマヤ堂内陣直下より、マウリヤ期の構築物・遺物と共に、何かを象徴するために意図的に置かれたと思われる石板が発見されました。この発見にともない平成八年三月二十八日、本会ルンビニー委員会顧問・国際委員・奈良康明駒沢大学学長によるルンビニーに関しての歴史的・文化的背景について解説をお願い致しましたので、そのお話の要旨を掲載致します。

奈良先生の解説は、今回発見された石板についての学術的に貴重なご意見であると共に、私たち仏教徒としても、改めてお釈迦さまとご誕生の地であるルンビニーへの思慕、憧憬の念を深く感じさせられるものであります。

ルンビニーの歴史的な流れを簡単に申し上げておきたいと思えます。

ルンビニーは、現在ネパール領であり、釈迦ご誕生の地として知られています。文献的にも釈尊がルンビニーでお生まれになったということは一番古い文献に出ておりまして、全く疑う余地はございません。

し申し上げます。

釈尊のお母さま、マヤー夫人は居城(カピラヴァストゥ)を出られまして、道をほぼ東にとり、恐らく自分の生まれ故郷のコーリヤ族の実家に戻られる途中だったのではないかと思われれます。言わば里帰りという説が強いのであります。そこでルンビニーを通りかかったところで産気づかれ、釈尊を出産されたということは、ほぼ歴史的な事実として考えてよろしいものかと思えます。

実は、欧米における仏教研究の歴史の中で、梵語とかパーリ語の文献を通して釈尊の存在とか、仏教とは何であるかは理解されてはいたのですが、一方では釈尊は太陽神話の一変形であるとか、ヴィシヌ神話のモデルをまねたものではないかとか、という疑いが一部欧米の学者の間で持たれていました。

釈尊が歴史上の人物であるということ、私どもインド・東南アジア・中国・日本の仏教徒は当然のこととして受け入れていたのですが、欧米の学者の方ではそれに疑いを持つていた時期がございました。

それははっきりしたのがルンビニーの考古学的な発見、これは約百年前になります。が、一八九六年、フューラーという考古学者がルンビニーを考古学的に発掘しました

釈尊が幼少期を過ごされたのは釈迦族の

居城であったカピラヴァストゥという町で

あるといわれております。このカピラヴァ

ストゥという町の候補地が現在二カ所考え

られております。そのいずれかという問題

は、学問的にも興味があるのですが、それ

は一応今別にしてルンビニーについてお話

### 3・ルンビニー園の歴史的背景と意義

時に、そこでアショーカ王の建てた石柱が発見されました。

アショーカ王とは、マウリヤ王朝の第三代目で、初めて全インドを統一した王様であります。大体、北インドから南インドまでを統一した最初の王様で、非常に広大な地域を支配いたしました。そして、主要な地に石柱を建て、あるいは岩の表面を平らに削って、そこに自らの政治理念である法勅文を刻みまして、全部で四十数ヶ所にその碑文が彫っております。西暦前三世紀に刻んだものがそのまま残っているものから私どもにとっては歴史研究の非常に有力な証拠で、有り難い史料となります。

そのルンビニーの石柱ですが、上から三分の一のところまで折れていて、先端がなくなっています。そしてその碑文が彫っている部分にはアショーカ王は即位灌頂をした後、二十年目にここへ来ておまつりをした。ここでブッタ、釈迦牟尼が生まれたからである。そしてそこに石柵を作り、石柱を建てさせた。釈尊がそこで生まれたのを記念するためである。

ルンビニー村は税金が免除され、八分の一のみを払うものとする。おおよそこういう主旨のアショーカ碑文がここに刻まれておりました。

ここで初めて釈尊という方が歴史上の人

物であることが世界の学界で認められたという、非常に歴史的な出来事でございます。

実は七世紀に玄奘三蔵も中国からルンビニーに入りまして、ここにお参りをしております。アショーカ王柱の存在「大唐西域記」の中で述べており、ここで釈尊が生まれたのだと大変に感激の面持ちで報告をしております。その時にアショーカ王柱の上から三分の一の所は折れていて、悪龍の雷撃のために、つまり稲妻のために折れた、と書いてあるのです。

アショーカ王柱はインド各地に何本かあるのですが、必ずその上に動物の柱頭彫刻をのせることになっておりまして、玄奘三蔵はそこに馬の彫刻がのつていたというふうに書いています。ところが、現在はその石柱の上の方の部分がなくなっておりますけれども、どうもその馬の彫刻のたてがみの一部ではないかというのその後、考古学的に発掘されております上坂先生（本会派遣考古学者）もまた、それに類したものを新たに発見をされております。間違いないと思います。そうしたことからこのルンビニーが釈尊誕生の土地であるということが明らかになってきているのです。

そこでアショーカ王がここに来て石柱を建て、自らこの石柱の碑文に石柵と石柱を

建てた事を書いているのですが、先ほどから私はこれを石の柵を作ったと仮に訳しているのですが、これが実は学者の間で大問題となった箇所でございます。

正確な読み方が分からないのです。石の柵なのか、石の板なのか、それとも石の彫刻なのか、もし必要ならば後で幾つかの学説をご紹介いたします。そのようなことがございまして、石柱は残っているのですが、その「石柵」というのがわかりませんでした。そして、今回の発見はまさに、この「石柵」の正体とかがわっているのです。それについて以下少し説明をしていきます。その石柱の前にマヤ堂という建物がございます。

マヤ堂の少し高くなった基壇上に菩提樹がございまして、話しがそれてしまいますが、今から三十年前に私がカルカタ大学へ留学していたころ、ルンビニーへ行った時には、マヤ堂に比較的ごちんまりした菩提樹があったことを思い出します。それがその後、三十年年たつて来ましたら、ものすごく大きくなってきて、遠くから見るとマヤ堂がひっくり返りそうな大きさになっており、側へいきますと、その根が建物をもろもろ壊している。

そんなことからマヤ堂の修復のためにこの菩提樹を取り外さなければならぬとい

### 3・ルンビニー園の歴史的背景と意義

う話に続いてくるわけです。そのマヤ堂に、十世紀ぐらいの古い積尊ご生誕の浮き彫り彫刻がございまして、そこがマヤ堂の中心地であるわけです。

さて、今までマヤ堂の上部構造物は、一、二回、考古学的に発掘されておりましたが、深いところまでの調査は行われませんでした。

そして、これがかなり昔に建てられたお寺で、その上に何回も時代ごとに建築が上積みになっていったということはおおよそわかっていたのですが、詳しいことは分からない。

そこで、ネパールとの調印合意の後、全日本仏教会による考古学的な発掘が始まったということになります。

一昨年の二月二十四、二十五日の両日、ルンビニーにおいて、第一回マヤ堂修復専門家会議が開催されました。この国際会議の時には、上坂先生が中心になって行っている発掘がまだ途中でありました。途中ではありましたが、大体マウリヤ王朝期のあたりまで掘りました。これ以上掘っても恐らく何も出まいなどという予想もございまして。

そして、その時にはむしろ、この後どのような形で新マヤ堂を建てようかという相談もしたいというようところにネパー

ル、それから全日本仏教会の意向もあったのですが、その専門家会議に出席した各国学者たちが強く主張したのは、とにかくマヤ堂の中心地は積尊生誕像の浮き彫り彫刻が置かれてあるところだと分かっている。そこを真下まで掘ってみるべきである。掘ってみても出なかつたら、それは仕方ない。そして世界の仏教徒も、ここまでやつたけど何も出なかつた、仕方がないから埋め戻して、新たな崇拜の対象としてのお堂を再建するといえ別に反対もないだろう。しかし、とことん掘ってみて、もしかしら、まさにこの木の下で、お釈迦さまがお生まれになったという木の木炭ぐらいい残っているかもしれない。石柱を建てたというアショカ碑文は分かっていたが、「石柵」と訳されている部分がまだなんだか分からない。

石の板かもしれないじゃないか、石の彫刻かもしれないじゃないか。何も出て来ないかも知れない、何か出てくるかもしれない、いろいろな質問がありました。

しかしとにかく掘れ、というので掘ったら実は石板が出てきた、というのが今回の発表のメインテーマになります。ですから、この発掘は現在までにある程度、新聞などでも報道されているのですが、これによりルンビニーがお釈迦さまのお生まれになっ

た所であることが確実になった、という記事がある。これは私どもには、誠に不本意なのでありまして、ルンビニーがお釈迦さまのお生まれになった土地であるというのは百年以上前から分かっている。そうじゃなくて、アショカ王の碑文に載っている「石柵」(?) かなにかかもしれないという石の板が出たということは極めて重要な発見だということなんです。そして、その石が明らかに意図的に置かれていることから、ここがそのマヤ堂の最も中心であり、聖なるスポットなんだということはまず間違いありません。ですから、ルンビニーが釈尊のお生まれになった土地だということを更に超えて、第一にはアショカ王の碑文に載っている石柵ないし、石板の意味が明らかになったというのが一点。もう一点はとにかく伝承として、正にこのスポットこそが、お釈迦さまのお生まれになったと伝承されている地点と見ていいのではないか。この推測を可能にする考古学的発見がなされたという、以上の二点が今回の発掘の大きな主要なポイントになってくるということでございます。

おおよそルンビニーの歴史的背景、それから今回の発見というものを私なりに大きくばに申し上げました。

# マヤ堂発掘調査と復興

## 考古学調査報告考

上坂 悟

本会はマヤ堂修復事業にあたって一九九二年十一月より、元立正大学講師の上坂悟考古学者をルンビニーへ派遣し、この事業に取りかかる為の事前の考古学調査を一九九六年までおこなって来ました。その調査において旧マヤ堂真下より、正しく釈尊が誕生したと思われる縦70cm、横40cm、厚さ10cmの「石板」を発見したため、同年十二月ネパール国、翌年三月日本にてそれぞれ共同記者会見を行い内外に報道されました。

更には一九九七年十二月には「マヤ堂の考古学調査記録並びにマヤ堂復元を通じての遺跡の保存保護についての提言」と題してネパール側LDT、考古局に今後の修復の提言を添えた報告書を提出致しました。この記念誌では考古学調査の概要のみ掲載します。

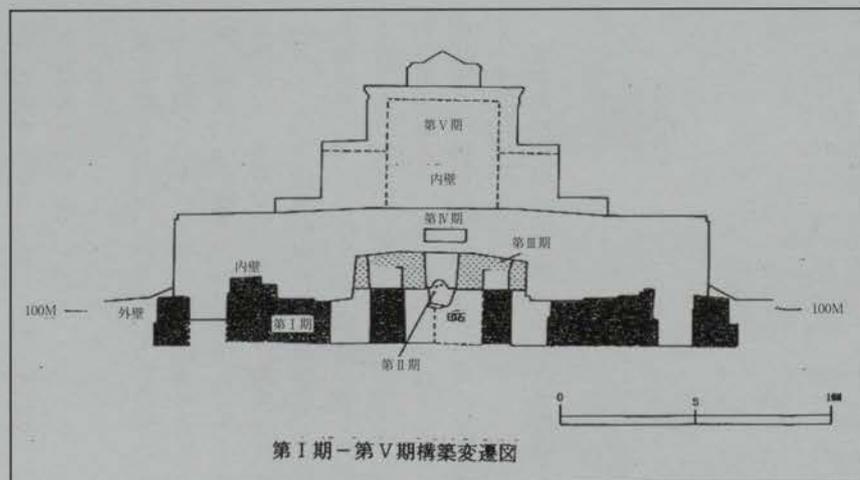
本調査の当初の目的は、マヤ堂基壇部の南東隅上部に位置する樹木の木根によるマヤ堂の破壊状態を把握し、もつとも適切なマヤ堂修復(改修)のために必要とされる基礎的な資料を得ることを主眼とし開始したものである。更に、マヤ堂は歴史的な建造物であるために本事業に伴い考古学調査を実施し、マヤ堂建立の初源及び時期的な構造変遷を判明させるものであった。

本調査が実施される以前は、マヤ堂の祠堂の外壁面に施されていた装飾レンガはグ

ブタ期(4〜6世紀)と推定・報告され、その下部は各時期の構造が水平的に順序だつて確認されることを予想されたが、まったくその期待を裏切り、その構築状態は順次水平的に層序をなして構築されているのではなく、各時期の構造状態を呈していないものである。

本調査により得られた最大の成果としては、マヤ堂の初源としてマウリヤ期の遺構が判明した点と石板(印石)が検出された点が挙げられる。しかしながら、第1期よ

り第III期までは印石の周囲7m×7mの範囲が第III期上面(現地表面上約2m)まで残存しているだけであり、他の部分は第I期の確認面まで後世の破壊を受けており、そのため上部構造物については判然としていない。





調査以前のマヤ堂全景

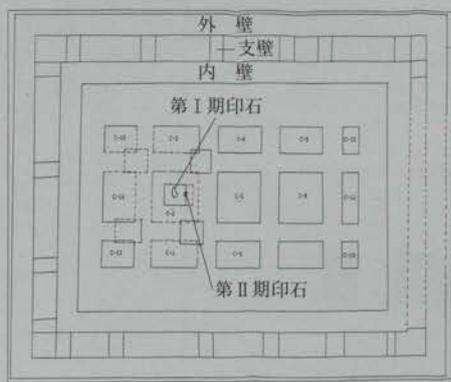
第Ⅰ期としては、二重のレンガ壁に囲まれ、内壁の内側にはレンガが一面に規則正しく敷かれている。その規模は外壁では東西26m・南北21m、内壁では東西20m×南北16mを呈し、その内部には東西五列、南北三列の十五基の方形空間（チャンパⅠ）が配されて構成されている。

各方形空間は同一方向性を有し、方形空間Ⅰのみは正方形で、他の空間は長方形を呈している。更に第Ⅰ期は下部構造と上部構造に分けられ、上部構造には南・北側に六列、西側に四列の支壁（東側は上部に遺構が存在するため未調査であるが構造上から四列と推察される）を伴っている。内壁の内部は壁面に接してわずかに基壇部と推定される部分が残存しているが、その内部の北・西側は後世の破壊により内壁の一部が切断されている。方形空間Ⅰの第ⅠA期と第ⅠB期の中間部分からは印石と推察される石材が検出している。また、上部構造が存在したとしても第Ⅲ期及び後世に攪乱されており、その構造形状は全く不明の状態であり、上部構造の復元は推測の域を出ていない。その構造時期は、方形空間からの出土遺物及び使用されているレ

ンガの大きさからマウリヤ朝（紀元前三世紀）に比定される。

第Ⅱ期としては、第Ⅰ期の方形空間の直上に位置し、その規模は南北122cm×東西187cm、深度75cmと東西方向に長軸を有する長方形の一基の方形空間により構成されている。この確認面の中央には四個（二個は角柱状を呈し、そのうち一個は一面が研磨されており、他の二個は小さな個体である）の砂岩がおかれ、この砂岩を保護するような状態で第Ⅲ期の中央の方形空間の東壁はアーチ状に構築されている。

またこの砂岩は第Ⅰ期の印石の垂直線上



第Ⅰ期—第Ⅲ期平面略図

当地での調査は、一九九二年十二月より一九九六年六月まで実施され、その発掘調査の結果によりマヤ堂の時期的な構造変遷は大別して第Ⅰ期より第Ⅴ期まで確認することができた。次に各時期の主な構造について記す。

### 3・マヤ堂発掘調査と復興



方形空間一2 印石出土状況  
下部一第Ⅰ期 上部一第Ⅱ期（西側方向より）

第Ⅲ期としては、第Ⅰ期の印石の上部に位置する方形空間を中心とし、各四方向に方形空間を配した五基により構成されている。しかしながら、残存している部分は中央及び東側の二基の周囲のみで、

砂岩を配していることにより、何らかの意図を持った可能性が推察される。また時期を同定しうるだけの資料は出土しておらず、上部構造物も判然としていない。

ではなくやや東側にずれて位置している。  
一基のみの方形空間の検出のため上部構造物を伴ったものか、更に第Ⅰ期の印石を

見たいがために穿かれた方形空間かは判然としない。印石の全体像は確認していない。しかしながら上部に二面の研磨された角柱



第Ⅰ期内壁内部上面状況（南東方向より）

特に西側の二基（北西隅は未調査のため推定）の方形空間は後世に破壊を加えられ東壁部分のみが残存し、切断された状態を呈している。  
また、上部構造物の規模及び形状については判然としていない。東側部分の粉末レンガ及び漆喰により固められ、外周を一列の長手積みレンガにより方形に囲まれた入

口構造（東側中央部分の第一期の内壁と外壁の中間）は、同規模のレンガを使用してあり、関連性があると推察されるが、その中間部分は後世の破壊を受けているために判然としていない。もし、この東側入口構造と関連するものであるならば第一期に比して規模は小さくなる。その構築時期については第一期に比して規模の小さなレンガを使用しているが、時期を同定しうる遺物は出土していない。

第四期としては、マヤ堂内陣の中央部分の床面下50cmより検出された方形基壇で、その規模は南北150cm・東西130cm高さ45cm、九段のレンガ積みで構築されている。この方形基壇はレンガ敷き上ではなく、平坦に固められた粘土上に設置されており、その床面はマヤ堂の内陣と同規模である。外壁面はレンガを長手積み及び小口積みを不規則に用いているが、全体としては整然としており、内部の構築は半砕・破碎レンガを水平状に混在して用いている。内部より何らかの遺物も出土しておらず、その構築時期及び上部構造についても判然としていない。

第五期としては、基壇が築かれ覆屋として祠堂（調査開始前の内陣）が確立された

時期であるが、しかしながらその構築の起源の時期については判然としておらず、わずかに、一九三〇年代の大改修時に年代が判明しているだけで、現存している写真資料より推察している状況である。更に第五期は五段階に細分される。

第一段階は、基壇が構築された時期で、その規模は南・北・西壁は第一期の内壁と同規模で東西17m・南北16m呈しているが、上部構造は判然としていない。

第二段階は、装飾レンガによりシカラ形式の祠堂が建立される。しかしながら高さ80cmのみの残存で内陣及び上部構造物は判明しておらず、後に壁面への装飾のための付加と推察される。

第三段階は、修復前のマヤ堂の建立された時期で、北側にヒンドゥー教徒の住居を設ける。また装飾レンガのシカラ形式の覆屋の内部に内陣を設け、東側の前庭部に方形のレンガ塀を設ける。

第四段階は、一九三〇年代のラナによる大改修、その規模も調査以前のマヤ堂と同規模で21m×21mの正方形壇を拡大（北・南・西壁は第一期の外壁上）し、内陣の南・北側にも入口部を開く。外壁の東側部分は中央部分を第一期の内壁に設定しているが、両端は内壁の内側に入り込んで

いる。

第五段階は、一九五六年以降の部分的補修工事。

第一期に伴う印石は、東西方向に中央列の西側より二列目の中央の方形空間12の第IA期と第IB期の中間部分より南北方向を主軸とする細礫砂岩（南北70cm、東西40cm、高さ10cm）が水平的に置かれた状態で検出された。ルンビニーの周辺にはこのような大形の石は存在しておらず、この石はルンビニーの北方20kmに位置するシワリク山地より産出され、意図的にルンビニーに搬入されたものである。この石の周囲及び上・下部はレンガが敷き詰められ保護されており、何らか示す印石としての可能性が高いと推察される。しかしこの印石についてはまだ学術的な定説が確立されておらず、関係諸学者による今後の研究の進展にともない判明すると思われる。

今回の調査により出土した主要な遺物としては、第一期の方形空間内部よりマウリヤ期の打刻銀貨・貨銭及び多量の北方黒色磨研器が検出されている。他に、第三期以降のマヤ堂基壇内部より阿育王石柱の破片及びテラコッタ製の仏座像・パネル等が出土している。

### 3・マヤ堂発掘調査と復興



木根によるマヤ堂破壊状況（北東側）

各時期の中心とする部分は、すべて第一期の印石より第五期（第一期は印石、第二期は一基の方形空間と数個の石、第三期は五基の方形空間の中心部分、第四期は方形基壇、第五期は祠堂の内陣部分）まで同一地点の垂直線上に位置しており、この地点は何らかの聖なる地点として外部と区別して認識され後世まで継承されていたものと推察される。各時期の年代の同定は第一期のマウリヤ期より第五期の第四段階の一九三〇年代までの中間期は判然としない。また、第一期より第四期までの上部構造物は仏塔・祠堂・周囲が壁で囲まれ平坦な空間を有したものであるかも判然としない。

現在、資料整理及び分類を実施している段階であり、詳細な報告については終了次第の正式な報告書を刊行する予定である。種々の分析が進展するに伴い、新たな事実が提起されるものである。

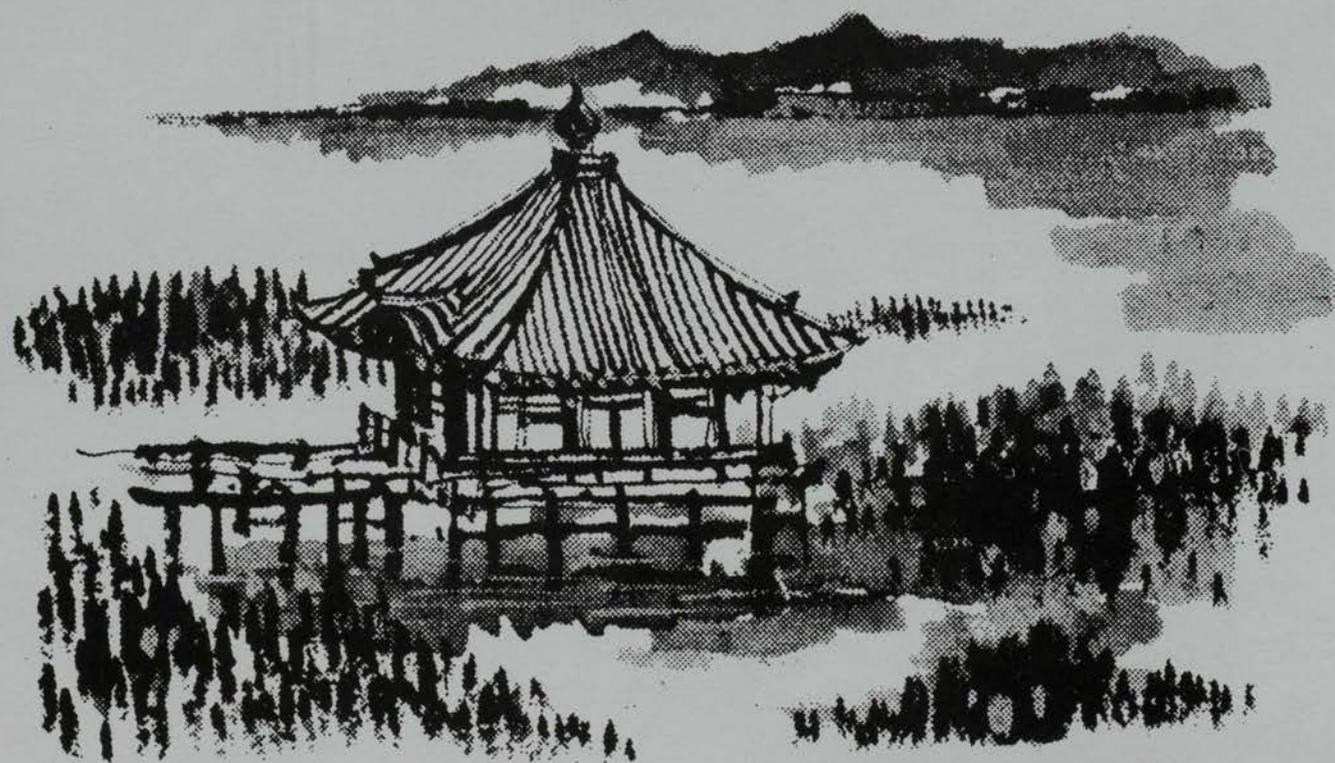
また、今回は、残念ながらマウリヤ期以前の遺構・遺物については検出することはできなかった。しかしながら、マウリヤ期以前の大形のレンガが数点が検出されており、更に、今後、マヤ堂周辺の調査及び説明が進むにつれ、マウリヤ期以前の初期のルンビニーの状態・環境が判明してくると思われる。

## 全仏・ルンビニー園マヤ堂関係略年表

B.C	7	600年 500年 400年 300年 200年 100年	マウリヤ朝	シャカムニ (BC463~BC383)			
	6						
	5						
	4						
	3						
	2						
	1						
A.D.	1				100年 200年 300年 400年 500年 600年 700年 800年 900年	シュンガ朝	アショカ王在位 (BC268~BC232) ルンビニーにアショカ王柱建立 (BC249) マヤ堂にマウリヤ期の遺構あり
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	13						
				13世紀に西ネパールのマラ王が参拝 アショカ王柱に銘文あり			

18	1896年	ドイツ考古学者フューラーによるルンビニー発見
19	1912年	河口慧海ネパール入国
	1930年頃	現在のマヤ堂建立される
	1967年	国連ウ・タント事務総長ルンビニー開発を提唱
	1975年	ネパール、ルンビニー園開発委員会組織される。
	1978年	第12回WFB日本大会にてルンビニー復興宣言決議される
	1980年	全仏第1回ルンビニー復興準備委員会開催
	1982年	ルンビニー予算の事業費承認される
	1985年	LDT (ルンビニー開発トラスト) 設置
	1986年	ロックダルシャン氏全仏理事長と面会
	1988年4月	ネパールよりマヤ堂修復の依頼の電報を受ける
	1989年7月	LDT事務総長シルワル氏訪日、記者会見を行う
	1989年12月	シルワル氏再来日、マヤ堂修復を目的とする協定書について原則的に賛成する
	1990年9月	マヤ堂修復協定書調印
	1991年6月	ネパール文部省考古局と覚書を交わす
	1992年8月	修正マヤ堂修復協定書調印
	1992年12月	考古学調査開始
	1994年2月	第1回国際専門家会議
	1995年3月	「石板」を発見
	1995年3月	第2回国際専門家会議
	1995年4月	奈良康明教授現地視察
	1995年4月	日本における専門家会議開催
	1996年2月	カトマンズにおいて記者会見
	1996年3月	日本において記者会見
	1996年6月	考古学調査終了
	1997年12月	ルンビニー、ユネスコ世界遺産リストに登録される
	1997年12月	「マヤ堂の考古学調査記録並びにマヤ堂復元を通じての遺跡の保存保護についての提言」WFB本部にてLDTへ提出

4  
仏教界に関わる  
課題と取り組み



# 宗教法人法の改定

顧問弁護士 長谷川正浩

## 1 改定の経緯

宗教法人法改定の経緯は経過表のとおりである。改定法案の成立に先立って宗教法人審議会から文部大臣に報告書が提出され

た。この報告書をまとめたのが第二期の委員による宗教法人審議会（任期平成七年四月一日から十一年四月）であった。全日仏関係から伊藤治雄師（曹洞宗）杉谷義純師（天台宗）上村正剛師（真言宗智山派）の三名。最初の全体会議は平成七年四月二十五日に開催され、文相与謝野馨氏はその挨拶のなかで「宗教法人制度についてこの審議会で適切な検討を行っていただく必要がある。憲法問題に係わる重大な事項であるから慎重審議が必要だと承知している。宗教法人法の改正を必ずしも前提にしない。しかし国民の関心事であるから早期に考え方を取りまとめしてほしい。」と発言したと伝えられている。

平成七年六月六日の第二回目の全体会議で特別委員会を設置することが決められ、日宗連を構成する五つの団体（全日仏・神

社本庁・教派神道・新宗連・キリスト教連合会）から各一名と、学識経験者の中から三名、合計八名の特別委員が選任された。全日仏関係からは伊藤治雄師（曹洞宗）が選ばれている。

そしてこの特別委員会で、①宗教法人法の所轄のあり方、②所轄の活動状況の把握のあり方、③情報開示のあり方、④規則認証のあり方、⑤所轄庁が解散しうるようにすることの是非について、の五点で審議することが決められた。

この特別委員会は平成七年六月二十日に第一回、同年七月二日に第二回、同年四月二日に第三回の会合を開いて、フリートーカーングをしている。同年八月二日には神奈川県・兵庫県の宗教法人事務担当官と阿部美哉教授からヒヤリングを行い、同月十七日の第五回の会合で、はじめて「所轄庁が報告をうけたり、質問をする権限」について議論されたといわれている。同年三十日の第六回会合には議論のための検討を行なっている。

平成七年九月三日に第三回の全体会議が

開催されて、六回にわたって行われた特別委員会の中間報告がされた。このとき三角会長は「宗教法人関係の委員は法人法を改正するとうい意見が有力だ。九月下旬までに急いで論議しようとは思っていない。許される限り時間をかけて答申をしたい。しかし文部省当局としてはなるべく早くという気がある。」と発言したといわれている。

同年九月八日には第七回目の特別委員会が開かれ、日宗連に加入していない、天理教、創価学会、霊友会、日本基督教団からヒヤリングを行った。同年九月一八日に第八回の会合を開いた特別委員会は論議の整理を行った。

この直後、マスコミは今まで全体会議では議論されなかった宗教法人に対する所轄庁の調査権について大きく報道した。

同年九月二十二日の第四回全体会議では右の調査権が大問題となり、審議は一週間後に引き継がれた。同月二十九日の第五回全体会議で調査権という文言は質問権に変更された。報道されたところによると複数の委員から疑義が残るとの慎重論が出されたが最終的には全員一致となったといわれている。しかし上村正剛師（真言宗智山派）は「会議は継続されていると認識している」と報道機関に語っている。三角会長は第五

## 4・宗教法人法の改定

回全体会議終了後、直ちに文相に報告書を提出している。上村正剛師の発言を裏書きするように同年十月四日には杉谷義純師（天台宗）は三角会長に抗議書を送付し、これがマスコミに大きく報道された。また同月二十五日には七名の委員が第五回の全体会議の議事を再現した文書を公表した。

この間、同年十月十七日には宗教法人法改正の政府案が国会に上程され、同年十一月十三日に衆議院で、十二月八日に参議院で、それぞれ可決され、十二月十五日に公布、平成八年九月十五日に施行ということになった。

以上詳しくは経過表を参照されたい。

### 2 改定の内容

#### 第五条 所轄庁について

〔これまで〕

いままでは、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人についてのみ文部大臣の所轄とされ、その余はすべて、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の所轄とされていた。

従って文部大臣が所轄するのは、第一に包括法人であること、第二にこれに包括される宗教法人が二つ以上の都道府県に主たる事務所をもっていることの二つの要件を具備するものに限っていた。従って、二つ

以上の都道府県にまたがって活動しているも単位宗教法人である限りは都道府県知事の所轄であり、包括法人であっても被包括法人が一つの都道府県内にある限り都道府県知事の所轄であった。

〔これから〕

これからは、他の都道府県内に境内建築物を備える宗教法人及び被包括法人を包括する宗教法人の所轄庁を全て文部大臣とした。

第一に他の都道府県内に境内建築物を備える宗教法人は単位宗教法人であろうが包括法人であろうが全て文部大臣の所轄となる。

第二に境内建築物は一つの都道府県内にとどまっても二つ以上の都道府県に境内建築物をもっている被包括法人を包括している包括法人は、文部大臣の所轄となる。

第三に他の都道府県内にある被包括法人を包括する包括法人は文部大臣の所轄となる。

右の第三はいままでどおりであるが、これに第一と第二が新たに文部大臣の所轄とされた。

#### 第二五条 財産目録等の作成・備付けについて

〔これまで〕

いままでは、作成・備付けが義務づけら

れているのは財産目録のみであり、これに法人設立のときと（合併による設立を含む）、毎会計年度終了後三月以内に、作成しなければならないとされていた。

但し、貸借対照表、収支計算書を作成している場合はこれらも備え付けておかなければならない。

〔これから〕

収支計算書の作成、備付けと境内建築物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類の備付けがあらたに義務付けられた。

但し、収支計算書については当分の間、公益事業以外の事業を行わない場合であっても、その一会計年度の収入の額が算少であり、文部大臣が宗教法人審議会の意見をきいて定める額の範囲内である法人は、当該年度の収支計算書を作成しないことができる。

#### 第二五条 財産目録等の閲覧について

〔これまで〕

規定なし。

〔これから〕

宗教法人は、信者その他の利害関係者について財産目録等の備付書類を閲覧することについて正当な利益があると認められた者から閲覧を求められた場合にはこれを認め

なければならぬ。一方、請求が不当な目的によることが明らかなき等の場合には請求を拒むことができる。請求者に正当な利益があつても不当な目的によることが明らかなきときは閲覧を拒むことができる。信者その他の利害関係人であるかどうか、正当な利益があるかどうか、不当な目的によることが明らかかどうかは、最終的には裁判所の判断によることにならう。

## 第二五条 所轄庁への備付け書類の提出についで

〔いままで〕

規定なし。

〔これから〕

宗教法人は毎会計年度終了後四月以内につきの書類の写を所轄庁に提出しなければならない。

### ①、役員名簿

②、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表（但し、収支計算書の作成を免除される法人はこれを提出しなくてもよい）

③、境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類

④、公益事業以外の事業を行う場合には、その事業に関する書類

## 第七二条 宗教法人審議会委員についで

〔いままで〕

十人以上十五人以下。

〔これから〕

十人以上二十人以下とする。

## 第七八条の二、七九条の四項、第八〇条の五項 報告及び質問について

〔いままで〕

規定なし。

〔これから〕

1、所轄庁は、宗教法人について、次の一つに該当する疑いがあると認めるときは、宗教法人に対し、業務等の管理運営状況に関する事項に関し報告を求め、又は職員に質問させることができる。

①、収益事業により得た収入を当該宗教法人等のために使用していないこと。

②、宗教法人が認証時において宗教団体としての要件を欠いていたこと。

③、②の場合のほか、宗教法人について法第八十一条第一項に規定する解散請求事由があること。

2、右報告を求めたり、質問するときには、

所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に、所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会に諮問して、意見を聞かなければならない。この場合に、報告を求め又は質問をさせる事項、理由を示して宗教

法人審議会の意見を聞かなければならない。

3、報告を求めたり、質問をするとき施設内に立入るには、宗教法人の同意を得ることが必要である。

4、報告を求めたり、質問をするときには、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5、質問する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならぬ。

6、これらの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第八八条 過料について

〔いままで〕

左の書類及び帳簿等を作成しなかつたり、備え付けていなかったり、又は不実の記載をしたときは、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は一万円以下の過料に処する。

### ①、規則及び認証書

### ②、役員名簿

③、財産目録及び貸借対照表又は収支計算書を作成している場合はこれらの書類

④、責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

## 4・宗教法人法の改定

⑤、公益事業以外の事業を行う場合にはその事業に関する書類

〔これから〕

左の場合が新たに過料の対象となった。

①、収支計算書が必要な備付書類となり、これの不作成、不備え付け、不実記載

②、境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類の不作成、不備え付け及び不実記載

③、所轄庁に対し、備え付け書類の提出（二五条四項）を怠ったとき

④、七八条の二等により報告を求められたり、質問されたとき、その報告をせず著しく虚偽の答弁をしたとき

### 3 改定後の問題点について

#### 1、改定の目的について

改定に先だちオウム真理教の地下鉄サリン事件がおきた。同時に統一教会や本覚寺の霊感、霊視商法が問題視されていた。今回の宗教法人法の改正は、それらの被害を防止する為であると発言する人々が少なからずいた。事実オウム真理教被害者対策弁護団の人たちや、霊感・霊視商法の被害者側にたつ弁護士は、今回の改正でもまだ不満のようである。

しかしこの考え方はつぎの理由で間違っていると思われる。

第一に、今回の改正内容では、右の被害を事前に防止したり、事後に救済したりすることは全く不可能である。例えば、財産目録をみたところで問題のある教団は粉飾するであろうし、仮にそうでなくとも被害救済には役にたたない。

第二に、宗教法人法は宗教団体に法人格を与えるための法律であって、犯罪を防止したり、不法行為による被害者を救済するためのものではない（前者のためには刑法等、後者には不法行為法等がある）。

第三に、そもそも極めて数少ない宗教団体（日本弁護士連合会で問題ありと指摘されている宗教団体は二〇団体位である。これに比べて宗教団体は約一八万ある）からの被害対策のため、宗教法人全体に影響するような改正をすることは、方法論として間違っている。

今では、今回の改正法の目的を右のように説明する人はいない。宗教法人の民主的運営や透明説を変えるために説明されている（文化庁宗務課「改正・宗教法人法の概要」1頁）。しかしオウム真理教や霊感、霊視商法の被害がなかったら、今回の改正は実現しなかったことは事実であろう。これらの被害対策を口実に（というように私たちにはうけとれる）極めて短時間のうちに改正作業を終えたのはいかなる理由があ

ったのであろうか。某巨大宗教法人対策であるということを広言してはばからぬ政治家もいる。宗教関係法（宗教団体法、宗教法人令、宗教法人法）の歴史は、政治に翻弄されたものであることを今回の改正でも証明されたといえよう。

#### 2、私たちの反省

今回の改正は極めて短時間のうちに行われた。このなかで、仏教界（宗教界）全体の意見を反映させる時間的余裕はなかった。この点に関して一部で教団や全日仏の対応の悪さが批判されている。しかし、宗教法人法の改正という問題をどの機関で扱うかということについてはどの教団にもはっきりしていない。このような信仰の核心に触れる法律問題は傘下の寺院を反映させる必要がある。宗議会や教区会等でも議論しなければいけない。内局や責任役員会でも議論しなければいけないだろう。改正問題が急浮上したのは平成七年の七月、八月であり、このころは、どこの教団でもお盆やお施餓鬼の季節で宗務庁（院）は休みどきである。加えて九月五日の全体会議から丸一ヶ月もたたないうちに改正にむけた宗教法人審議会報告が出されるというような急ピッチは誰も予想しないことであった。だから各教団がこのような短時間に意見をまとめるということは、そもそも不可能で

## 4・宗教法人法の改定

あつた。

全日仏はどうか。全日仏は傘下の団体からもり上がってきたことだけを扱う、いわば民主的な団体であり、傘下の団体の意見がまとまらないのに指導力を発揮して傘下の団体を引っ張っていくということはもとできない。

一方、宗教法人審議会の委員は推薦団体である全日仏の意見には拘束されず、いわば個人の資格で任命されている。だから委員は「全日仏に帰って相談する」とか「全日仏で結論を出してから意見を表明する」といった慎重審議の方法を開陳することはできなかったのではないか。

そこで今回の改正作業から私たちが学ぶべきことはつぎのようなことであろう。全日仏が推薦する宗教法人審議会委員は、必ず全日仏の機関決定に基いた意見を審議会に反映されるようにする。そのためには全日仏傘下の教団は、素早く機関決定ができる体制をとらねばならない。もちろん教団の機関決定には一年や二年はかかるので、文相や審議会委員にはそのことを十分理解してもらふ必要がある。それぞれの教団が末端の寺院から各教区毎に意見を吸い上げ、それが一つの教団の意見として集約され、それが全日仏の機関決定となる。全日仏推薦の委員はこの全日仏の機関決定に基

いて意見を開陳する。他の委員を納得させるには全日仏の推薦委員だけでは客観的に不可能であろうから、全日仏推薦委員をバックアップする委員会等を全日仏内に作る必要がある。このような体制があつてはじめて仏教界全体の意見を反映させることが可能となる。しかし、これも相当の努力を必要とする。十分な時間があつても、それをやり切れる体制をつくれるかどうかは今後の私たちの努力にかかっている。

(文中宗教法人法について「改定」の文言とともに「改正」の文言も用いた。これは一般に「改正」といわれる場合も多いから止むなく一般の用法に従つたままで、その方がゴロがよいことにもよる。本稿における「改正」は「改定」と同じ意味に用いている)

### 宗教法人法改定の経過表

昭和31年答申、一年半審議

平成7年第二十二期宗教審委員任命十五名

伊藤治雄師、上村正剛師、杉谷義純師

4月25日 第一回全体会議 与謝野文相あ

いさつ「改正を前提としていない」旨発言

6月6日 第二回全体会議 特別委員会設

置決定、審議内容は ①所轄のあり方

②活動状況の把握のあり方 ③情報開示

のあり方 ④認証方法のあり方 ⑤解散

を所轄が行うことの是非

6月20日 第一回特別委員会 ①③フリ

ートーキング

7月3日 第二回特別委員会 ③フリート

ーキング

7月24日 第三回特別委員会 ①、④フリ

ートーキング

8月2日 第四回特別委員会 神奈川県、

兵庫県の担当者と阿部美哉教授ヒアリング

8月17日 第五回特別委員会 検討骨子案

に新たに調査権が加えられた

8月30日 第六回特別委員会 調査権はそ

の他の中の一つとされた。

9月5日 第三回全体会議 特別委員会の

中間報告、三角会長曰く改正が有力、九

月下旬までに論議しようとは思わぬ時間

をかける。文部省は急いでいる。

9月8日 第七回特別委員会 天理教、霊

友会、創価学会、日本キリスト教団ヒア

リング

9月18日 第八回特別委員会 論議の整理

9月22日 第四回全体会議 調査権に反対

9月29日 第五回全体会議 質問権となる

10月4日 大谷派宗教法人問題懇談会開催

10月4日 杉谷義純師、三角会長に抗議書

送付

10月5日 高野山 新居総長・個人的には

改正は必要ないと思つている(臨宗あい

## 4・税制の動向と全日仏の対応

- さつ。
- 10月5日 立正佼成会、反対の見解書
  - 10月9日 力久隆積（善隣教教主）委員が報告書撤回審議会再開要求書を三角会長に提出。
  - 10月10日 本派公式「見解」を本願寺報に載せる、見直し時期だが審議不十分、報告聴取調査には「反対」
  - 10月10日 日本キ教協議会、カトリック教会が共同で「反対表明」
  - 10月11日 全仏理事會 統一見解は無理であらう
  - 10月16日 審議会七委員が委員会再開要求
  - 10月17日 政府案国会提出
  - 10月25日 審議会七委員が議事内容を再現して議事録発表
  - 10月27日 近畿宗教連盟が慎重審議の要望書文部省へ提出
  - 10月29日 金光教が金光新聞で「反対表明」
  - 11月10日 衆議院特別委員会改正案通過
  - 11月13日 衆議院可決
  - 11月13日 天台宗議會、国会審議を得よ
  - 11月27日 改正審議反対の声明を呼びかけ  
洗建・飯坂義明・小林良明・安齊什・眞田芳憲各教授、替同教団、眞言宗智山派、天台宗、眞宗大谷派、京都府仏等四十団体
  - 11月28日 新進党、参院宗教特別委員会ヒケ
  - 12月1日 日蓮宗「日蓮宗新聞」で基本的

に「反対発表」

- 12月7日 参院 特別委員会通過
- 12月8日 参院 可決
- 12月12日 与党収支計算書免除法人年収五

〇〇万以下で合意（後に八〇〇〇万円以下に修正）  
12月15日 公布  
（以上）

# 税制の動向と全日仏の対応

顧問弁護士 長谷川正浩

### 1 消費税の創設と全日仏の対応

消費税が昭和六三年十二月三十日、法第一〇八号として成立し、同日施行された。これに対し全日仏はどのように対応したか。

昭和六三年度に入り新型間接税（現行の消費税）問題が本格的に議論されるようになって、宗教法人に対する課税強化を望む声が特に強くなってきた。例えば税制調査会

は昭和六三年六月八日新型間接税の導入等について話し合っているが、このなかで、「宗教法人について課税強化の意味合いをもたせる形で、新型間接税の課税対象は現行の法人税の課税対象枠より広げるべき」との声が強く出たという（昭和六三年六月九日付朝日朝刊）。このころ、おみくじ・お札・お守りの販売、拝観料などを法

人税の対象としようとする意見が強かった。そこで全日仏では、日宗連や文化庁業務課などと連絡をとりながら、自民党の「税制の抜本改革大綱（案）」の作成作業にあたり、憲法上の信教の自由の重大性を決議し、教育・文化・社会福祉その他公益の増進に寄与している宗教法人に対して課税の強化をすることは国策として好ましくないとこの立場から、つぎのように積極的取り組みを行ってきた。

### 昭和63年度「税制改正」への取り組み

- 4月4日 自民党全国組織委員会関係議員及び文教関係議員へ陳情
- 4月6日 自民党税制調査会第1回ヒアリングへ出席
- 4月12日 中村靖議員（衆院文教委員）励ます会へ出席、陳情
- 4月18日 「宏池会」関係議員励ます会へ

出席、陳情

4月19日 国税庁担当官と意見交換

4月20日 工藤巖議員(党文教部会長、曹洞宗推薦) 励ます会へ出席、陳情

4月26日 柳川覚治議員(党文教局次長) 励ます会へ出席、陳情

4月27日 田沢智治議員(参院文教委員長) 励ます会へ出席、陳情

日宗連理事会で協議

5月9日 中島源太郎文部大臣(群馬県仏

推薦) 励ます会へ出席、陳情

5月10日 衛藤征士郎議員励ます会へ出

席、陳情

5月11日 自民党文教関係議員へ陳情

5月17日 武藤嘉文議員(党税調副会長、

岐阜県仏推薦) 励ます会へ出席、陳情

5月19日 中山正暉郵政大臣(真宗大谷派

推薦) 励ます会へ出席、陳情

5月20日 佐藤隆農林水産大臣(曹洞宗・

真宗大谷派推薦) 励ます会へ出席、陳情

全仏事務担当者連絡委員会で税制改正の

動向を報告

5月23日 森清議員励ます会へ出席、陳情

5月24日 稲葉修議員(元文相、曹洞宗推

薦) 励ます会へ出席、陳情

5月26日 理事会で税制改正の動向を報

告、文化庁宗務課課長補佐より現状説明

を受ける

6月1日 自民党税制調査会第2回ヒアリ

ングへ出席

青木正久議員(党文教制度調査会筆頭副

会長、曹洞宗推薦) 励ます会へ出席、陳

情

6月2日 文化庁宗務課担当官と緊急協議

6月3日 長谷川顧問弁護士と緊急協議

6月6日 文化庁総務課担当官と最終協議

6月7日 全仏関係議員及び文教関係議員

最終陳情、自民党本部職員と連絡会議

桜井新議員(曹洞宗推薦) 励ます会へ出

席、陳情

6月8日 税制調査会関係議員へ最終陳情

砂田重民議員(元文相、高野山真言宗・

兵庫県仏推薦) 励ます会へ出席、陳情

自民党税制調査会で宗教法人原則「不課

税」の方向が内定

6月9日 局内会議、日宗連理事会で原則

「不課税」の方向内定が報告された。

この間、昭和六三年六月七日開かれた自

民党税調では検討の結果、消費税について、

ほぼ全日仏が要望してきたとおりの内容で

確定、これに基づいて自民党の税制改革大

綱は昭和六三年六月一四日に発された。

それをうけて全日仏事務総長はつぎのよ

うに加盟団体に報告している。

### 税制抜本改正への取り組みの報告

冠 省

御存じのとおり6月14日に自民党税制調査会より税制抜本改正の「大綱」の発表がありました。今般の消費税導入を主たる目的とする税制抜本改正を巡って、本会は、自民党の税調関係議員に対して、文化庁宗務課のご指導を仰ぎ、他の宗教団体とも緊密な連絡をとり、積極的な働きかけをして、当方の立場を表明し理解を求めてきました。

即ち同封資料にもあるように、仏教に係わる殆んどすべての事業が消費税をかける方向で検討されたのでありますが、①本来の宗教活動に対し課税すべきでない、②仏教とか神道とかの見地でなく、宗教という見地に立てば、例えば、お守り、塔婆、お札のある宗教とない宗教があり、これらを歴史的伝統を無視して課税対象、即ち、収益事業と認定し、消費税を課することは、これらの宗教を特定して圧迫する結果を招くから宗教税制としては不適當であり、しかも、こうしたことは宗教法人法の精神にも反するのではないか、という点を骨子として運動したのであります。

その結果、「大綱」の中の検討事項並びに同封資料にあるように当方の立場がほぼ認められましたことは、ご同慶に堪えませぬ。このことは、加盟団体各位のご協力があつたればこそ可能となったことであり、

## 4・税制の動向と全日仏の対応

深甚の謝意を表する次第であります。今後とも宜しくお願ひ申し上げ、御報告にかえさせて頂きます。

尚、今回の税制改正を巡る様々な運動の中で私達が殊更に痛感いたしましたことは、一部の心ない人々の行動が世間の輿感を買い、それが不公平税制の是正という動向になったわけで、このことに対しては、厳肅に反省すべきであります。

税制改正への取り組みの報告並びに関係資料を同封させていただきましたので、御目通しを賜れば幸いです。合掌  
そして右の大綱どおりの内容で消費税は成立をみた。

宗教法人に対する消費税の内容はつぎのとおりである。

### 宗教活動

原則 不課税

例外 収益事業に当たるものは課税

### 収益事業

原則 課税

例外 土地貸付（除一ヶ月以内のもの）は非課税

### 公益事業（幼稚園・宗法立も含む）

原則 課税 入学金、施設費、暖房費、教科書代

例外 受験料、授業料、寄付金は非課税

保育所、老人ホーム、乳児院、母子寮等

### 非課税

その他

博物館の入館料 課税

拝観料 不課税

農業林業 課税

・免税制度・3千万円以下の課税売上高

・簡易課税制度・5億円以下

・限界控除制度・3千万円を越え6千万円未満

この結果、当初のおみくじ・お札・拝観料等の宗教活動に消費税をかけるという一部の主張は否定され、全日仏はほぼその目的を達した。同時に法人課税も従来どおり変更はなかった。

## 2 葬儀の本堂貸しと席貸業

昭和五八年度までは収益事業となる席貸業は、娯楽遊興または慰安の用に供するものだけであった。しかし昭和五九年四月一日以降に開始する事業年度からこの枠がとりはずされ、お葬式のため本堂や庫裡を貸す場合には席貸業となる余地が生じた。各地でトラブルが発生し、全日仏に相談があった。そこで全日仏としてはつぎのように対応した。

昭和61年5月 全日宛に、本堂等に対する葬儀等の『席貸業』の扱いに関する相談が持ち込まれる。

5月27日 都内の「席貸し」関係寺院懇談会を開催。

6月10日 第1回の国税庁への折衝を行う。

6月27日 第2回税務委員会

税務委員並びに席貸し関係寺院との合同会議を開催する。

長谷川弁護士、中村税務委員、石川部長、瀬戸次長の4名により要望書をまとめ、後日国税庁へ折衝することを確認。

7月9日 第2回の国税庁折衝

この日全日仏は国税庁につきのような申し入れを行った。

国税庁折衝（2回目）

日時・昭和61年7月9日午前11時より12時まで。

出席者・国税庁側、戸島利夫（法人税課々長補佐）

成松洋一（法人税課審査係長）

全日側、長谷川正浩（顧問弁護士）

中村義英（税務委員会委員）

石川浩徳（財務部長）

瀬戸隆海（財務部次長）

### 要望事項

【課税しない場合】

1. 施主が異教徒でない場合は課税しない。

2. 異教徒であっても

・当該寺院の本尊ないし仏堂内の仏菩薩

を勧請する場合

・主宰する僧侶が当該寺院の本尊に対し、一定の儀礼的行為を為す場合

・当該寺院の僧侶が葬儀に出仕する場合は、課税しない。

○異教徒の範囲・神道、教派神道、キリスト教系、回教系、新宗教、新々宗教（全仏加盟宗派以外）

3. 年15回未満は収益事業に含めない。

【課税する場合】

1. 収益については定額的使用料のみ、その余の燈明料、御菓子料、布施、賽銭は含まない。

2. 損金について収入按分（減価償却費、宗費、その他）

昭和61年12月11日 第3回の国税庁折衝  
国税庁側は、要望について充分に理解してくれた。今後同じような問題が生じた場合は、必ず全仏を経由して国税庁へ申し入れ個別に対処する事を約束した。

全日仏としてはそれによって問題は解決されたものと信じた。しかし右の合意は国税庁内で全くオーソライズされてはいなかったことが判明した。各地で又同じような寺院と税務署のトラブルが発生したのであった。

そこで全日仏では、再度税務委員会で長い間議論をしたうえで、時間をかけて国

税庁と大蔵省令の解釈について共通した認識をつくるよう努力した。その結果、昭和63年7月5日に一応の基準について次のような合意をみた。

宗教法人法第3条に規定する施設において、当該宗教法人に所属する僧侶（聖職者）が法要の配役として出仕し、諷経、焼香、献花、法話等、宗教行為を行うに際し、金銭の授受（あきらかに席貸しの対価としての性質を有するものを除く）があつても、この金銭の授受は布施行の結果（法的には贈与）であつて席貸し業とはならない。

そしてこの合意に基づいて、「電話等照会回答整理票の送付について」という事務連絡が、平成元年2月15日付で国税庁法人税課審理係長から各国税局（沖縄国税事務所）法人税課、審理（法人税）係長宛になされている。

宗教法人が葬儀等のために寺の本堂等を貸し付けた場合の収益事業の判定基準

（照会要旨）

宗教法人が葬儀等のために寺の本堂、会館等を貸し付けた場合、その貸付けが収益事業課税の対照となる「席貸業」に該当するか否かの判定は次によることとしてよい。

(1) 当該宗教法人に所属する僧侶が葬儀等の配役として出仕する場合…非収益事業

(2) (1) 以外の場合…収益事業

（注）

・「配役として出仕する」とは、当該宗教法人に所属する僧侶が、導師又は伴僧として出仕することをいう。

・(1)の場合であっても、会館等の使用料として別途徴収する金銭など明らかに席貸しの対価としての性質を有するものは、収益事業に係わる収入とする。

（回答要旨）

上記の判定基準で差し支えない。

（理由）宗教法人が、その所有する本堂、会館等を檀家以外の者に貸し付ける場合であっても、当該宗教法人の僧侶が葬儀等の導師又は伴僧として出仕しているものであれば、宗教法人本来の宗教活動の一環であるとみることができ。

しかし、当該宗教法人の僧侶が導師等として出仕しない場合は、単に「場所」を提供しているにすぎず、宗教活動の一環であるとはいえない。

右にいう伴僧なる文言は、宗派宗門により、その意味内容が異なるところから、全日仏では、前記合意文書とこの回答要旨とはまったく同一の意味であることの確認を

## 4・税制の動向と全日仏の対応

国税庁担当官との間で行った。

したがって、収益事業であるかないかは右の基準に従って区分することになり、その後の混乱はこれにより回避された。

### 3 地価税の創設と全日仏の対応

平成3年5月2日、法律第六九号として地価税法が成立し、平成4年1月1日から施行された。

宗教法人に対してはつぎの土地等が非課税とされた。

1. 規則に記載の目的の範囲内の用以外の用に供されている土地等

2. 自己の用又は他人の用のいずれにも供されていない土地等であって、新規取得の日又は用に供しなくなった日から1年を経過しているもののうち

①課税時期から3年以内に規則等に記載した目的の範囲内の用に供することが事実と認められることにつき主務官庁の確認を受けた旨を証する書面を税務署長に届け出たもの以外のもの

②当該確認に係る3年の期間内に確認に係る用に供されなかったもの

(注)上記により課税対象とされる土地等については、基礎控除が適用される。

宗教法人の所有する土地のうち、境内地、墓地等はもちろん課税されない。それでは

貸付地はどうか。貸付地のうち居住の用に供されている土地は課税されない。しかしオフィスビル等を所有する目的で貸付けている土地については規則記載の宗教法人の目的の範囲内のものでなければならぬことになった。

そこで問題は、不動産貸付業とか駐車場業を行なう旨の規則変更が必要かどうかである。

宗教法人法上は右の事業は第六条にいう公益事業以外の事業に該当する。そして、この公益事業以外の事業は宗教法人法第一条一項の「事業」に該当する。ほぼ全ての宗教法人は目的を規定する条項で「：の教義をひろめ、儀式行事を行ない、及び信者を教化育成することを目的とする業務及び事業を行なう」と規定する。ここでいう「事業」は、宗教法人法第一条一項の「事業」であり、同法第六条にいう「公益事業」と「公益事業以外の事業」のことである。従って規則がこのように規定されておれば、改めて「不動産貸付業」や「駐車場業」と記載しなくても良いのではないか。

しかし国税庁はこれを必要とする見解のようであった。

そうすると問題は、平成4年1月1日の課税期日までに、全国の宗教法人の規則改正手続は間に合わないということである。

そこで全日仏は国税庁に右規則改正手続を平成四年度の地価税申告時までに行えばよい取り扱いにされるよう申し入れをした。これについての確たる返答は得られなかったが、全国的にあまり混乱は生じなかった。それは地価税基礎控除が十五億円とされたため、貸付地の底地だけで十五億円の土地を所有している宗教団体は極めて少なかったからである。それでも、都道府県の宗教法人の係官はそのための規則改正作業で忙しかったようである。

### 4 収支計算書の税務署への提出制度について

この制度は平成7年12月15日の政府税調の答申で出されたもので、このときには五千万円以下の年間収入のある公益法人は、提出を免除するとされていた。この五千万円以下という数字は、同じ平成7年12月15日に公布された改正宗教法人法で収支計算書の作成義務が免除される宗教法人が年間収入五千万円以下という、政府与党三党(自由民主党・日本社会党・新党さきがけ)の合意と一致していた。

ところが後者は平成8年4月26日の宗教法人審議会での結果を踏まえ、年間収入八千万円以下に引き上げられてしまった。その結果、税法と宗教法人法に不整合が生ま

## 4・税制の動向と全日仏の対応

れてしまったのである。

当時の亀井静香組織広報本部長は白幡理事長に収支計算書の税務署への提出制度そのものを検討し直すことと約束をしたのであるが（全仏誌第四二二号参照）、提出制度そのものの廃止には至らず、宗教法人に対して、宗教法人法上の収支計算書免除基準に合わせて税法上も八千万円以下とするにとどまった。

この制度に対しては、①免税制度ではなく非課税制を取る現行公益法人制と相容れないとか、②申告義務のない法人に収支計算書の提出業務を課するのは申告納税制度に矛盾するとか、③税務署が収支計算書をチェックすることは宗教活動自体を国家が検討の対象にすることで憲法の趣旨に反するとかいった批判がある。

これに対し、大蔵省主税局長は、①この制度は公益法人課税の適正化をはかる（収益事業をやっていないと思って申告しない法人であっても、収益事業収入があるかも知れないからそれを検討する）ためである。②憲法上の問題については、（労働組合の労働基本権、団結権に関連して）公益法人に収支計算書を提出させても憲法に違反するとは考えていないなどと、平成8年3月21日の参議院の予算委員で答弁している。

収益事業を行っている公益法人は、法人

税の申告の際、公益活動部門の収支計算書等も添付することとされているが、これは通達であるから（法人税基本通達一五一一一四）、納税者を拘束しない。従って収益事業を行っていても公益法人は公益部門の収支計算書を提出する法的義務を負わない。しかし年間収入八千万円を超える公益法人が収支計算書を提出する義務があるとされているのは租税特別措置法（第六八条の六）という法律であるから納税者はこれに拘束される。収益事業をしている公益法人は収支計算書の提出が自由であり、一定額の年間収入がある公益法人は収益事業をやっていないなくても収支計算書を提出しなければならぬというのは、いかにもおかしい。

### 5 自民党税調等に 対する申し入れ

全日仏は、毎年編成前は政府与党の税調に対し要望書を提出してきた。それは予算編成に先立って政府予算の税調等で決まる予算編成方針が政府予算の中に活かされ、これが国会に提出され予算として成立してしまうという現実があるからである。

平成9年度の予算についても、平成8年11月1日付で、全日仏は、白幡憲佑理事長

名で自由民主党の政務調査会と組織広報本

部に対し、次の四点にわたる要望書をした。  
①収益事業を営まない公益法人等の収支計算書提出制度の廃止。

②公益法人等の預貯金等より生ずる果実に對する非課税制度の堅持。

③公益法人等の営む収益事業の範囲の不拡大。

④公益法人等の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ及び損金算入限度額の引き上げ。

同じものが同じ与党である新党さきがけに11月8日付で、社民党には11月13日付でそれぞれ提出された。

これに対し自由民主党は、団体総局長と女性・社会教育・宗教関係団体委員長との連名で、平成9年度税制改正結果について、つぎのように報告してきた。

① 対しては不可。

② 対しては維持する。

③ については触れられていないが、平成9年度の税制改正大綱では要求がとおった形である。

④ 対しては不可。

尚①に関連して、宗教法人について税務署への収支計算書の提出を要しない範囲を現行の五千万円以下を改め八千万円以下とした（前述四、参照、政令により平成九年

#### 4. 「愛媛玉串料違憲訴訟」最高裁判決

一月一日施行)。

平成10年度予算についても与党三党に平成9年9月17日及び18日に同様の申し入れをしている。現在のところ平成10年度予算は、宗教学法人税制の変更はない模様である。

毎年このような申し入れを行っているにも拘らず、宗教学法人課税の要請が厳しく、三度にわたって寄付金の損金算入限度額が上げられた。

宗教学法人を含む公益法人が支出した寄付金については、特定の寄付金(特定寄付金等の全額損金算入、特定公益増進法人等に対する寄付金の別枠損金算入)を除き、一定の限度額の範囲内で損金算入が認められ、この限度額を超える部分については損金算入しないこととされている。宗教学法人はこの限度額が従来所得の金額の30%とされていたが、平成6年度税制改正において27%とされ、平成8年度の改正で20%とされた。

### 6 公益法人税制について 今後の見とおし

各年度における与党の税制改正大綱によれば公益法人税制に関して次のような記載がある。

「活動実態をみると事業運営、内部監査体制、財務内容等が不適正；早急にその活動実態を明らかにすること。」、「公益法人

等の課税のあり方、収支報告の義務付け範囲の拡大等について、その他の軽減税率のあり方についても引き続き検討を進める。」(平成6年12月、自民党、社会党、さきがけの大綱)

「公益法人の軽減税率については：基本税率との格差を縮小する方向で検討を進め

る」(平成7年12月、前三党の大綱)

「公益法人等に対する課税のあり方については、事業活動を踏まえ、引き続き検討する。」(平成8年12月、自由民主党の大綱)

このような大綱の流れをみると全日仏の要望がとおることは誠に厳しいといわねばならない。

## 「愛媛玉串料違憲訴訟」 最高裁判決

「愛媛玉串料違憲訴訟」は、一九八二(昭和五十七)年、靖国神社国家護持を公言し靖国神社及び県護国神社へ玉串料を公金より支出していた白石春樹愛媛県知事(当時は県遺族会会長を兼務)を相手取り、宗教者ら住民が、靖国神社等への公金支出は憲法の政教分離規定に違反するとして提起したものである。

本訴訟は、一審の松山地裁では極めて公正な違憲判決、二審の高松高裁では「社会的儀礼として受容される」として逆転判決が示され、最高裁に上告し、大法廷に回付された。

「信教の自由」「政教分離の原則」を守るため、首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に強く反対し、毎年その中止要請を行っている本会は、本訴訟に対しても「愛媛玉串料違憲訴訟の厳格な判決を求める要望書」

(後掲参照)を最高裁判所大法廷裁判長宛に提出し、重大な関心をもって判決を見守った。

その結果、一九九七(平成九)年四月二日、最高裁大法廷は、十三対二という圧倒的多数で、公費による靖国神社等への玉串料の支出は憲法の政教分離規定に違反する旨の判決を示した。津地鎮祭大法廷判決以来、ともすると政教分離原則が曖昧にされがちな状況にあって、今回の判決によって

その流れに歯止めがかかり、さらに政教分離規定を原理原則に沿って解釈する方向性が示されたことの意義は極めて大きいといえよう。なお、判決内容については、「信教の自由に関する委員会」委員の羽生雅則弁護士（一九九七年六月二十四日遷化）が「全仏」誌に執筆された「愛媛玉串料最高裁判決の意味するもの」を転載し、その解説とさせていただくこととする。

## 「愛媛玉串料訴訟最高裁判決が意味するもの」

弁護士 羽生雅則

### 一、はじめに

〔公金支出〕 昭和五十六年から六十一年にかけて、愛媛県は靖国神社または県護国神社が各神社の境内において挙行した例大祭、みたま祭または慰霊大祭に際して、玉串料、献灯料または供物料を奉納するため、二十二回にわたり各五千円ないし一万円（合計十六万六千円）を県の公金から支出した。

〔訴訟〕 愛媛県民（真宗大谷派住職ら二十四名）が知事らに対し地方自治法二百四十二条の二の住民訴訟を提起し、一審の松山地裁は公金の返還を認める違憲判決を言い渡した。

二審の高松高裁は、一審判決を覆す合憲

判決を言い渡した。

最高裁は、審理を大法廷に回付したうえ、十三対二の圧倒的な多数意見で、公金支出は憲法が禁止した宗教的活動に当たるとして違憲判決を言い渡した。

### 二、最高裁の判決理由

違憲とする裁判官は十三名だが、その理由づけは次のとおり分類できる。

〔目的・効果基準を厳格に適用する方向での踏襲 十名〕

昭和五十二年の津地鎮祭訴訟最高裁大法廷判決の多数意見は、国家が宗教と関わりをもつことを全く許さないものではなく、目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉になるような、宗教との関わり合いをもつ行為かどうかという、いわゆる目的効果基準を採用し、その後二十年間にわたり政教分離をめぐる数々の裁判に大きな影響を与えてきた。

本件多数意見でも、十名の裁判官がこの目的効果基準を踏襲している。

しかし、「神社自体がその境内において挙行する恒例の重要な祭祀に際して玉串料等を奉納することは、時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっている」とまでは到底いうことができません。「県が他

の宗教団体の挙行する同種の儀式に対して同様の支出をしたという事実がうかがわれないのであって、県が特定の宗教団体との間のみ意識的に特別のかわり合いを持ったことを否定することができない」「一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え」「玉串料等の奉納に儀礼的な意味合いがあることも否定できないが、憲法制定の経緯に照らせば」「憲法二十三条三項の禁止する宗教的活動に当たり」「八十九条の禁止する公金の支出に当た」るなどと判示しているとおおり、目的効果基準の具体的適用について、国家の宗教とのかわり合いの許容範囲を厳格に限定していることが明らかである。

### 〔裁判官二名の補足意見〕

大野正男裁判官は、右多数意見を補足して、「本件支出は、……その対象が靖国神社等の最も重要な祭祀で……直接的に特定宗教団体の宗教儀式そのものへの賛助を目的としている」「憲法が政教分離規定を設けた経緯及び趣旨に照らせば二十三条三項、八十九条は公的機関に対し強い規範性を有するものである」と判示する。

また、福田博裁判官も「政教分離の原則が目指す国の非宗教性や宗教的中立性の理

## 4・「愛媛玉串料違憲訴訟」最高裁判決



念は神道を含むあらゆる宗教について等しく当てはまることを常に念頭に置き、国のかかわりを認めることにつき基本的に慎重

な態度で望むことが重要である。」と判示する。  
〔憲法八十九条には目的効果基準不要

一名〕

園部逸夫裁判官は、「本件支出は靖国神社または護国神社の使用のため支出したもの」「八十九条違反に目的効果基準を適用する必要はなく、二十条三項は判断する必要はない」と判示する。

〔国家と宗教の完全な分離 二名〕

高橋久子裁判官は「特定宗教と関係のある私立学校への助成、文化財である神社、仏像等の維持保存のための宗教団体に対する補助、刑務所等における教誨活動等は」「平等の原則からいって」す

べての（宗教）団体を同様に取り扱うことが当然要請されるものであり「国家と宗教との完全な分離を貫くことの妨げ」とはならない、と判示する。

尾崎行信裁判官は「いかなる宗教的活動をも禁止するとの文言を素直に読めば、宗教とのかかわり合いを持つ行為はすべて禁止されている」「本件は、分離が実際上不可能な場合に当たらず、またこれがなければ社会生活上不合理な結果を招来する」という例外的事情はない、と判示する。

〔合憲とする裁判官の反対意見 二名〕

三好達裁判官と可部恒雄裁判官は、玉串料奉納の宗教的意義は減殺されて、金額からも社会的儀礼の範囲内にある、と判示し合憲とした。

三、厳格な政教分離原則の指針

二十年前の津地鎮祭判決で示された目的効果基準は、あいまいで明確性を欠くものであったが、本判決によってその欠陥がかなり是正され、厳格な通用・運用への指針たり得るものになったと思われる。それは、多数意見として前記のとおり宗教的意義と社会的儀礼についての意識・評価が厳格に限定的に認定されていること、規範性や中立性を強調する補足意見が付されていること、さらには完全分離ともいえる意見さえ存することなどからである。

## 4・「愛媛玉串料違憲訴訟」最高裁判決

このような多方面にわたる意見による、圧倒的な多数意見は、判例としての安定性も高いものと思われる。

### 四、公式参拝との関係

全日本仏教会は、昭和六十年以降毎年八月、内閣総理大臣に対し「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」をしている。

その要請文中の「信教の自由、政教分離原則の憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっている」「戦没者の追悼は、各御遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものである」との文言は、前記多数意見の趣意（特に補足意見）に照応しているものと思われる。

靖国神社の境内における恒例の重要な祭祀である点を重視した本判決からも、同神社本殿における公式参拝も許されないことが明確になったと思う。

### 五、おわりに

政教分離原則を厳格に運用すべきなのは、国家と宗教が対立し、敵対するものだからではなく、むしろ民主主義社会の成熟のためには、お互いにその役割、聖と俗の価値を尊重し合う好意的で友好的な関係を保つことが必要だからなのであって、そのため「国家は宗教の介入を受けず、また、宗教に介入すべきではない」のである。

国及びその機関が本判決の示した政教分

離原則を厳格に遵守しなければならないのは当然であるが、同時に宗教（教団・教会）の側も、自らの役割を自覚し、多数意見にこめられた正しい政教分離原則を確かなものにしていく責務を担っている。

（文中、意見にわたる部分は私の個人的見解です。）  
以上

（参考資料）

### 「愛媛玉串料違憲訴訟の厳格な判決を求める要望書」

財団法人全日本仏教会は、全国七万五千の仏教寺院を包括する六十の宗派を中心に結成された、伝統仏教の連合体であり、結成以来、全一仏教運動を通して、仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的に、さまざまな事業を展開しております。

本会は、これまで「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」等に対して、繰り返し反対の意志表明を行い、日本国憲法が定めた「信教の自由」「政教分離の原則」を守ることの重要性を、強く主張してまいりました。

現在の靖国神社、護国神社が特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。

このような一宗教団体である靖国神社、護国神社に、国家や地方公共団体が、玉串料、献灯料、供物料等の名目で公金を支出することは、金額の多寡を問わず、憲法が定めた「信教の自由」「政教分離の原則」に背反することは疑いの余地がありません。

私たちは、これら憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっていると確信いたしております。

この度、愛媛玉串料違憲訴訟は、最高裁判所大法廷において審議されることが決定されたと聞きます。本会は、この訴訟の判決に対して、重大な関心を持つものであります。

最高裁判所大法廷におかれましては、憲法の理念を尊重して、「信教の自由」と「政教分離の原則」を守る、厳格なるご判断をいただきますよう、要請いたしますのであります。

平成八年十一月二十一日

財団法人 全日本仏教会

理事長 白幡 憲佑

最高裁判所大法廷裁判長

三好 達 殿

# 情報公開法制定の 動きに対する対応

顧問弁護士 長谷川正浩

平成8年12月16日行政改革委員会は「情報公開法制の確立に関する意見」を提出し同月25日の所要の法律案の国会提出を図ることを決定した。情報公開法要綱案によれば、平成七年の宗教法人法改正で宗教法人が所轄庁へ提出することを義務づけられた財産目録、役員名簿等は「行政文書」とされ、この「行政文書」は「何人も」開示を請求しうることとなった。かくして宗教法人の財産目録と役員名簿等は開示情報とされるおそれが生じた。

そこで全日仏は平成九年十一月十二日総務庁長官に対しつぎのとおり、情報公開法(案)作成に関する要望を行った。

とおり要望を致します。

### 要望の趣旨

財団法人全日本仏教会は、全国七万五千の仏教寺院を包括し末尾記載の常務理事の選出母体である宗団を含む約六十の宗派を中心にして結成された、伝統仏教の連合体であります。本会は、結成以来全一仏教運動を通じて仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的にさまざまな事業を展開してあります。

さて、貴庁におかれては、現在情報公開法の立案中で年内にも法案を作成されると聞き及んでおります。これに関し、以下の

要綱案第六不開示情報二を以下のように変更した上で法案を作成されたい。

「開示することにより、当該法人等又は当該個人の思想良心の自由、宗教の自由、集会結社、表現の自由、学問の自由、労働基本権、財産権の保障等その他憲法上の諸権利に起因する正当な利益を害するおそれのあるもの」

### 要望の理由(要旨)

原則として開示することにより害されるべきではないとされる要綱案第六不開示情報二に掲げられた「競争上の地位、財産権その他正当な利益」という文言は、財産権の保障等経済的な自由起因する利益に傾斜すぎています。これらの利益よりも憲法上優越的地位にある精神的自由を含む憲法上の諸権利からくる利益をも不開示情報に含まれることを文言上明記すべきであります。

このように変更しても要綱案第六、二本文但書による義務的開示事項が認められている限り何ら支障がないだけでなく、当該法人等又は当該個人の憲法上の権利に起因する利益が害されるべきでないことが明確となるからであります。

### 要望の理由

宗教法人が改正されて、本年から備付書類のうち役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表(作成している場合)、境内建物に関する書類、事業に関する書類の各写を所轄庁に提出しなくてはならなくなりました。

これにより所轄庁に提出された書類は現在立法作業が行われている情報公開法(案)における「行政文書」にあたることになり、何人もこの法律の定めるところにより行政機関の長に対し、これら行政文書の開示を

請求出来ることになる可能性があります。

(平成8年〔1996年〕12月16日行政改革委員会)における情報公開法要綱案によると、情報公開法の目的は「行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに国民による行政の監視・参加の充実に資すること」とされています。

宗教法人法上の宗務行政事務は、一、規則の認証とその取消をすること、二、公益事業以外の事業を停止させること、三、裁判所に解散の請求をすることの三つであります。

情報公開はこれらの宗務行政事務に対する国民による監視・参加の充実に資することを目的にするものであります。

ところでこれらの宗務行政事務を行ううえで宗務法人等から提出される書類は、職務上の秘密に値するものが含まれているだけでなく(平八・九・二文部次官通達四(三三)、宗教法人の宗教活動および関係者個人の信仰やプライバシーを包含していません。これらの提出書類が開示されてしまうと宗教活動の態様に対する誹謗中傷の目的で使用される等、宗教活動が妨害される事態が生じる可能性があります。またこれらの提出書類を開示情報とすることは、信者その他の利害関係人による閲覧請求権を認

めた改正宗教法人法の趣旨を大きく損なうこととなります。従って、憲法上の権利に起因する信教の自由等に深く関わるものでありますから、これら提出書類は、原則的に不開示情報とされるべきであります。しかるに要綱案では、このことが文言上必ずしも明らかではありません。

要綱案第六二イでは、開示することにより、当該法人等は当該個人の、1競争上の地位、2財産権、3その他正当な利益を害するおそれがあるものが、不開示情報とされています。このうち1、2は開示される法人その他の団体や個人の財産権の保障、経済的活動の自由を尊重するが故に不開示とされるものであります。

信教の自由は、いうまでもなく財産権の保障や経済的自由より憲法上優越的地位にある精神的自由の一種であります。この精神的自由が3その他正当な利益に含まれるとしても、要綱案の文言においては、精神的自由が経済的自由より劣後的に位置付けられている印象は否めません。

経済的自由や財産権の保障よりも優越的地位にある精神的自由の中核たる信教の自由に起因する利益は、原則として開示されることにより害されるべきではないことを、文言上明記すべきであります。

思想良心の自由、学問の自由等について



## 4・情報公開法制定の動きに対する対応

も信教の自由と同様であります。

従って不開示を認める要綱案第六二一は要望の趣旨記載のように訂正されるべきであり、これに従った立法作業が行われるべきと考えます。

以下、下記の10宗派の常務理事を代表し、全日本仏教会として理事長白幡憲佑名で要望するものであります。

常務理事 乙川 良英

(曹洞宗宗務総長)

常務理事 豊原 大成

(浄土真宗本願寺派総長)

常務理事 能邨 英士

(真宗大谷派宗務総長)

常務理事 成田 有恒

(浄土宗宗務総長)

常務理事 永井 祥文

(日蓮宗宗務総長)

常務理事 新居 祐政

(高野山真言宗宗務総長)

常務理事 細川 景一

(臨濟宗妙心寺派宗務総長)

常務理事 杉谷 義純

(天台宗宗務総長)

常務理事 楠宗 親

(真言宗智山派宗務総長)

常務理事 鳥居 愼譽

(真言宗豊山派宗務総長)

併わせて文部大臣にも理事長名でつぎのとおり要望した。

### 文部大臣に対する要望

全日本仏教会は、別紙のとおり、情報公開法立案にあたって憲法上の信教の自由に起因する宗教法人等や個人の利益に関する情報については、原則として不開示情報とされるよう、総務庁長官に対し要望致しました。万一、これが、総務庁において容れられませんと、規則認証の際、所轄庁に提出する財産目録等の写しが開示されるようなことになり、宗教活動の態様に対する誹謗中傷の目的で使用される等宗教活動が妨害される事態が発生するおそれがあります。かくては信者その他の利害関係人による閲覧請求権や所轄庁への書類の提出義務を定めた改正宗教法人法の趣旨が大きく損なわれることとなります。

貴職におかれましては、本会が今般総務庁に要望した趣旨を十分御理解頂き、関係省庁へ適切かつ十分な対応をおとり頂きたく要望致します。

それでもなお今回の要望が総務庁において容れられない場合には、宗教法人法を改正することによって、宗教法人法の要請により所轄庁へ提出された書類を情報公開法の適用から除外する措置をとる必要がある

と考えます。

その場合にはただちに宗教法人法を改正する作業に入られるよう要望するものであります。以上

### その後の動き

日宗連も同じような要望書を平成9年10月30日に総務庁長官に提出していた。

そして平成10年2月26日に自民党は日宗連との懇談会の席上、信教の自由を害するおそれがあるものを不開示情報にする修正をすることを明らかにした。

その結果、平成10年3月20日国会に提出された情報公開法案は、不開示情報を次のように修正した。即ち「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利・競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるもの」というものである。右の「権利」という文言には憲法上の信教の自由から来る権利を当然含むものであり、宗教界とりわけ全日仏の目的は達成されたと見える。

# 記念事業 アルバム



地元の方々に会場は埋めつくされた



体育館小ホールにて行われたシンポジウム。  
最後まで熱のこもったやりとりが続けられた。



追悼法要は智山雅楽会のご協力で荘重なものとなった

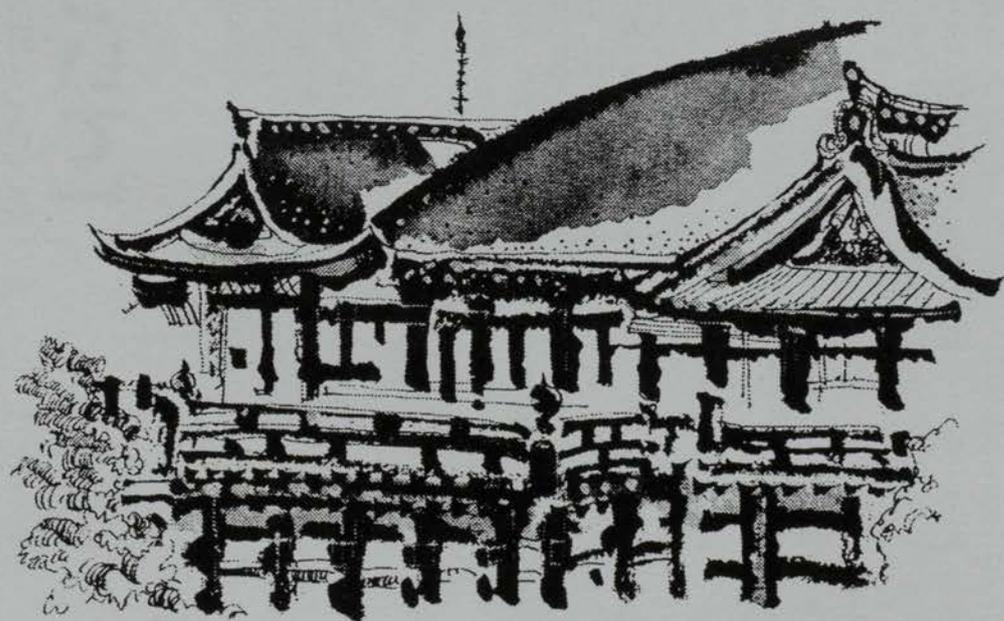


四十周年記念式典



法要には加盟団体のみならず、地元からも多くの方々に参列頂いた

5  
記念シンポジウム



# 全日本仏教会財団創立40周年記念大会

## 第37回全日本仏教徒会議 記念シンポジウム

### 「仏教とボランティア活動について」



#### 1. 趣旨

阪神・淡路大震災では戦後社会の科学技術と経済の進展による物質至上主義的な繁栄と平和が、無残にも打ち壊され、多数の尊い人命が奪われました。誰も予期し得なかった自然災害の前で、私たちは「常あるものは無し」という積尊のみ教えが、今日にも真実であることを改めて知らされました。

一方、被災地では、震災直後から青年僧侶を中心に多くの仏教関係者によるボランティアとしての救援活動が取り組まれました。このことは、仏教における慈悲の精神が具現化した菩薩行といえます。こうした活動の背景には、以前からさまざまな形で海外援助活動等を行ってきた仏教系諸団体の経験と実績があります。

しかし今日、一般社会の仏教教団を見る目には大変厳しいものがあります。伝統仏教が今の世に生き生きと再生するためには、私たち自身が何を求められているのかをもう一度顧みなくてはなりません。そうした時「慈悲の実践」としての仏教ボランティア活動の積極的な推進が、欠くことのできないことに気づかされます。

本会は財団創立40周年記念事業並びに第37回全日本仏教徒会議を実施・開催するにあたり、大震災を風化させることなく、生死の無常を深く心に留めつつ、「仏教とボランティア活動について」をテーマとするシンポジウムを開催致します。

被災地での救援活動を出発点として踏まえつつ、仏教とボランティア活動についての教理的意義付け、仏教ボランティア活動のあり方、今後の課題等仏教ボランティアの可能性について論議を深めて頂き、仏教界の今後の教化活動推進の糧にしたいだければ幸甚に存じます。

## 5・記念シンポジウム

2. 日時

平成9年10月16日(木)

午後2時20分～午後5時

3. 会場

兵庫県立文化体育館 1階「小ホール」

4. テーマ

「仏教とボランティア活動について」

〈パネリスト〉

高橋 卓志師 (臨濟宗妙心寺派神宮寺住職)

奥田 正叔師 (日蓮宗常照寺副住職)

上田 紀行氏 (東京工業大学助教授)

神田 裕師 (カトリック鷹取教会主任神父)

〈司会〉

有馬 実成師 (曹洞宗国際ボランティア会専務理事)

**有馬** この席はシンポジウムの席でございますが、仏教とボランティア活動というテーマで五時まで時間をちょうだいしております。仏教とボランティア活動についてという、非常に大きなテーマであります。見る角度あるいは切り込む角度によってどの様な展開も可能になるようなテーマでありまして、その中で絞り込みをしていくのは、大変難しい感じがいたしますが、会場のみなさま方には、あるいはその切り込み方、その切り口ちよつとおかしいんじゃないの、というようなご意見も中にはおありかもしれません。コーディネーターのほうの、独断と偏見で進めさせて頂く部分もあるかと思えます。お許しを願いたいと存じます。それから今日の進め方でございますが、パネラーの方々に、まず十五分ずつプレゼンテーションをしていただきまして、それぞれの視点からお話をいただきます。当然十五分では時間は足りません。またあとに補足をしていただくことになろうかと思えますが、プレゼンテーションが過

ぎましたあとと休憩をいたします。そこで皆様のお手元に質問用紙が、届いてるはずでございます。パネラーからの問題提起につきまして、不明な点、あるいは疑義を感じる点、あるいはそれぞれのご意見ご質問なりあるかと思

いますので、それをご記入いただきまして、その質問用紙をわれわれの方で取捨選択をさせていただき、それパネラーの方に今回回答をいただきながら議論を進めていく形をとりたいと思っております。そういう意味で質問事項がございましたら、できるだけ率直に、具体的に書いていただきましてご提出を願いたいと存じます。さて、去る十月の十二日、日曜日だったと思うんですが、震災発生から一千日目を迎えております。従いまして一月十七日の阪神・淡路大震災の発生以来きょうで千四日目ということになります。千日を過ぎてそれを振り返りながら、仏教者はこの阪神・淡路大震災においてどのような活動をしてきたのか。そしてその活動は何であったのか。あるいは震災体験を通して仏教者は何を学ぶべきなのか、そしてまた何を学んだのか。そして、何を問いかけられているのか、それに対して、今後どう考えていくべきなのか、というようなことに焦点を当てながら話を進めてまいりたいと存じます。で、神戸のことをよくご存知の方はもちろんこの中にも大勢いらっしゃると思いますが、この建物のすぐ東隣が昔市民球場、野球場があった場所がありまして、今スタンドだけが残っております。そのスタンドの中に震災直後から西代仮設住宅ができておりまして、この西代仮設住宅を私今朝、久し振りに訪問いたしました。被災者の顔なじみの方々を見つけ出し、そして、当時は振り返りながら、いろんなお話を伺ってまいりました。その中で、非常にショックを受けましたのは、仮設住宅の建物の壁に、新聞のコピーが一枚貼ってございました。で、そのコピー、新聞はこういう新聞かというところ、仮設住宅で孤独死。その翌日には自殺者、という見出しの記事であります。自殺者というのは六十七歳の西代の仮設に住んでいる孤獨な女性の方が、健康の問題もあつたんでございましょうが、動脈をカミソリで切って自殺を



有馬さん

したという記事。それがコピーで貼ってあるんですね。で、その新聞記事の上にマジックで、肉太の字で、次のような言葉が書かれてました。『もつと命を大切に。生きて仮設を出しましょう。西代仮設の長寿会』の名前でその文字が書かれておりました。そして、またすぐそれに続けて、隣にやはり紙が貼ってありまして、『明日の灯が見えないけれど、生きてればまた笑顔に、笑顔で会えることもある。生きて仮設を出よう』って書いてありました。大変ショックを受けたんであります。現在その西代仮設住宅には、二百所帯ぐらい、約五、六百人の方が住んでいらっしやる。そこで、自治会のお世話をしている人に聞いてみたんですけれども、最後まで残っていく仮設住宅になるであろうと。今、復興住宅はつぎつぎにできていて、いろんな人たちが西代からそこへ移っていく。しかし、出ていくと同時にまた別の仮設からここへ集まってくる、移ってくる人たちがあとを立たない。その中で共通している問題は、今復興して、建てられている公営住宅は、みんな不便な場所にあつて、昔の仲間、地縁関係のある、あるいは血縁関係のある昔の仲間との間を切り裂かれて、そんなところに住むのは、もう、この年になっていやだと。そして、またもう一つの一番の気掛かりは、自分の体のことをよく知ってくれているお医者さん、かかりつけのお医者さんの、できるだけ通院の便利な場所に住みたいと。で、変な場所に移っていくぐらいであるならば、この仮設の中で死を迎えたほうがよっぽどましやと。こういうことをおっしゃっておられました。神戸における震災はすでに千日を経過しておりますけれども、そしてまた新神戸へ下りて三宮、ずつとその、来る途中見える風景は、大変活気にあふれた、そして復興がいきおいよく進んでいる神戸の姿をみるわけでありまして、しかし、そのビルの谷間に、あるいはその陰にこういう生きてとにかく仮設を出ようという、呻きをあげている人たちが、今なお大勢いるという事実。これを大変重く受け止めたい、というふうに思うわけでございます。ぜひ、このシンポジウムが終わりましたならば、すぐお隣でありますから、西代の仮設住宅の人たちがどんな状態にあるのか、ちよつと、こう訪問をしていたら、よろしいんではないだろうか、というふうな感じがいたします。

## 震災における仏教者の「ボランティア活動」

さて一月十七日に震災が起りまして、そのあと、いろんな動きがございました。その中でも、後にボランティア元年という言葉が、阪神大震災をきっかけに生まれましたように、大勢のボランティアの人たちがこの神戸の地、あるいは阪神地域に入つてまゐりまして、目覚ましい活動をした、ということとは記憶に新しいところだろうと思ひます。しかしながら、今、西代の例でも申し上げたように、そういう問題がたくさん残されておりまして、今なお、この地に止まって、そしてこの場所でボランティア活動を地道に続けている人たちが、大勢いるということも、申し上げておかねばならないだろうと思ひます。

その中で仏教教団、ないしは仏教者の人たちも、目覚ましい活動を行いました。お手元に資料が届いておるはずでございますので、それをちよつと、ご覧いただきますと、シンポジウム資料の十ページをご覧いただきますと、そこに全日本仏教会に加盟している宗派が、それぞれどのように募金をしたかという、その集計が行われております。それによりますと、加盟宗派が集めた、三十三宗派が集めた募金の総額が四十三億一千二百五十三万四千四百七十七円。それから都道府県仏教会が集めたものが七団体で千八百十一万。合計いたしますと、四十三億を上回る募金が寄せられた。そして、またいろんな団体がこの神戸の地で活躍をいたしました。今日この席においていらつしやる方の中にも、震災直後からずっと、一年二年と活動を続けてこられた方のお顔も、会場の中に伺うことができます。ところが、この阪神・淡路大震災における、ボランティア活動、仏教者のボランティア活動を考えてみますときに、やはりいくつかの問題点が、われわれに残されているということも、見逃してはならないだろうと思ひます。例えば、お坊さんが衣を着てこの地にやつてきて、何をしたいか分からない。余りのその悲惨な状況の中に茫然として立ちつくすのみであつたという方々もありましたし、そして、その中で何か活動始めたときに、「あんなたち何しに来たんや」と、いうふうな逆に非難の声をかけられて、どうしていいか分からなくなつ

たということをおっしゃった方もあります。

それから、また中には、お坊さんたちがいろんな活動をしたけれども、実際はお坊さんとしてではなくて、単なるボランティアとして活動したわけではないのかと。そこには宗教者としての顔は見えなかったではないか、という意味のご批判をされた学者の方もいらっしゃいました。まあいろんな方々があつたんでありますけれども、改めて仏教というものがボランティア活動を通して、どのようにその社会に向かって、働きができるのか。あるいはまたその働きが本当に機能的に動いていたのかということ、これは、われわれにとつて、大変重要な問題として、反省をしなければいけないだろうというふうに思うわけでございます。そういった中で、例えばいろんな団体がございました。全真言宗青年連盟の方々。この方々は特に神戸の地で被災した寺院の方々が中心になって、自分の寺院の復興はさておいて、その宗派の方々とネットワークの中で、継続的に活動をされた、そういう例もございます。また熊本にございます、蓮華院誕生寺という真言律宗のお寺でつくっておられますNGOがございますが、この蓮華院誕生寺の場合は、スリランカやタイの国際協力の仕事を本来の目的としておりますが、阪神・淡路大震災の直後から須磨区に入って、息の長い、二年間におよぶ活動をずっと継続されてきた、という例もございます。そしてまた、その活動はその地域の中で共同体をつくっていく、非常に重要な働きをしたということも私たちは検分して承知しております。また、アユースというグループの人たちが、東京から大阪からいろんなところから、神戸にやってきました、そこでいろんな活動をした。それからまた兵庫区の、能福寺を基地として、天台仏教の人たちは、緊急援助を中心に一生懸命活動をいたしました。それからこの地元神戸にRACという団体がございます。臨済アジアセンター神戸、略してRACと呼んでおりますが、この人たちの活動、ご自身が被災者でありながら、その中で仏教の信仰を柱にしながら、仮設に住んでいらっしゃる方々に対する支援を、ずっと継続的に今日もつづけていらっしゃる。また全国曹洞宗青年会。これは二ヵ月間にわたって大変組織的な救援活動をされました。炊き出しを中心に活動いたしましたけれども、1日一万三千食ぐらいの炊き出しを、二十ヵ所ぐらいで組織

的に続けておりました。そういうふうなさまざまな活動があつたわけがあります。しかしながら、その一つひとつを見直していく、というような時間は今日ございませんので、その辺を踏まえた上で、われわれの活動を見直してみたい、というふうに思うわけでございます。

さて、早速、パネラーの方々に「ご発言をお願いしたい、というふうに思っています。まず最初に長野県の松本市にいらっしゃいまして、臨済宗妙心寺派神宮寺のご住職であり、そして、うんと古くからボランティア活動を、精力的に展開していらっしゃる高橋卓志さんにご発言をお願いしたいと思います。高橋さんは障害者と共生をする地域づくり、というようなことを目指して、筑摩工芸研究所の仲間として、障害者の問題に取り組む、そして、また高橋さんの考え方の根底にある命というものを直視している、というようなことからターミナルケアの問題、あるいは医療分野におけるお医者さんたちと共同で提携しながら、癒しをどういうふうに取り組んでいくか、というような活動をしてらっしゃる。例のチェルノブイリの原子力発電所の事件発生以後は、「チェルノブイリ連体基金」というNGOを立ち上げられて、すでに三十六回ぐらいチェルノブイリのほうに、足を運んでいらっしゃる方でもあります。で、高橋さんもこの阪神大震災にいろんな関りをもつてらっしゃる方でございますが、まず高橋さんから一つご発言をお願いいたします。

### 地域ネットワークの中のボランティア活動

高橋 こんにちは、高橋です。神戸に来るときはいつもこんな格好で来てまして、すみません。今日は、伝統ある全国仏教徒会議の席でありますのに、また仮設を二、三ヵ所回ってこへ来まして、さっき、その仮設の前で有馬さんといきあって、これから行くんだというふうな話をしていたとこんなですけども。実はいま、有馬さんからご紹介いただきましたように、最初この世界に入り込んだのは障害を持った人たち



高橋さん

の社会参加というところで障害者の共同作業所、これは身体、それから精神両方なのですが、それを松本市内で行くというところで、その設立が入り込んだきっかけでありました。いわゆるボランティアという世界だったですね。ただし今からもう二十年も前の話ですので、当時ボランティアという言葉が市民権を得ておりませんでした。ボランティアだとか、ボランティアだとかですね、いろんなことを言われたんですね。それで「ボランティアアっていったい何だい」とって、そんな話がありました。その頃から福祉領域に関り始めたというのが発端であります。そのあといろんなことやってきたんですけども、今から七年ほど、一九九一年ですが、一月にちょっとしたご縁があつてモスクワに入り、それからウクライナ、ベラルーシという国を回ってきて帰ってからです。いわゆるNGOの活動というのに、こう取り込まれてしまっています。つまり、これは、一九八六年の四月二十六日に、ウクライナで大爆発を起こしたチェルノブイリ原子力発電所というのがあるんですけど、その爆発後に拡散した放射性核種といいますが、放射能が風に乗って風下地域に降り落ちたんです。そこで、今ざっと三百万人の風下住民が、その放射能の影響を受けているという、そういう状態でありまして。放射性核種というのは、その直後に出てくるものではありませんので、晩発障害といつて、どんどんどんどん、遅れて出てくるんですね。十年とか十五年のスパンで出てくるわけですね。その被害がちょっと深刻化してきたぞということを友人から聞いて行きました。現実にはやっぱり見たところ、かなりひどい状態であるし、それから当時旧ソ連の経済・政治がもうバラバラでして、現在でもそうなんですけどね。国民というか住民の人たちへの還元がまったくないという状態ですね。こんなところで子供たちがバタバタ死んでいくわけで、何とか医療関係者と協力してくれということ、松本に信州大学というのがありまして、今日から臓器移植法案が施行されるんですが、その指定病院になっている大学であります。生体間の臓器移植をずっとやってきて、その一種のプライオリティーを持っている大学であります。その小児科と第二外科というところと、それから歯科口腔外科、第一内科、公衆衛生、理学部、そういったところ総動員で、チェルノブイリに関わってくれということ、一大プロジェクト

クトをつくり上げました。それが一九九一年の三月でありまして。そこからずっとチェルノブイリに入るようになった。まあそんな話をしていくといつまでたつても終わらないので、そういうことがありまして、そこから医療関係の人たちとの付き合いが非常に多くなりました。医者とか坊主が付き合うと、もう怖いものがないということがよく分かりました。ですね、その中からチェルノブイリだけに目を向けるのではなくて、当時やっぱりひどい状態であつたルワンダとか、それからボスニアですね、そこら辺にも医師をどんどん派遣していくという。それをやっているのが日本ではアムダ、アジア医師連合というのがあるんですけど、大変精力的にやっているグループがあるんですね。岡山に本拠がありますが、菅波さんというリーダーとよく一緒にいるんですけども。彼といろんなネットワークをつくりました。それから「SHAIR」という、これはカンボジア、ルワンダ、ボスニアみんなやってくる集団なんですけれども、その医師の集団たちと一緒になつてですね、いろんな派遣事業をやつてきたんです。やつてる最中に阪神大震災が起こつた。大震災が起こつた瞬間に、どう動いたかといつたら、今までのネットワークを総動員しようと思つたんですね。つまり七十二時間以内で、七十二時間というのは、医療の世界ではゴールデンタイムといわれているんですね。七十二時間以内にはリサーチとレスキューをする。つまり調査とそれから救援をする。これでもって助かる命のものすごくパーセンテージが上がるといいます。七十二時間を医療の世界ではゴールデンタイムと呼んでいる。その七十二時間以内は何をしたらいいかということが、そこでもって今までのシミュレーションを、こう書いてましたもんですから、すぐにできあがつたという感じだったんですね。それであちこち連絡をとりながら、何とか入るうということ、医師を何人か長野県からも派遣をしたようになつたんです。まあそんなことが阪神の中でありました。これは言うてみれば、今までの活動が医療に関わっていたということ、それから、その医療のネットワークが、それまでできていたというようにあることがありまして。そこで何人助かったかというふうになつてくると、実際にはですね、十分な調査ができてないので分からないですけども、しかし、みんな頑張つて、本当に頑張つて夜も寝ずにやってくれた、というふう

## 5・記念シンポジウム

に私は思っています。そんなことがありまして、一つは、医療との関りをずっと持っていたわけです。結局、先ほど有馬さんおっしゃったんですけれども、仏教者としてどうだったかといわれると、私は仏教者として動いたという、仏教者としてここに来たというそういう意識はまったくありません。「日本チェルノブイリ連帯基金」という、一つのNGOを預かっている事務局長として、今までのネットワークを総動員しよう。そして一人でも命を救おうじゃないかという、そういう意識で動いただけであります。その根底はよく分からないですけどね。自分自身ではね。その時点で現地ではそういう動きをしていく。それからもう一つは、事務局を預かっている関係上一番大きな仕事というのが、コーディネートションというんですね。コーディネーターの仕事があるわけです。それは医者でもない、それから医療的な専門知識もないんですけども、医者とのネットワークがある。それならそのネットワークを最大限に使いながら、上手く地元のひとたちとの連携をとっていくということ。それからもう一つは、当時ものすごい数のボランティアが、神戸をめざして来たわけです。僕は深江に事務所がありましたものですから、その深江の事務所をお借りして、うちの事務局のコーディネーター一人を専従させて、そして、毎日、二百人、三百人のボランティアさんたちの、いろんな仕事の対応をしていたんですが、一時はとても大変な状態でした。ボランティアさんたちがすごく多くてですね。そして、彼らにその仕事を振り分けていくということが、あまりにもこちらの独断でやっているような感じがしたり、それから、それがうまくいかないと、彼らが充足感を持って帰ってくれないっていうですね、何かそのような気持ちになりまして、とても面倒臭くて難しい仕事であり、全面的に喜ばれる仕事ではないなというふうには思っていましたけれども、そのコーディネートの仕事をまですやりました。

それから長期にわたったんですけれども、後方支援という舞台を一つつくりました。前線って何か神戸に来てるっていうことだけではなくて、僕は、三百キロ、四百キロ離れた松本にいるわけなんですけど、神戸にも行きたいけど行けない。でも何かしたいという人たちが、たくさんいたんですね。その人たちとそれからこの神戸の深江の事務所と直

結して、じゃ、何が欲しいんだということを、何が足りないんだという。で、余ってるものは何なんだということをですね、かなり、綿密に調べ上げて、それでそれを松本でいろんな方々にお願いといた仕事をやりました。神戸の関りというのはだいたいそんなところなんです。神戸っていうのは本当に緊急な事態でありましたんで、けれども、これは僕が関わっていた、今までチェルノブイリにしてもですね、ルワンダにしてもですね、全部同じなんです。チェルノブイリなんかは、僕は「静かなる緊急事態」と呼んでるんですけども、目に見えるその崩壊とかですね、ビルが崩壊してるとかかっていう、あるいは人々がその下敷きになっていたりとかかっていうのではないだけども、人体にジワリジワリと放射線の物質が入り込んできて、体が傷んでくるという、これは本当に静かなる緊急事態であるというふうには私は捉えているものですから、その緊急事態はまったくルワンダでも同じ。それからボスニアでも同じ。神戸でも同じというふうには、そういう捉え方をしていたわけです。だから特別じゃないというふうには思っています。そういう事態が必ずこの地球上に生きてる限りどこかで起きるといことは、想定しなければいけないし、それ想定してどう動くかということ、考えていかなければいけないと思います。

一つ例をお話ししましょうか。今、僕はシミュレーションを描いているのは、敦賀です。例えばですよ、阪神大震災クラスの地震が、敦賀に起きたときどうするか。敦賀はご存じのように、原発銀座です。原発が崩壊したときどうするか。これは今までのようにボランティアが、神戸の場合には神戸にたくさん集まったんですが、今度はそういうことができないんです。どう一刻も早くその現地の人たちを外に逃がすかを考えなければならぬ。それで、何を今、医療としてはやったらいいのか、そして行政とはどんなふうな連絡をとっていったらいいのか、っていうようなことをやっています。そんなことが私の今の仕事の中の一つです。この中心になり、ベースになっているのは、世界のボランティア協議会、世界ボランティア協議会っていうのがありますが、阪神大震災の前の年の十一月に、東京でこの会議が開かれたんですが、で、そのときの評議員をやったもんですから、そこに参加したんで、すけれども、

そのときの世界ボランティア協議会の会長さんで、オーストラリアのマ  
ーガレット・ベルという女性がいるんです。マーガレット・ベルさんが、  
ボランティア活動っていうのは一体どういうものかということ、講演  
して下さったことがあるんですね。それが今から十数年前に聞いた話な  
んですが、ボランティア活動っていうのは、命を守り育て、そして、そ  
れを精一杯燃やしつくして生きていく。そうだったための活動だとい  
ふように定義されました。これは命を守り育て、それを精一杯に燃やし  
つくしていく活動ということになるとするならば、アクセスできるものだ  
ったら、何でもいいんだというふうにも思ってるんですね。だから福祉  
の問題でも教育でも文化でも、それから環境の問題でも、全てやっぱ  
その命というところ一点にしばれるならば、僕としてはそれがボランテ  
ィア活動だっていうふうな捉え方をしています。従って今回の大きなテ  
ーマの仏教とボランティア活動っていうものの中に、私が仏教者である  
ということよりも、一人の命を大切に守っているという一人の人間で  
あるという、そういうような捉え方を自分自身でしてるといことです。

最後に、六甲小学校や深江の事務所であるんな医療の活動しながら、  
阪神大震災から学んだことがあります。日本のようにインフラが整備  
されている国というのは、災害後の復興はものすごく早いということが  
まず一つありました。復興はすごく早いんだけど、その中で、やは  
りどうしても復旧できない人たちがいる。それは、世界の場合、開発途  
上の国々でこういった災害が起きた場合に、一番その災害弱者となるの  
は女性と子供なんですけども、日本の場合はお年寄りなんです。その  
お年寄りの復活が、遅れてるっていうことがよく分かりました。災害弱  
者というのは日本の場合はこういう、近代文明のど真ん中にある日本で  
は、お年寄りになるんだということがよく分かりました。もちろんお年  
寄りの男の人も女の人もです。

それから、大規模災害のときには、NGO間のネットワークというも  
のが、ものすごく大事になってくること。それから市民ボランティアと  
の接点がすごく必要になってくるということ。こんなことも学びました。  
これは今まで、僕らが活動していたのに間違いなかったなということ  
は自分自身で評価はしています。それから、早い時期からのソーシヤルワ

ークというものが必要になってくると思います。メディカルソーシヤル  
ワーカーっていう種類、MSWっていうんですが、メディカルソーシヤ  
ルワーカーという医療関係のお仕事をしていらっしゃる方がいるん  
ですが、MSWの仕事っていうのは、これからこのあと上田先生のお話にな  
るかもしれないけれども、痛みを感じている人々の心の中に、その痛  
みを、こう、うまく、ぬり込めてくれるようなんですね。そういう活動  
をしてくださる方々がいらっしゃるんですね。そういう役割を僕はお坊  
さんができないだろうか、ずっと今まで考えてきたんですけども、  
なかなかそのところが、専門職の中でうまくいかないっていうふう  
に思っています。でもこれは地域の中で、やっぱりやっつけていかなきゃい  
けない仕事だろうな、というふうにも思っています。まあ、そんなところ  
でありまして。最後に、一つだけ申し上げたいと思うんですけども、  
神戸というのはパブリックディベロップメント、何ていうんですか  
ねえ、開発行政ですか、今までの神戸市自体がものすごい開発行政をや  
っていた。六甲山の南側削ってそれを海に持ってきて、陸をつくってと  
いう。そして新幹線を通し、高速道路を通しという世界でもまれにみる  
科学、あるいは科学至上主義的な活動をしていて、そして、ハイテク都  
市として、あったわけですね。それが一瞬にして、あのような崩壊状態  
になってしまったという、これはまさに象徴的なことだと思えます。今回  
のシンポジウムの趣旨の冒頭にも、「科学技術と経済の進展による物質至  
上主義的な繁栄と平和が無残にも打ち壊された」とあります。このこと  
は一体何なんだろうと思うんです。それともう一つは、各都道府県と政  
令都市を合わせると、全国で五十九になるんですけども、在宅ケアが  
一番立ち遅れているって、ピリから三番目が神戸なんです。それから  
もう一つ言わしていただくと、デイサービスに関しては、デイサー  
ビスは一番ピリです。五十九番目、神戸は。それに比べて淡路の五色町  
などは、そういったところはすごくしっかりしていて、どこの家のどの  
部屋には誰が寝ている。独り暮らしのじいちゃんがここにいてとか、ば  
あちゃんがあそこではあの部屋に寝てるっていうことを、全部ヘルパー  
さんと家庭の介護員が分かっていた。だから震災後、一時間半以内で、  
その町全員の消息がつかめたっていうんだけど、神戸は残念ながら、

三カ月たっても正確な数が出てこないという。それは、一つ福祉ということをとってみても、とても大きな出来事だと思います。こういったことを、これからの町づくりの中で、いかしていつていただきたいと思いませんし、そこに関していく仏教者の存在についていうものがどういふものなのか。それは可能性があるのか。そういうことをちよつと探っていききたいなとも思っています。

**有馬** どうもありがとうございます。短い時間で申し訳なかつたんですが、高橋さんがご自分の活動を、ご紹介いただきながら、近代都市が持っている問題点についてのご指摘がございました。おそらく神戸に関りを持ったボランティアの人たちは共通してそのことは感じたことであろうと思います。いろんな近代社会というのは非常に合理的で、そして管理された、そして、その完璧なシステムづくりを目標にして、動いてきてるわけでありますが、自然災害の前では、そのシステムが完璧であればあるほど、受けるダメージが大きいというものは、阪神大震災が証明いたしました。そして、その中で、ボランティアがやはりあれだけの活躍をした、せざるを得なかつたという背景には、やはり近代の、その社会構造が持っている問題点、そこでの大変重要な、学ぶ点があるかかと思っております。特に今高橋さんがご指摘になつた震災弱者という言葉が、その当時新聞なんかでもよく使われたんでありますけれども、震災弱者というのは実は震災によつて弱者が生まれたんじゃないやなくて、日常的な社会的弱者が、震災においてもやはり弱者にならざるを得なかつた。そしてその弱者とは何かといえは、老人であり、あるいは障害者であり、在日外国人の人たちであつた。もう一つ子供の問題。やはりそういうことがあるかと思つてですね。

さて次に奥田さんにご発言を願いたいと存じております。奥田さんは京都にお住まいでございます。日蓮宗の常照寺の副住職をされておりますが、かねてから高橋さんと同じように「薄伽梵KYOTO」というグループをおつくりになつて、医療の分野においてのビハラー活動。ターミナルケアとかそういった分野で、活動をしてこられた方でありま

おつくりになつて、今、仏教によるNGO活動というものを、展開しようとしておられるお方です。奥田さんから一つ宜しく。

### ボランティア活動と仏教の理念

**奥田** 奥田でございます。宜しくお願ひいたします。

只今有馬さんからご紹介いただきましたように、十年ほど前から「薄伽梵KYOTO」という超宗派の仏教ボランティア団体に属して、病院の法話、並びに老人ホームの法話等を展開してまいりました。

私の話は今の高橋さんと少し角度が変わると思います。というのは高橋さんは国際的に、非常に幅広く活動なさつていらっしゃる方ですが、私自身は常照寺という自分のお寺をベースにしなから、宗門と係りを持ちながら、また宗派を超えて、国内でボランティア活動をやっていこうという立場です。

さて、「薄伽梵KYOTO」ができたのは、京都で古都保存税が問題になつていた時でした。当時、私たち僧侶に様々な批判が向けられていました。その中で、「仏教を大衆の中で説き、大衆と共に笑い、泣き、悩み、寺の中に閉じ籠もっている自分の姿を反省し、宗派を超え、現代を生きる一人の人間として、そして僧侶としての在り方を考え直そう」という志を持った青年僧侶が集まつて、「薄伽梵KYOTO」が結成されました。当初、六十名ほどの会員がいましたが、現在では、十六宗派三十名の会員数です。病院での法話を開始した時は、全国で初めて法衣を着て病院で法話をしたということでマスコミにも取り上げられ、NHKでも報道されました。仏教タイムスで、先日まで宗教と医療のコラムで登場していた、中村仁一先生が当時、院長をしておりました京都高雄病院を中心

に、病院や老人ホームでボランティアで法話活動を続けてきました。日蓮宗の中では、日蓮宗医療問題研究会（日蓮宗現代宗教研究所内）の委員として、宗門と医療との関係をどうすべきかという研究をしてお



奥田さん

ります。その中では、今年からはじめました日蓮宗ビハーラ講座の企画運営を担当しています。

平成七年一月十七日、阪神大震災が起こりました。たまたまその三日後に、「薄伽梵KYOTO」の新年会がございました。そして、われわれは今こんな新年会しているときじゃないんだ。とにかく神戸に行つて、何かさせていただくことがないかという事で、急遽新年会を阪神大震災の支援活動の計画にかえました。一晩で、何をするかということを決めました。二日後には、兵庫区までトラック二台と、乗用車三台で駆けつけました。本当にまれに見る、大変な震災でした。とにかく今できることをさせていこうと思ひ、国清汁の炊き出しを五百人分、それから慰霊の法要と、多分無くなって仏壇も持つてこられない方もあるし、位牌だけ持つてきてもお供えする花もないやろうと思つて、献花を五百束ほど用意をしました。大変な水不足の時期でしたので、二トン車に、水槽一杯水を持つて、給水活動をしたりしました。その後、「薄伽梵KYOTO」でもいろいろ計画をしました。二月に入りますと、風邪が非常に蔓延しました。マスクはたくさんあるとのことでしたので、ハンドタオルを配付しようと計画をたてました。会員でオリジナルのハンドタオルをつくりまして、そこにダルマさんの絵を書き、一片の手紙を添えたんです。その手紙の中には何か悩みがあつて訴えたいことがあればどうぞ連絡くださいと書きました。もし、ご回向をしていただきたい方があれば、書いてくださいと。私たちがもちろん無料で京都のお寺でもつて、ご供養捧げます、そういう内容の手紙を同封して、JRの住吉駅の辺で、三千枚程配付しました。その後、何度か自分の足でいろいろ避難所を回りました。やがて一カ月ぐらいたつてみますと、神戸の様子も大分変わりました。命の不安から、生活の不安、そして心の不安へと変化していきました。そういうふうな被災者のみなさんの不安がだんだん変わってきているのが分かつたんです。避難所になつた体育館を見ますと、皆がダンボールで仕切つた場所で雑魚寝をしていました。プライバシーのない、家族や親子の会話さえできない状態でした。これだけ追い詰められると人間はパニック状態になつてしまふだろうと感じました。そんな状態を見まして、何か工夫を凝らした救援活動ができないかと考

えて、思いついたのが、お抹茶の接待でした。自坊に信行会という会がありまして、日常檀信徒と四つのプロジェクトをつくつて活動しています。信行プロジェクト、文化プロジェクト、そしてパソコンのプロジェクトとボランティアのプロジェクトです。四つのプロジェクトを開設しているんな活動をしています。そこで抹茶接待の話をしてみましたら、賛否両論が生まれて、今ごろ悠長にお茶を持つて、着物を着て神戸に行つたら、石を投げられるんじゃないか等、いろいろ反対意見も出ました。私は、ボランティアをするために被災地をずーっと回つてみて、最後魚崎小学校に辿り着きました。そこで高砂さんという方に出会つたんです。その高砂さんがその企画ならぜひうちで受け入れてみよう。水もお湯もそれから場所も好きなどを使つていいと。そういう強力な申し出を受けたお蔭で、お抹茶接待をする決意ができ、それから準備をしました。こういつたとき、普段言えないことも言えるもので、五条坂のほうへ茶碗を買いに行つたんです。事情を言つたら、定価の三分の一以下で数茶碗をわけていただいたり、お菓子屋さんにご相談したら、「これは無料で提供します」と供養してくれました。そして、毛氈を買いに行つたら、「お上人さん何に使いますか」と言うので、「ボランティアで神戸に持つていきます」と答えたら、毛氈も供養してくれました。みんなの心が集まつて、用意ができました。当日、電車で行く班と、トラックで行く班とに分かれて行きました。魚崎小学校に着いて設営をしました。真っ赤な野点傘と毛氈を敷いた床几、白と紫の幕を張つたテントで、あの殺伐とした校庭の一角に野点席ができました。そしてBGMをかけました。非常に異様な世界です。異様な世界ですけど、何かしらこれは魅力があるんじゃないかなと、こういうふうな思つて、マイクで案内をしていただきました。三十分ぐらい誰も来ませんでした。やがて一人、二人というふうになつてきました。そうすると五人、十人ずつやってくるんです。さすが神戸の人ですね。点て出ただけでやつてみました。そして「魁」という短冊を掛けて、復興に先駆け、春に先駆けて一時を過ごしていただきたいと思ひを込めました。神戸でやつてみてつくづく感じたことは、お茶席の空間というのは人間にとつてかけがえのない空間が持てるということでした。あの体育館の雑魚寝をしてる方々が、床几に座つたらそ

## 5・記念シンポジウム

の人だけの場所をもつことができる。そして一服のお茶をいただきながら、自己をみつめる時間があるのです。避難所の方はもちろんですが、ボランティアの方も疲れてましたので、ボランティアの方にもお誘いをしました。ボランティアをしている方も学校の先生も被災者なんです。こういう企画を受け入れてくれた、被災者のみなさんの理解の心があってこそ、われわれの思いも成就できたと思えました。さしあげてやるのができたと同時に、したいことができたわけです。つまり、われわれ自身も何か救われた思いがしたのです。後日、私は日蓮宗の医療問題研究会の中で、メンバーに神戸の様子を話しました。ビハラー活動の一つとして神戸で心の相談室を開いてみないかと。そして、メンバー五人を誘って、長田区にある駒ヶ林中学校へ行きました。そこで心の相談室と看板を掛けて、一日中相談室を開きました。それはやはり難しかったです。と、申しますのは普段の係りがあつたり、継続的な活動ができる前提での、相談というのは持ちかけやすいでしょうけれど、いきなり来て終わったらまた帰ってしまう。そういう人間に対してはなかなか信頼関係がもてないということでした。その時には仏教者として何ができるのか、何かしなきゃあかん、と思いつつ、活動を展開しましたけど、これは大きな反省になりました。九月になりまして、日蓮宗中央教化研究会という会議が開催されました。普段ボランティア活動している方がたくさんいます。特に神戸で私以外にも、もちろん、青年会の方々とか、唱題行脚をした人など、いろいろ活動をなさっていた。しかしながら、そういう方々の活動がお互いに連絡も取れなければ、目に見えない。いざという時というよりも、普段の活動を密にして、連絡をとっておかなければいけないんじゃないか。また、被災地で活動してみても、やはり個人よりも、団体的の方が動きやすい。情報がなければ動けない。そういうことをまとめて「日蓮宗ボランティアネットワーク構想」として、中央教化研究会で発題してみました。そうしたら社会問題部会の方が何人か賛同いたしました。ぜひ日蓮宗でもこういうボランティアの、ネットワークをつくらなきゃいけないんじゃないか。そういう決議がなされました。そして、阪神大震災の一周忌の平成八年一月十七日に、私たちは、「日蓮宗ボランティアネットワークL.O.T.U.S.」をたちあげることが

できました。私たちは今も継続して、「ボランティアネットワークL.O.T.U.S.」で地道に活動しております。当初は、いつまた震災が起きるか分からない。その時のために緊急マニュアルをつくつたらいいんじゃないかと思ひ、緊急マニュアルづくりをしました。震災が起きた時、三日間、七日間、十日間、そして一ヵ月、また半年、それ以降どんなことが必要なのかということも勉強してみました。また、会員の中でいろんな資格を持っている方がいる。そういう方々の資格をリストアップして、人材バンクをつくつたり、備品の一覧表をつくつたりしました。しかし、よく考えてみると、やはりこういう地道な活動というものは、絶えず宗門に投げかけをしないと、われわれ有志だけではやがて停止してしまいかもしれない。宗門がはたしてどういふふうにかこれを受け止めてくれるだろうか。

私が根本的に感じているのは、「理念のない活動は続かない」ということです。ボランティアという言葉自体がキリスト教的であるし、われわれ仏教者にとつてどんな言葉で表現すべきだろうか。私は、仏教者の活動は仏教的理念に裏付けされているべきだ、と考えています。

仏教の基本的修行に、「菩薩行」があります。菩薩行とは、我が身を捨てて一切衆生の抜苦与樂を行う修行です。菩薩行をとおして自己実現をしていく。そして、仏教者として自分自身が覚醒していく。そういう仏教的理念の確立が、仏教者のボランティア活動には必要だと感じています。仏教的理念については後で時間をいただければ具体的に述べたいと思います。

司会の有馬さんが、冒頭で「阪神大震災から一千日が過ぎた今、われわれがどういふことをしていくべきか、また、どういふことを問いかけられているのか」とおっしゃいました。私は、今こそ仏教者のボランティア活動の統一的理念を確立していくべき時だと感じています。

これからの時代は社会に向けて、宗教者がどんな活動していかなければならぬ時代だと思います。二十一世紀にはわれわれ既成教団が取り残されないようにしていくには、現代の社会活動に対する仏教的理念づけというものを明確に確立していけば、それは自然に、仏教者としては当たり前にこれはしていかなきゃいけないんだ」という判断がなさ

れていくと思います。問題提起としたら以上のようなことで、一応締めくくりをさせていただきたいと思います。

有馬 どうもありがとうございます。

奥田さんからは菩薩行としてのボランティア活動、仏教者としての、ボランティア活動の理念の明確化、というようなことを中心にお話をいただきました。続いて今度は神田裕さんをお願いしたいと思います。神田さんは、このすぐ近くの長田区の鷹取にございます、カトリックの鷹取教会の神父さんでございます。最も被害の大きかった長田の鷹取にあつて、ご自身も被災者として、当時は混乱の中に居られたと思うんであります。その中で、鷹取教会を中心にした救援基地、救援のネットワークづくりをされながら、大変、神戸の中で存在感のある方でございます。私自身も震災直後から神田さんの動きに大変啓発され、また多くのことを教えていただいた者の一人ではありますが、現在「株式会社FMわいわい」という放送局の社長さんでもあります。放送局の社長さんといったら、偉い、こう大変な感じでございますが、そこが神田さんらしい小さな放送局であります。国際都市神戸であります。在日外国人の方々がたくさんいらつしやる。その方々が震災直後において、震災情報を受け取ることができなかった。非常に孤立した状態の中におかれたわけでありまして、その体験をもとにしてアジア各地の、多言語による放送局をつくろう、というような動きをされております。その背景には当然どんな人たちも、日本人であろうと外国の人たちであろうと、一緒に共生できるような、そういう町づくり。そしてその中に自分たちが、一人ひとりが主人公となって共生する社会の中で生き生きできるような、そういう町づくり、そういう人生を切り開きたいという思いが、その根底におありになることは当然だろうと思います。神田神父に被災体験のあと、今日にいたるまで、どんなことをお考えになつていらつしやるのか、いろんなことをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

## ボランティア活動におけるコミュニティの形成

神田 みなさんこんにちは。いま紹介にあずかりました神田といたします。

カトリックの坊主です。まあ短い間ですけれど、少しここで時間をとつて話をさせてもらいたいと思うんですが。まず最初に仏教のこの集まりに招いていただいて本当にありがとうございます。長田の一番西端のほうにあつた鷹取教会。地震の時にそこにいまして、教会は全焼してしまつたんですが、その場所がいま鷹取救援基地というふうになつてきました。その経緯みたいなのを少し話をしながら、そして、今日はここにお招きしていただいたんですけれども、宗教を超えて何か私たちが目指していかなければならないものが、あるんじゃないかなつていうふうに思つてすね、一緒に、私も考えていきたいなと思つて参加してもらいました。



神田さん

鷹取というところ存じの方もあろうかと思いますが、最初はキリスト像で有名になつてしまつたんですねえ。ちょうど等身大ぐらいの、手を広げた、手の短い、不細工なキリスト像なんですが、そのキリスト像で有名になつてしまいました。なぜ有名になつたかというところとマスコミのせいですが、キリスト像が奇跡を起こしたというふうな触れ込みで、マスコミが鷹取教会へやつてきたわけです。びっくりして寝耳に水で何の話かと思つて、聞いてみたらキリスト像が火を止めましたね、つていう話を持つてこられたんです。ちょうどこの辺りもそうですが、長田は地震後火事でたくさんの方が燃えてしまいました。その長田の火事、東から西へ進んでいって、その火災の一番西端がちょうど鷹取教会だつたんです。燃えた建物の、その、よりによつて、一番先頭に手を広げたキリスト像が立つてた。交通整理のお巡りさんのように、ストップというふうなかたちで立つてたんです。それをまあ、マスコミが来て、キリスト像が奇跡を起こしましたねつていうふうにいわれたんですけれど。テレビとか雑誌とか来たんです。そういうふうになつて、私も、でも、おかしな話なんです。冷静に火を止めた人は人間ですよつて言つて答えたんですね。それでもその話、奇跡物語は終わらなくてすね、こんなに町が燃えて、家も燃えてビルも燃えてるのに、キリスト像、燃えなかつ

## 5・記念シンポジウム

たすねえ、奇跡です。ねえって言わはるから、いや、石でできてるから燃えへんのですよって言って、答えたんです。三宮へ行けば、ビルも壊れてる、ビルも倒れて、こけてるのに、キリスト像倒れなかったです。ねえって言って、奇跡です。ねえって言うからです。いや、土台がしっかりしてたから倒れなかったんです。って答えたんです。本当にアホらしいですね、震災、本当に十日もたたないぐらいのときに、マスコミがやってきた取材はそこだったんです。あんまり腹が立って、私はキリスト像にヘルメットをかぶしたんです。ヘルメットをかぶして軍手をはめさせて、そして私のように、こうタオルをまいて足元にはつるはしを置いて、そういうキリスト像を……。さすがにマスコミは奇跡のキリスト像の写真を撮らなくなりました。ところが、よりによって、カトリックのマスコミが取材に来まして、そのキリスト像を写真に撮りました。よりによってその雑誌の表紙に、ヘルメットを被ったキリスト像が載ってしまっただけで、全国のカトリックの教会に出回ったわけですね。それはまた大変で全国のカトリックの敬虔な信者さんたちから、神父は何ていうことをするんや、というふうな電話がかかってきました。まあ、事情を説明して、いや、マスコミ対策やとかって言ったんですけれども、でも本当はですね、そのヘルメットを被ったキリスト像の話は、決して単なる冗談ではなくて、まあ、キリスト教の話で申し訳ないんですけれども、もし、ここにキリストがいたら、こんなところで手え広げてポーズと立ってへんよって。同じようにヘルメット被って軍手はめてですね、一緒に救援活動してるんじゃないですか、っていうですね、ある意味で私の信仰告白でもあったわけなんですけれども。そういう事件があったんです。そのときにまあマスコミに対しても、非常に腹立たしい思いをした。なぜかという、鷹取教会は、地震直後の次の日から焼け跡の片付けから始まって、多くのボランティアあっていわれてる人たちが、たくさん集まってくださったんですね、それも見知らぬボランティアばかりです。いわゆる鷹取教会救援基地の原点をつくってくださった方が、もうすでに活動を始めてたんです。避難場であるいろいろな支援活動をしていた。そういう人たちが回りにいるにも関わらず、マスコミは鷹取教会の取材という、奇跡を起こしたキリスト像の物語でしかなかったということですね。腹

立たしかなかったんですが、ふっと、振り返ってみると、何でやろって。冷静になって考えてみたら、こうちやうかと。教会っていうのは普段から人間を相手にした活動しておればですね、マスコミも何か、いざっていうときに、すぐに教会へもしとんできたなら、あっ、じゃ、救援活動をどういうふうになさるんですか、いうふうなこと、きつと聞いたやろっていうことですね。普段が問われたのかなって。教会、何かステンドグラス、パイプオルガン、何かそういうかたちに、やはりカトリックもこの二千年の歴史の中で垢が一杯ついてまして、かたち、建物が教会やっというふうなことで、やっぱり本当はそうじゃないんだけれども、中にいる人も、そして外から見てる人たちも、そういうふうな話を持てた。マスコミは正直なんです。キリスト教会さんはそういうふうな話を持っていくと、いうたら美談ですね、きつと喜ぶやろっていうふうな話。たんちやうか。これは、問題はこちら側にあつたんじゃないかしらって思ってたんです。

もう一つ震災のときに思ったことがありました。それは一月の十七日に私は何をしていたかというと、教会の敷地の中で、潰れた聖堂を見てだんだん、だんだん町の火がこちへ迫ってくる。教会も燃えてしまうなあ。何とか燃えんようにやらなあかなあ。いろいろ手をつくしたんですけれども、結局は類焼で全焼してしまっただけです。晩の十時ぐらいまで居て、煙が大変なんです、近くの中学校へ一日目の晩は避難して、次の日からずつとこの千日間、その焼けた教会の中でずつと居るんですけれども。だんだん町の人と友達になっていったんです。まちづくりが始まりました。親しくなっていくんですね、晩、酒でも飲みながら話をしだして、しばらくしてくると、だんだん当日のことを話できるようになりました。みんなつらい思いだったんだけれども。「お宅は娘さん亡くしたんやな」とか、「家全部無くなったよなあ」。そのときに当日の、みんな、したことを話してました。近くには病院があつて、寝たきりの人たちもたくさんいた。みんな手分けをして脱出してたわけです。埋まってしまった人を掘り出した。亡くなった人を車で運んで、学校の一階の遗体安置所に送った。そういう話をしてたんですね。そういう話を町の人たちが、するに従って私はだんだん落ち込んでいったんです。

なぜかっていうと、一月の十七日何してたんやろっていったら、結局、建物燃えへんかなとかです、教会も燃えてしまふんかなとか、そういうことばかり頭にあつたんです。実は教会の塀の周辺には家がたくさんあって、下町でしたから密集だったんです。みんな二階が一階になって家潰れてたんです。本当は埋まってる人もいたんです。教会の隣の人も結局は焼け死んだ人もいたわけなんです。私、救援活動でできなかったんです。なぜできなかったかって。見た目も虚弱ですから、虚弱体質やから救援活動できなかった（？）。それは理由ではなくて、本当に救援活動できなかったのは、何かっていうたら、教会の隣の人知らなかったんです。どんな名前でも、どんな家で、何人家族で、どんな顔の人が教会の横に住んではるか、地域のことをまったく知らなかったんです。これは非常にあとあと地域の人と友達になるに従って、痛い痛い思いになりました。もう絶対こんな思いしたくないというのが、震災後の私自身を支えていく、一つの思いでした。

教会って、日曜日の信徒が集まってミサをして聖書を読んで、神父は偉そうに説教台から聖書のコメントなんかもしてると。毎週そういうこととしてた。ところが、いざっていうときに隣の人の顔も知らんで、いわゆる最初の救援活動できなかった自分。愕然としました。こんなんで、神父やってて意味あるんやろか。キリスト教って何や、っていうふうなことを痛感したわけです。教会はそれ以後救援基地っていうかたちになつていきました。実は鷹取教会救援基地は、教団、いわゆる教区が組織をした救援基地ではありませんでした。自然にできあがっていったんです。どういうふう自然にできあがっていったかという、人と人との出会いの中で自然にかたちづくられていったのが、救援基地でした。震災直後からリュックをかかげた若者たちが来てくださったわけ。教会以外の人たちが多かったです。その彼らが集まってそして物も集まってきた。物と人が集まって、じゃあ、そこにいる人たちは、じゃ、これを配ろうよっていうことですね、実際に教会に集まってきた全国からのボランティアの人たちが自分の目で確かめて、そして感じて、それをかたちにしていった。それが救援基地の原点であり、救援基地の全てなんです。いま鷹取の中には六つの団体のNGOが入っていますけれども、

その分全て震災後にできたNGOは誰かが、旗を立ててこういうのをつくらなければならぬっていうふうにして、できたものではなくて、集まった人たちが自然に活動する中で、こういうものも必要やなっていうことで、かたちづくられていったわけです。出合いが全てをかたちづくっていったと思うんです。

震災直後一ヶ月ほどは、私たちは不思議な体験をしました。どんな不思議な体験かという、今まで見たこともないような世界、いうとですね、たいそうですけども、みな優しくなれたんですね。今まで例えばこうやって、仏教のこういう集まりの中にカトリックの神父なんて呼ばれるようなこともなかっただろうし、普段付き合ひもなかったんですけども、地震のその一ヶ月の不思議な体験の中で、壁が壊れた。地震で家がもう潰れたけれども、人と人とを隔てている壁も壊れた。宗教の壁、国籍の壁、そういうものが壊れた。そういうときにつながった私たちが、人びとが今まで出会ったこともない人たちと出会うとエネルギーが出てきた。そのエネルギーが一つの活動っていうかたちで、形を成していると思うんです。今は残念なことに、また、その人と人とを隔てている壁っていうのは、日常に戻るとだんだん、また戻ったようなんですけども、でも一度そういうのがないところを経験したボランティアや被災地の人たちは、それをきっかけにして、新たな活動を歩み始めています。

二年ほど前に京都で宗教者の集いっていうようなものがありまして、こういうパネルドイスクッションがありました。各宗教の人が集まって話をしたんです。そのときにある人が言っていました。宗教界はボランティアに負けたねっていうふうなことを言っていました。あー、まさにそうかかっていうふうな思ってたんですけども、でも、宗教界っていうか、宗教がボランティアに負けたわけではないっていうふうには私は思っています。宗教界っていうか宗教教団っていうか、組織はですね、明らかにボランティア一人ひとりの動きには、適うはずもなかったんですけども。果たして宗教そのものが本当に負けたのかっていうふうには思いません。

あるとき、初期のボランティア活動の中では、例えば屋根にブルーシートを張るっていうような、活動もあつたんです。あるボランティアが、

## 5・記念シンポジウム

半壊のおじいちゃんの家へ行きました。「ブルーシート張ってくれ。雨漏りがする」って言って、行きました。帰ってきたボランティアがブツブツ言ってるんです。「絶対行けへんで、あそこ」って言って「じいちゃんやかましい。文句ばかり言いよる」って。「こっち側に自由にやらしてくれへん」って言うんです。もう行けへん言うてた。一週間たってまた電話かかってきて、「風でブルーシートはがれたから、もういっぺん張りに来てくれ」って言って。結局場所知ってるから同じボランティアが行ったんです。で、帰ってきてまた文句を言う。「もうやっぱり行けへんで」って言うんです。「じいちゃん、わがままや」って言うてたんです。聞いたらこの間なんていうのは、じいちゃん下で文句を言ってたけども、今度は屋根の上があがってきて文句言うようになって、「屋根の上、上がってくるんやったら自分でせえや」っていうふうに言ってた。結局そのじいちゃんからは、七、八回電話あったんです。その度に結局はそのボランティア行ってた。でも、その度にやっぱり帰ってきて、「もう、何か考えさせられるわ」「いややわ」って、言ってたんです。話聞いたら、「じいちゃんは、行くと必ず部屋へ通されて、オロナミンCドリンクをまぜ出してくれる」と言うんです。「まあ、飲め」と。オロナミンCドリンクを飲んで少し話をして、ほんで作業が始まるというんです。他のボランティアもそれ聞いてました。それで、その時はちょうど、ボランティアアっていったい何や、っていうことを、ボランティアに来た人たちが悩んでた頃だったんです。僕らは若い、東京からとか遠いところから来て、まあ、いろんな力仕事やってきた。でも、日常関っていると、こんな被災者が自分でできるやろうっていうのまでやらされてしまう。文句ばかり言われる。被災者がままだ。どこまで関っていいんか分からへん、っていうようなことを文句を言い出した時期があったんです。その時にやっぱりその問題があったんです。で、ご飯食べながら話をしたときに、いろいろ話をして、あるボランティアが、こういうことを言ったんです。「僕は遠いところから来て、ブルーシート張りに、いわゆる雨漏りしている家の屋根にブルーシート張りに来た。でも、ほんまはそう違うんちゃうか」って「ほんまは破れたおじいちゃんの心に、ブルーシート張りに来たんちゃうか」って言って、いうふうにあるボランティアが言

うんです。それで一つの疑問っていうか、悩みがとっばらわれた。で、次の新しいボランティアやっぱりしようっていうふうな、活動の次の時期に入ってしまった時期があったんです。これも別に誰か偉い宗教者の人が、そうやって論じた訳ではなくて、ボランティアの人たちが、自分の目で見て確かめて、体験して感じた、そのままの言葉を出して現したと思うんです。

このことが、恐らく私たちにしたら一つの宗教心やと思うんです。私たちが一つの教祖とかって言われている人たちの、言葉を頼りにしながら来たもの、そして子供たち、若い人たちも、おじいちゃん、おばあちゃんとかおとうちゃん、おかあちゃんと関りですね、心みたいなのが伝わってきてたんやろ。それが、実際に現場で具体化したときに、言葉になつて出てくる。教会行つてなくても、神社行つてなくても、お寺行つてなくても、彼らの心の中には、宗教心っていうのは、きちっとあったんちゃうか。被災地に駆けつけてくださったボランティア一人ひとり見ると、確かにそういう手応えは感じたなっていうふうに見えるんです。宗教教団っていうのは役に立たなかったな。教団っていうのは一つ役にたつのは、組織力を利用して金と物は集められる。ところが教団そのものが本当に人の心に触れていけたかという、これは私には他の宗教は分からないですけども、カトリック一つを見ても、これは不可能やっていうふうに思っています。で、不可能やない、やつてなかった。もう一つは組織っていうのは、ある意味では宗教じゃないなっていうふうな思つて、組織の限界っていうのを、私よく知つたかなあかん。でも、ただ組織ができることはあるやろ。それは一人ひとりかそうやってこう新しく出合いの中でつくり上げてきたものを、育てていくとか、バックアップしていくとか、いうことはできるんじゃないかな。なつていうふうな思っています。組織のすること一人ひとりができることっていうのは、明らかに違うことであつて、それぞれの場を弁えるっていうことが、大事なことはないかな。連携、それも一つのネットワーク、連携プレーじゃないかな。連携、それも一つのネットワーク。

あつ、もう時間越してしまつたんで、またあとの話の中で、また別の話ができればいいと思えますけれども。一つ最後、ごめんなさい。最初

言わなあかんかったんですけれども、忘れていました。タオルかけてることちゃんと言おうとけよっていうふうに、言われたんです。言うとかないあきません。タオル、実は失礼ですけれども、かけさせてもらいました。私の普段の格好なんです。ある時九州の見知らぬおばあちゃんが、何か郵便物、こう来てですね、手紙が書いてあって、教会の人じゃないんです。神父さんときき見ますと。テレビとか雑誌で見るたんびに、いつもタオルかけてるって。たまには洗い替えもいるでしょうっていうことで、おばあちゃんはタオルを二十個ぐらいクリスマスプレゼント送ってきてくださったんです。すつごく嬉しいクリスマスプレゼントで、何とか酒屋店とか米屋とかかって書いてあるような、タオルやったんですけれども、ありがたいタオルで、それをいつもかけることにしてました。私にしたらこのタオルは神父でいうと、ストラって言うんですけれども、ミサをするときにこう、かけるんです。お坊さんでいうたら袈裟ですか。今日みなさんやっておられるのは輪袈裟っていうんですか。それと、いっしょにしてしまいたら、困るって思われるかもしれないけど、これは本当に私にとっては神戸震災が終わるまでは、本当の意味でこれは取らないぞって。輪袈裟のつもりでかけさせていたでいます。ご了承願いたいと思います。ありがとうございます。

**有馬** どうもありがとうございます。神田さんご自身の被災体験を踏まえて宗教者として、被災地に立って動いてこられたこと、振り返りながらお話しをいただきました。特に今のタオルの輪袈裟、とってもいいお話だと思います。最初にお話しになったように、イエス・キリストにヘルメットを被っていただいて、足元につるはしを置く。半分こう、ユーモア交えてお話しになりましたけれども、実はやはり非常に大事なことが今のお話の中に隠されているっていうふうに私は受け取りました。つまり、やはり宗教者っていうのは、何かって言えば、宗教は、いわゆる教典なりを、どう現在の中で解釈していくかっていう話ではなくって、宗教者は、その神なり、あるいは仏さんのメッセージをどう聞き取るか。現代にどう教祖や仏陀が、われわれにどうメッセージを投げかけているのか。そのメッセージを聞き取れるか聞き取れないか、そういう意味で、神田さんは今タオルに託してお話しになったんだろうというふうに、受

け取らせていただきました。さて、次に被災者の癒しをどうするかという、癒しという言葉がキーワードとして、阪神地域においても盛んに使われました。そしてまた今、癒しという言葉が時代の一つのキーワードとしていろいろなところで使われるようになっておりますが、実はこの癒しという言葉を最初にこう使い始めた方が上田先生でございます。いろいろなご自身のご研究の中から、人がその社会とどう関るか、あるいはまた、自分が、自分自身の肉体とどう関るのか。あるいはまた世界とどう関っているのか。そういう関り方の基本になっている自身の意識のありように対する目覚めの中から、実はいろいろな覚醒が始まるのではないかと。癒しが始まるのではないかと。いろいろな視点から、いろいろな発言を積極的になさっていらつしやいます。今三人のパネラーの方々からいろいろな問題提起がございましたけれども、それをお聞きになられて、上田さんご自身が阪神におけるボランティア活動を、どういふふうにご覧になっているのか、そしてまたボランティア活動が、宗教にとってどういう意味があるのか、というところまで踏み込んでお話しが願えたらと思います。どうぞ宜しく願います。

## ボランティアと癒し

**上田** 過分なご紹介を、どうもありがとうございます。

私はこの前に座って居られる先生方の中で一人だけ宗教者ではないということ、そういう意味では宗教に関して何でも言えるという、立場でありまして、だいたいの頃そういう役回り、宗教教



上田さん

団によく招かれて講演も致します。東本願寺に行ったりとか、曹洞宗のほうに行ったりとか、あるいは新宗教教団にも行くことわりと宗教の悪口を言い、でも外で他の方々が悪口を言っていると、それを擁護するという、何かコウモリのような役目をこの頃ずつとやっています。今日は宗教の方でありますので、宗教の悪口を言うほうなのですけれども、あんまり

## 5・記念シンポジウム

悪口言い過ぎても皆さんがシユンとされても困りますので、程々のところにしようと思ってるんですが。そしてこの全日本仏教会というところのシンポジウムに出るんだというふうに、友人に話したら、あんなサロンで話をしても、ほとんど何の意味もない、そんなところで話すよりもっと聞く耳を持つ人のところで話をしろというふうに、かまされておりました。

ですから今日どんなサロンが待ってるのかなと思って、ここに来ていろいろです。仏教とそのボランティアということなわけですけれども、これは理念的にはすごく近いもののように思えるんですが、逆に一般市民の通念からいうと、仏教の坊さんがボランティアやってる？全然関係ないじゃないというか、まあ、ようそんな人がいますなあというぐらい、仏教の教団とボランティアなど、あるいは仏教の教団が社会的現実に関っているというんですね、何かこう、よく犬が人間に噛みついたら、ニュースにならんけれども、人間が犬に噛みついたらニュースになる、ほう、仏教のお坊さんたちが何か社会的な活動もやってますかということ、むしろニュースになるというぐらいの、稀少価値のものにだんだんなってきたような気がするんですね。で、この神戸ということにしても、神戸のこの震災のボランティアにその仏教教団が関るというようなことと、もうちょっと、大きな問題、例えば、震災の三ヵ月、二ヵ月ぐらいあとに、オウム真理教がサリンを東京で撒いたわけなんですけれども、そのこととどういう関係があるのかとか、あるいはこの神戸という地理を考えてみますと、もうちょっと山のほうに入ると、つい先だって須磨の地で、少年が連続殺人を犯したと。で、こういうような日本人の精神性に関するようなこと、というようにどういうふうに関っているのかということとも無縁ではないことのように思えるんですね。そういう時代の中での仏教とボランティアの関りについてというような問題ではないかというふうに思っております。

癒しということなんですが、癒しするのはまあ有体に言えば、こう顔が見える関係といえますか、そこでのつながりについていうことが重要になってくるんですけれども。私今日ここにきて、どのような方が来ておられるのかちょっと分かりづらいという感じがありますので、ちょっと同

いたいんですけれども、神戸からお見えになってる方どのくらいおられるのでしょうか。なるほど。じゃ、神戸以外の方が残りの方。あと震災で現実には何かこのボランティア活動に関られたというような方はどのくらいお見えなんですか。なるほど。だいたい分かりました。あと全員仏教の方だと思ってるやれば、神戸さんを除いては……。と思っていればいいわけですね。

で、私とこの震災との関りということなんですが、当時、私は愛媛大学という松山の大学におりまして、そこで教えていたんですね。で、松山もかなり揺れました、それでかなりの被害があったというのを聞いて、当時私の妻が大阪のNHK局の朝の番組のニュースキャスターをやってまして、かなりひどいっていうのを聞いて、私も行って芦屋とか、そこから辺を一日歩いたんですね、もう茫然としてしまっていて、それで、何が自分にできるのかなと考えたのです。大学で授業があるからそれも休めない。ということになると学生を煽動してですね、なるだけ多くの学生をここに投入するというのをやるうではないかということになって。で、学生に、神戸は瓦礫の山なんだけど、宝の山になる可能性がある。で、まず行って現実を見てこい。私の友人が早速そこにはボランティアを派遣するという事業をやった人間がおりましたので、その人に連絡をとってまず行ったらどうかと言ったわけです。それでそのことで試験に出られない人はレポートに変えてもいいし、ちょっとぐらい点数が良くなるかもよ、かなんか、このぐらい言わないと学生行かないんで、まず行かせたわけですね。そうしたらかなりの反応があって、一、三十人ぐらいの学生が淡路と神戸に行っただけで、もう帰ってきません。その学生たちが面白いことですね、ものすごく元気になって帰ってきたんですね。この愛媛大学というのは元気がない大学で、とんでもなく意気消沈している若者たちだけを選抜しているような大学です。元気のある若者たちは東京とか大阪の大学に行っちゃうんですよ。で、すごい管理主義教育をやっている愛媛県においてはおかつ、国立大学に来るっていうのはもう、小役人といいますが、管理主義が大好きというふうな子供たちが来てですね、もう先生にも質問もしないし、あと好奇心なんてのは露に出しちゃいけないと思ってるし、長いものには巻かれると

いうような、この頃の若者って本当そんなですよ。ところが、その子たちがですね、かなり元気になって帰ってきたわけです。それでいろいろと話をしてくれるんですね。屋根に上ってこんなことしたとか、そこで食べたおにぎりがものすごくおいしかったとかですね、もつとおいしいものを愛媛で食べてるでしょうけども、なぜかそこで食べたおにぎりが忘れられないとか、そこでおばちゃんとお話をしたのがこうだったとか。で、そのポランテアのほうが助けに行ってるはずなんですけれども、どうもポランテアに行った人間のほうが、癒されて元気になって帰ってくるという傾向が、かなり顕著であります。そして、彼らが感じたことっていうのは、今までの、小中高の学校とかあるいは大学なんかでも、触れ合えない生の現実に自分たちは触れたんだったっていうような、実感があるわけなんです。今まで生きてきた地面が、何かこうゴムのようなものに覆われていたとすれば、やっと、何か大地の生地のようなものに触れたというような、感じて帰ってきているわけなんです。やはりそうなんだなと思っただけでも、教育のシステムとか、日本のこのシステムというのは、現実が見えないように、見えないように、見せないように、見せないようになってるし、現実を見てはいけないよ、というような教育をずーっとしてきてるわけなんです。で、そこで、みんながこう元気になって帰ってきた、という事実にかなり打たれたわけなんです。ポランテアというのは、やっぱりその自発性ということがものすごく重要で、自発的に一歩外に出るっていう行為だと僕は思ってるんです。

つまり、一歩踏み出さないで、その組織の中とか学校の中で、例えば、みんなポランテアに行きましようっていうのだと、あんまりそれは意味がない。試験なんかどうでもいいから、ちょっと点数悪くなっても一歩外に踏み出したっていうことで、はじめて何かが明るみに出てくるようなものだと思うんですね。

それで、翻って考えてみまして、その現実に触れるとか一歩踏み出すというのと、仏教というものがどういうような関係があるのか。あるいは現実に触れるということ、仏様の教えが、どういう関係があるのか。ということ、ちょっと考えてみたいんですけども、そう考えて

みますと、仏教というのはある意味で、今の通念としてはですね、かなり超俗的といいますか、俗世間のものにあんまり関らんと。まあ、ある種達観しているとか覚りを求めている。あまり覚っている人はいないみたいですが、現実を超越していくというような感じが強いわけですね。宗教学の中でみても、やっぱり仏教というのは、達観していくようなもので、現実とはあまり触れ合わない、というふうに思われていまし、日本の中でも恐らく仏教教団あるいは仏教というものは、まあ生き死にお葬式には関らない宗教としても、位置づけられていると思います。逆に現実のそういう生き死に、苦しみとかに關るものは新宗教教団ですよ。ですからまあそういうふうに言われてるわけなんですけれども、しかしながら、よくよく考えてみると、それは妙なんじゃないかな。つまり、仏陀その人は、ある意味でその現実を見て、それを苦であるというふうには、まあ「ドゥッカ (dukkha) 苦」というふうでしようか、そういうものだとことん認識して、つまり、現実にとことん向き合って、それから現実の中の執着に、ずーっと関っていたのでは現実を超えられないということから、超越が始まっていったのでは現実を超えられない。その現実の苦しみにとことん向き合ってから超越する、というようなあの種の教えがその仏教の中核にあるのではないかと思うし、超越しても一回現実を、その超越した点から見ていくという、その行つて帰るっていう中に、まさに教えの中核があるように思えるわけなんです。そうなる現実に向き合わないで単に超越するというのは、最初に現実に向き合って超越するという部分に意味があるとすれば、向き合いもしないで、最初から超越していくというのは、これは現実の超越ではなくて、現実からの逃避でしかないわけなんです。

なぜ私がこういうことを言うかといいますと、先日、大変ショックなことがありまして、ある仏教系の大学で講演をしたんですけども、癒しについての講演だったんですが、そのあとで学生さんたちと話し合う機会があったんですね。そしたらそこには仏教学部があつて、お坊さんのご子息たちが来ていて、それ以外の経済学部とかいろいろあるんですけども、その懇親会にはまあお坊さんのご子息たちは来ない。まあ

## 5・記念シンポジウム

もともとその講演会に来なかつたんでしようけれども。で、学生にこの仏教系の大学に入つてどう思う？ 仏教の二十一世紀の意味は？ と聞いたら、こう答えるわけです。他の大学にいければよかつたんだけど、この大学に来てしまつて、ほとほと仏教はもう信じる気がなくなりました。なぜならばあの仏教学部にいるお坊さんのご子息たちのする話を聞いていたら、どんなマンションに住んでいるか、女がどうとか、車は何に乗るか、その話しか本当にしない。で、僕たちがその社会学部とかで、社会問題について語っていても、その人たちは耳もかささないで、ひたすら女と車とマンションの話ばかりをしる。ああいうクラスメイトを持つてしまったことによつて、われわれは二十一世紀に、もう仏教の可能性なんかはないと断じるに到つたし、あんな奴が大人になつて、どんな偉そうなことを法事で言おうが、そんなことは信じられない。つまり、そのことが見られてよかつたと思います、と仰うのです。何のためにその人たちは仏教系の大学に来たのかなと思つたんですけれども。つまり、仏教というのは、この教学としてだけやつてるのは、これはまずまずまずいことなわけなんです。つまり、仏教、ボランティアというようなことで、自発的に何か外に出て一歩外に出て、現実と触れ合うというようなことを、今一番求められているのはまさに仏教教団であつたり、あるいはその学生さんたちであつたのかもしれないというような感じがするわけです。

外に出るといふことで何が分かつてくるかという点、つまりその学生、私の学生なんかのことを聞いてでもですね、あるいは私が学生時代ボランティアなんかをやつてると、やはり違う世界が見えてくるんですね。で、車イスなんかを押していることによつて、初めて道の段差なんか分かつてくる、歩道の段差なんか分かつてくる。あつ、なるほどこういふところに見えない世界があつたのか、つていうことをどんどんそのことによつて気付かされていきます。そして、その学生なんか聞いても、大学生などは、ものすごく自由でこんな豊かな世界にいるけれども、ものすごく拘束感があるんですね。何かはずれたらいけない。ところが逆にその淡路とかに行つてもものすごく何にもできない。拘束感がものすごくある中で、でもものすごく自由だつたと言つてわけなんです。

これは、例えばチェルノブイリで高橋さんと一緒に活動されてる鎌田先生という医師の方から聞いたときも非常に印象深かつたのですが、チェルノブイリに行つてですね、ものすごく薬剤とかが足りない。それで、ものすごく悪い機材の中で、医者達が頑張つてやつてる。ところが、そのチェルノブイリの医者たちがものすごく生き生きしてたというのです。その何にもない、拘束が多く資源が少ない中でどうやって自分の力を全開にして、もてる力を全部使つたら、よりよい医療ができるかというところに直面している。だから生き生きする。で、それに翻つて考えてみて、日本社会の中の医者はもうその人のやるのが最初から決まつていて、あなたはこの数値を読めばいいとか、あなたは放射線だけやつていけばいい。もうサラリーマン的にやるのが全部決まつちやつていられるわけですね。で、それ以上のことをやつたりすると、いやあなたの持ち分じゃないだろうと言われる。あと上から教授が見ていて上司の目を気にしながらやつている。つまり、どんなに設備が整つていても、その人がもうその役割だけに縛りつけられ、人の目に縛られ、自分の持てる潜在的な力も、開花することをむしろ止められている。神戸の今度の事件でいえば、みんなが透明な存在にならなければいけない。自分の色を出して何か全力でやつたら、怒られてしまつて、その透明な存在で、誰からも抵抗のないようにやらなければいけない。そういうような日本のシステム社会というのは、本当に自分自身の潜在力というものを、人のために使つていくということを深く阻害しているのです。

つまりボランティアと癒しの中で、最初の一番の癒しというのは、こんな孤独になり、苦しみの中にあつても、誰かが私を支えてくれるというような、そのつながりの感覚だと思ひます。で、それが第一段階の癒しだとすれば、その次には今度は私の持てる力を使つたら誰かが喜んでくれたとか、あるいは私の持てる力を使うと誰でもこの世界に貢献できる、つまりただ貰つていただけではなくて、次に貢献していくというようなステップ、二段階目のステップがあると思うんですね。そういう意味においては、この仏教とボランティアということですけれども、仏教というのは、まさにその自分の中のその力、それも精神的な力にも気付けていくというような、運動体でありながら、現実の仏教というのは、

必ずしもそうはなっていない。それどころか仏教教団の方とお話ししますと、もう、何か教団から感じがらめで、何にも自分ができないんだとか、あるいは何か檀家さんの見る目がどうかとおっしゃる。私なんか、仏教のお坊さんたちなんてのは、まさに自由でそれだけ金もあり、

マンションと女と車の話を自由に大学生時代から語ることが出来るわけだから、その分のエネルギーをですね、もうちょっと利他行といいますか、菩薩行に使ったら、かなりのことができるのではないかと、というふう

に思っているのですが。ですから仏教教団がこれだけ菩薩行をやった、そのことをどんどんアピールしてですね、そして、謙虚に反省するのと同時に、そのことをどんどんアピールして、続いていく人たちの目を開

かせていくという、何かそういう時代なのではないか。そして私がこのようにきついことを言うのは、果たして今の仏教というのが、このままで行くと、そして日本人の精神性というようなものが、どんどん崩壊していったら、これは崩壊するのは、仏教教団だけではなくて、日本が崩壊する、そして、その世界というものも崩壊していくのではないのかな、

という危機意識に基づいているからなんです。そういう危機意識をどこまで、この在来宗教教団というのは果たして持っているのか。そういうようなことがこの神戸で問われたのではないかと。だから神戸だけ復興したら、もうボランティアはしなくていいよ手を引くのか、あるいは他の先生方がおっしゃっているように、普段から何かそういうことを心にかけていく。あるいは菩薩行っていうのはここで終わるのではなくて、これからも継続していくというようなことをアピールしていくのか。何かそこらへんの岐路に立っているのではないかと思われのです。

**有馬** どうもありがとうございます。非常に限られた時間の中でするので、先生方には自分の思いのたけを十分話していただく余裕が無かったことをお詫び申し上げなければなりません。ここでしばらく休憩をさせて方かなり重要な問題提起がございました。ここでしばらく休憩をさせていただきますが、休憩中に質問用紙を回収させていただきます。それを基づいて次のパート2の展開を考えたいと思います。そういう意味でできるだけ早めに質問用紙をご提出願えたらと思います。まだお書きでない方は直ちに

書き始めていただけるとありがたいと思いますが。

(休憩時間は十五分)

再開というときとまたずっと人数が少なくなっておりますが、おそらく、あとのご予定それぞれおありなんだろうと思うんでございますけれども、質問用紙が七枚出てきております。この七人の方のご質問を随時折り込みながら、パネラーの方から先程のお話の中で、言い足りなかったところ、あるいはまた別の視点で申し上げ、伝えたいこと、そういうことを引き出していくようなかたちにしていきたいと思います。

## 社会とボランティア

まず、明石の学校の先生をしてらっしゃる近藤さんから、高橋さんに対してご質問が出ております。これは「チエルノブイリ原発事故に際してボランティア活動にお出かけになられ、もし活動をしなかったらどのようなになっていたとお考えですか。またそれをどんな方法で知りますか。お教えください」というご質問でございます。これは読み方によってはいろんな読み方ができるご質問でございますが、もし活動をそのチエルノブイリの松本のNGO、高橋さんのNGOが活動しなかったらチエルノブイリはどうなっていたか。という意味にもとれますし、また逆にそういう意味で言えば、もし神戸で、ボランティアが来てなかったならば、神戸はどうなったかというふう置き換えて解釈することもできようかと思えます。それからもう一つ別の読み方をすれば、もし、活動をしていなかったら、そのNGOとして命の問題を考えようとしている高橋さんは、その中でどういう意味、どう言えばいいですかねえ。忸怩たる思いをどう処理できましたか、という意味にもとれますね。ですからできるだけ一般的な意味、ここ神戸でございますから。そういう意味でちょっと解釈しなおして、ご回答願います。

**高橋** 正確にお答えできるかどうか分かんないんですけども、もし活動していなかったらどのようなようになっていたかというのは、私自身がどうなっていたかということも含めてだと思っておりますが、チエルノブイリについてというのが、目の前にぶら下がってきたのが一九九一年の一月というのは、

## 5・記念シンポジウム

お話ししましたけれども、その前にもうすでに、有馬さんのところでSVAのタイのクロントイのスラムであるとか、それからラオスであるとか、それからあるいはエチオピアであるとか、そういったのが、みんな視野の中に入っていたんです。ただ目の前に突如としてチェルノブイリが出てきたので、それをキヤッチしたという。それだけのお話です。だから目の前のそれが、もしもチェルノブイリがそのあと一年とか二年後非常に悪い状態になっていたら、その二年間というのは僕はおそらくどこか別のことをやっていたんだろうと思います。それは外国へのNGO活動だけじゃないっていうことをですね、国内の問題もいろんなところで関っていたというふうに思います。なぜかといいますと、それは先ほどの上田さんのお話の中に一端がありまして、私自身やっぱり寺に就職して、寺に入ってから二十数年になるんですけども、ずーっと忸怩たる思いをしていたのは、寺というものが、それから、住職というものが、地域の中でどうもこううまく融合できてない。つまりはつきり言ってしまうと、社会性がないっていうことですね。その社会性がないっていうことが、あらゆるところで目につくようになってしまった。で、これは僕自身、先ほど神田さんがおっしゃったように、隣に誰が住んでいるのかとか、向かいには誰が住んでいるのかとかって、そういうところから、やっぱり地域っていうものが動き始めるっていうふうにも思ってますし、しかも私たちは例えば檀家さんっていう一種のネットワークがあるわけで、檀家さんのお宅へ行くと、一年に一回お盆には行くんですけども、そうすると家の中のこう一番奥深いところにあるお仏壇の前でお経を読むわけですね。そうするとそこへ行くまでにその家の状況っていろいろ、だいたい分かっちゃってしまうという、そんなことからこの家と、じやあ私はどういうふうな付き合い方をしたらいいのかっていう、そういう、そのことを、やっぱり、人と人とのつながり、つまりこれはネットワークという言葉使わなくても、本当にやりたかったんですね。その中で一つ象徴的なかたちでもって、われわれの命にかかわってくる大切な問題としてチェルノブイリというのが、原発事故つてのがあった。それが私たちが手を出すことによって、向こうの子供たちが救われていくという可能性もあったというところで、夢中になってかかわっ

てしまったというわけです。だからチェルノブイリがもしなかったら、もし活動しなかったら、私自身は別の活動をしていたでしょうし、チェルノブイリの原発事故つていうのはもし私たちが手を出さなくても、他のNGOのグループがやっていたでしょうけれども、その医療という専門領域ですね、医療だけじゃなくて、物理学、核物理という専門領域があるんです。これものすごくデリケートなものであって、素人には分からない分野なんですけれども、そのところも、こう上手くネットワークをつくりながら、日本の国内で、お金を集めてですね、年間、そうですね現在のところ一億七千万ぐらいの予算で動いているんですけども、そういったお金を集めて専門家を通じて、向こうに持っていくということも多分できなかつたろうな。そんなふうな思います。そんなことでご質問にお答えできたことになるでしょうか。よろしいでしょうか。

**有馬** はい、どうも。続いて今度はですね、臨済宗妙心寺派の後藤さんからのご質問ですが、「阪神・淡路大震災を契機として、宗派では特別災害救援規定をつくっています。物的な救援措置の組織をつくり一応かたちを整えています。その上に、いま千日を迎えたときに考えてみると、災害にあわれた方々の心の救済を、長期にわたってやってみたいと思います。三千五百カ寺におよぶ末端の寺院にできることを、模索している現状です。何かご指導願えればと思います」というご質問が一つ。それから全日本仏教青年会の水谷さんからのご質問ですが、「神田師のお話にあったように、活動の中に芽生える宗教意識を感じとることにより、逆に僧侶としての立場を確立することが仏教ボランティアではないでしょうか」という、まあご質問というかご意見でしょうか。それからもう一つ、熊本の蓮華院国際協力協会、先ほどご紹介いたしました須磨区において、非常に長期的な被災者の被災地における、仮設のケアと同時に地域の共同づくりに、非常に力を注いでこられた川原さんからのご質問ですが、「僧侶の活動は当たり前のご質問ですが、信者に対しての教化はどのようにされていますか。また信者との活動をどのようにしておられますか」というご質問。この三つのご質問はそれぞれ、違うんですけども、ある一つのところで、こう括ってみてですね、いわゆるお寺なお寺という一つの組織をもっている宗教者であると同時に、一

宗教者として動く自分であると同時に、一つの寺院という組織、寺院という組織の中には当然信者という、信者といわゆる教化者と被教化者という関係になるんじゃないか。それからまたその立場として、個として動きつつも一方で、僧侶としての立場をこう求められている、つていうようなところもあるわけですね。それから、今度はその教団の中では、組織的にいろんな災害に対する救援を組織的にやっていかなきゃいけないというようなことがある。まあそれぞれ三つを一つにまとめるのは、ちょっと無理なことなのかもしれないませんが、組織としての動きの中でどう考えたらいいか、というふうに捉えてみたいと思うんですが、この辺についてどなたからでもいいんですが、いま仏教教団の立場での話なんですが、神田神父なんかやはりカトリックという教団の中にいらっしやいまして、同じような問題があるかと思うんですね。例えば鷹取教会の中における、いわゆる救援基地の中に集まってくるいろんなボランティアの人たちの動き。そして、もう一つは教会に所属している信者さんとの関係。あるいはひよつとすると信者さんの中にも、やはり従来の伝統的な教会のありよう、というものを希望している人があるかもしれません。それから、同時にカトリックの教会の中で、教団の中でそういうボランティアの動き、というものがどういうふうにつまみえられているのか。そのへんちょっとご紹介いただけますでしょうか。

**神田** 私はカトリックの代表で言うような位置にいないので、とんでもない話を言うかもしれないけれども、カトリックってというのは日本ではそうでもないんですけども、全世界的に見てみますと、この間地鎮祭のときにある行政マンと話をしている、「何かカトリックも行政みたいですね」と言わはった人がいたんです。まあ組織ですから。私その時、行政がカトリックみたいなんです。まあ組織ですから。だいたい今の行政っていうのはカトリックがつくってきたみたいなんです。歴史の中で。もう根源みたいなものがカトリックやてふうに思うんです。そのカトリックが、本当は実は三十年前ぐらいに大きく方向転換しまして、第二バチカン公会議のあと、教会は百八十度転換してきて、いわゆる中世のにおいのあった教会が、いわゆる人と人とのつながりとか、いわゆる社会の中における教会とかがつていうことを、言葉化して歩み始め

ようとしていきました。ところが組織が大きいのでなかなかそれが、いわゆる一般にいくまでには百年、二百年かかるだろうというのが、こういう所帯いか組織の一番悪いところですね。急には変えられないって。確かにその歩みを始めた。日本のカトリックも少しその歩みを始めてた。言葉は出るんだけど、じゃあ実際にどうやと。教会も開かれた教会、社会に開かれた教会という言葉は、日本では二十年ぐらい前からすでに語り始めていたんですけども。なかなか言葉が先行でかたちになっていかない。今回この地震で、じゃ教会ってどんななんだというところ、社会に開かれた教会ではなくて閉じられた教会。それこそ教会の外には救いようがないぐらいの、そういうことまで言ってたカトリックです。それから大きく方向転換をしようとしていたわけで。その矢先っていうか。その過程にあるんですが、地震が起こりました。日本の教会にとつても一つの大きな出来事だったわけなんです。鷹取教会は先ほど言いましたように、潰れて燃えて。私、最初のミサのときに、説教で思わず語った言葉がありまして、今でもそれはそうやと思ってるんです。それは「教会は潰れて、燃えてなくなってしまうたって。でも初めて教会になりましたね」という厭味みたいな言葉を言ってしまった。でもそれはすでに、教会で集まった人たちとか、信者さんとかが大変なんだけども、目が違ってたですね。顔が違ってたっていうか、直観的にそういう言葉になってしまったんですけども。「今のほうがなんか教会らしいね」というようなこと思わず出てしまったんです。建物が潰れて初めて教会になった。これは一つの大きな何かこうテーマになったなと思うんです。教会は潰れてそして陸の孤島になって、でも取り合えず何かせなあかん。人びとが集まって自然になっていったというのも含めて、教会はひとりでも動き出してたわけですね。鷹取教会。で、よく心配されたんですけども、教団っていうか、教区はどう言うてるんや、ていうふうなことだったんですが、この前、非常に幸いだったんですが、鷹取教会が震災後、教会が潰れて、もう聖堂なんかあとでいいと、みんなの家が建つまで教会なんか建てなくてもいいって、いうような方針で勝手に歩み始めた。その歩みを、逆に教団のほうがバックアップしてくれまして、逆に支援だけではなくて、いわゆる二十一世紀の日本のカトリック教会の将

来像を探す一つの試金石っていうんですか、トライアルっていうんですか、そういうものとして鷹取教会の今の動きを受け入れてくれたんです。それが非常に現場にいる自分に大きな支えになってラッキーでしたけれども、組織があとで関って来て、組織そのもののいわゆるかたちをも今被災地の教会の動きを見ながら考え直していこうっていう。それで文章まで出して、新生計画っていう、計画の一つの方針を出して、地震からの復旧、復興は単なる復旧、復興ではなくて新生やと。新しく生まれ変わることやと。単にもとに戻ることではないっていうような言葉も一つの方針として出て、新しい次のステップにしようとしたことですね。まあ組織の話はそうなんですけれども。

### ボランティアと仏教的理念

**有馬** ありがとうございます。すごいお話だなと思って承っておりますが、やはり救援をどうするのか、ボランティア活動をどうするのかっていう、施策の話ではなくて、それを宗教者としてのありようの問題としてこう位置づけていこう、捉えていこうという、そういう動きが出てくる、出てるっていうのは、やはりカソリック教会のすごいところだ。なっているふうに思いながら、感じさせていただきました。で、ちょっと私の私的な意見が入ってきて、恐縮なんです、あつ、そうだ、私まだ自己紹介をしていなかったんですが、「曹洞宗国際ボランティア会」SVIA」という団体の専務理事をやっております。山口県のお寺の住職でありまして、一九七九年の難民問題から、関りをもつようになりまして、今の組織にずっと関っております。現在、タイ、カンボジア、ラオスっていうような地域で、プロジェクトを持っている団体でございますが、一昨年の阪神大震災のあと十九日から現場に入りまして、活動を続けてきております。組織としては、神戸を一応引いておりますが、そのあとに残った、われわれが手を引くことのできないプロジェクトはやはりずっと継続した仕事で神戸の中にございますから、その中で、例えば同和地区における文字を持たない人に対する識字教育、識字教室を今もやっておりますし、それから町づくりのためのいろんな活動へのお手伝いとか、

それから仮設への訪問ケアというところを、それぞれ地元の人たちで組織を作りながら、今もお神戸に関り続けているわけでございます。

お手元の、シンポジウム資料の十二ページを見ていただきますと、気がつくんですが、仏教教団を顧みましたときに、先ほど四十三億の大変大きなお金が動いていた。これは、もちろん、全日本仏教会に届けられなかったお金もあるはずですから、仏教系で集めたのはこんなもんじゃないだろうと思います。現に私どもが扱った金額はこの集計の中には入っております。そういうようなことを考えると、相当なお金が動いていた。ところがここでは、主として教団レベルで集めた救援募金の使途がこう書かれています。これが二十二宗派が被災寺院への義援金を考えた。これはある意味では当然のことです。それから次に多いのが新聞社へ、日赤へ、共同募金会へっていうのが、共同募金会は一つなんです。NHKが三つで、これがまた非常に多い。この辺が私には大変気になるんです。私は組織がその募金をするからには、その組織内の被災寺院に対する、教団内のその組織に対する手立てを考えるのは、極めて当然だと思っておりますが、その一方で被災者の人たちの顔の見るところへのお金があんまり動いていない。これが気になる。募金に応じてくださった檀信徒の方々、信者の方々には被災地神戸に対し、神戸の被災者に対して出してきたはずなんです。ところがその被災者に対して、直接的に動いたお金は極めて少ないんです。件数も少ないんですが金額なんかの統計も後ろのほうにございますので、ちょっと分析してみますとやはり気になる。そして、その中で、日赤、日赤は私は悪いとは申しません。新聞社が悪いとも申しません。NHKが悪いとも申しません。決して悪くはない。しかしながらあまりにも安易すぎる。これは一体何なんだろう。そして、自分の教団の中で、あるいは仏教者が仏教の精神によって集めたお金が、仏教の精神によっていかされていけないのはなぜなのか。これ、やっぱり気になるのであります。やはり仏教のボランティア活動っていうようなことを考えるときに、やはり大事にしなければならぬところだろうと。で、先ほどの上田先生のご指摘の中に

ありました、やはり、われわれ仏教の基本的な原点は何かっていえば、言うまでもなく、四諦八正道。お釈迦さまのお悟りは四諦八正道だといわれます。苦、集、滅、道、苦の現実を直視するところから、お釈迦さまの、仏陀の原点は始まったはずであります。そうすると今被災地神戸のことを考えたときに、被災寺院の救援、これ、もちろん大事であります。しかし、それと同時に、その被災寺院を支えているのは、被災者一人ひとりの信者であるはずで、そうすると、その人たちの顔が先に見えてこないのはなぜなんだろうか。僕は、やはりここに仏教者の問われている大きな問題があるような気がしてならないんです。それから、いろいろな先生がたのご発言の中にも出てきたことですけれども、やはり、今まさに震災で問われていたのは、被災地神戸の問題である、そして被災者のありようであり、あるいは神戸市や行政も問われていたであります。けれども、しかし、同時に仏教者が問われていたんだという気がしてならないですね。私、司会の勝手に、大変私見を差し挟んでしまいましたがお尋ねの中に、これは工藤さんからのご質問ですが、仏教の基本的信条である三帰依文の中に「まさに願わくは衆生とともに」という言葉がある。これをボランティアの活動理念にするならば、仏教会のネットワークが出来ていいのではないかと、というような質問が奥田さんに対してございました。これはつまり奥田さんが仏教のボランティア活動の理念を、というところに対してのコメントだと思っております。ご質問の意味は「まさに願わくは衆生とともに」、大衆、痛みを訴えている人びとの声に耳を傾け、その人の痛みとともにあるということところが、仏教の活動理念なのではないだろうかという、一つの提言でもあろうかと思っております。奥田さんからコメントいただきましたか。

奥田　いいご意見をありがとうございます。菩薩行のことをあらわすのに、「共に生き、共に栄える」と表現することがあります。「共に」ということはすごく大事な言葉だと思っております。ただ思うのは、いま共生という言葉が、非常にいい言葉として使われています。もちろん大事なことなんですけど、ともするとその共という中には、一つの個人の個性をなくしてしまつて、同化させてしまふ。いわゆる共生が強制、上から強い力押しつけた強制になつてしまふという危険が一方ではあると思っております。

共生という言葉を使うのであれば、共にという中に、一つひとつの個人を大事にしなから、共に歩んでいくという、いわば「分生」とでも申しましようか、それぞれの生を大事に、一個人、一個人を大事にしなから共に生きていくという意味まで配慮した意味であつてほしい、と思っております。もちろん理念としたら素晴らしいと思っております。それから一つお話しさせていただきたいのは、今の四諦八正道も共生ということも、もちろん大切だと思えますが、仏教的理念に心の修行として、四無量心、行いの修行として四攝法があります。四無量心は慈悲喜捨の心の修行です。衆生病むがゆえに菩薩もまた病む、つまり衆生が病んでいる間は菩薩も病んでいるんだと説く経典があります。これはいわば代受苦、すなわち他の苦を自分の苦として受け取っていくという思想です。四攝法の中を分けていけば、布施であり、利他であり、同事であり、愛語です。布施はいままでなく、三輪清浄が根本になつている理念ですし、利他というのは独善的でない、相手の為を思つた行為ということなんです。それはお互いに共有する世界として、同事でなければいけないし、また自分がなぜこの修行をしたのかということも、相手に伝えていくメッセージとしての愛語が必要になります。

ところで、石牟礼道子さんが、「苦海浄土」という本の中で、こんなことをおっしゃつておられます。水俣病が問題になつたときに、たくさんの方が水俣に集まつた。多くの善意の人はこのかわいそうな病人を救つてやるんだ、そういつて集合した。そこで石牟礼さん曰く、「私たちが水俣病の患者を助けることができるなどと考えてるのは、極めて傲慢である。違うのだ。救われているのは実はわれわれの方なのだ。なぜなら、誰が水俣病になつても不思議はない環境破壊があつて、彼らがわれわれの代わりに、身代わりになつて病むことによつて、われわれの命を救つて下さつているのだ。だから、身代わり不動のようにわれわれを救つてくれたのは、実は水俣病の患者たちであり、われわれが水俣病の患者を救うのではない。自分が救われたということに感謝して、水俣病の患者の方々にお仕えするべきだ。決して救うというような傲慢な言葉を使つてはならない」と述べています。私は石牟礼さんのこの言葉の中に、仏教の布施の精神を見いだすことができると思えます。

## 5・記念シンポジウム

元来、布施行は三輪清浄といって、与える人・受ける人・与える物や行為の三つが清浄、つまり清らかで滞りがあつてはならないことが前提になっていきます。布施とは修行として与える施者と受ける受者が同一立場に立って行われるべきもので、布施をして感謝すべきは、受けた側より与えた側というのが原則です。また、受ける側が被害者だからもつと援助してもらつて当たり前だ、と与える側より上位に立った場合も布施行は成立しないのです。それから、布施するときに大事な事はムリもケチもしないということです。それは、ムリもケチも仏教的には執着だからです。布施をこのように考えてそこに四無量心や四攝法をプラスしていくと、「共生」というイメージが湧き出てくると思います。それから、菩薩行は修行の一つですから、自分のためと問い掛けながら行うのが大事だと思ふんです。菩薩行をしながら仏教者として自己完成をめざして覚醒していくというふうを考えれば、宗派を超えたボランティアの仏教的理念にかなり近づけると思っています。また、僕は法華経を所依の経典にしていますので、法華経からみたボランティアの精神について述べさせていたいただきたいと思ひます。法華経の第二十番目の章に、常不軽菩薩の話が出てまいります。常不軽菩薩は、すべての老若男女に、「私はあなたの仏性を敬います」といって礼拝行をつづけた菩薩です。法華経信者だった宮沢賢治のデクノボーの精神の原点になった菩薩です。私自身は、布施行の精神に、この常不軽菩薩の相互礼拝の精神を加えて、ボランティア活動の基本理念にしています。

**有馬** 奥田さんに、反論ではないんですが、ちよつと私、日頃感じてること、今の奥田さんの発言を聞きながら、申し上げてみたいんですが。仏教の方々とすね、ボランティア活動のことで話をしようとするときに、非常に違和感を覚えますのは、例えば共に生きるとか、共に学ぶとかつていうような言葉でわれわれは表現しようとする。そうすると、どうも、お前らの言つてゐることはよう分からん。それはどういふことやと。それは、縁起ということですか。あー、それなら分かるとうおっしゃる。それから、分かち合いですつていうような言葉を使うと、布施と言えは分かつていただける。で、波羅密の実践ですといえは分かつていただく。なぜ、普通の市民の言葉でしゃべれないのか。普通の市民の言葉でしゃ

べると理解できないんですね。で、仏教の言葉に置き換えると、あつ、それなら分かる、とうおっしゃる。これはどうもひつかりまして、仏教の理念というのは、ボランティアの理念というのは、仏教の精神、教理によって理念を明確にするということで、分かるんですが、それをどうも仏教の言葉に置き換えて、裏付けをとらないんですね、仏教界では言葉として通用しないようですね。これは僕はやはり、今仏教界は非常に問題だ。だから現代人に仏陀のメッセージが聞こえてこない。聞こえてこない理由は、仏教の言葉、しかもかなりの、二千年以上の長い歴史の中で、手垢のついた言葉で言わないと、仏教者が納得しない。だから市民に納得する言葉が出せない。ということになるんじゃないだろうか。すると教義的なもの、きちんと抑えながら、それを今度はいかにして、市民に伝わるようなメッセージをわれわれが出せるかと。いうことがもう一つ問われているような気がするんですね。反論じゃございませんけど。

**高橋** 僕も同感なんです。それで活動つていうか、動きをつくつて何でやるか。なぜそれをやるか。つていつたら、すごくダイナミックで面白いんですよ。自分自身が。それだけなんです。それで、理念というのは、その行動の中から、あー、こういう時にはこういうふうにしたほうがいいんだらうとか、あるいはこれはじゃー、翻つてそういうことなんだなど、逆にフィードバックして、出てくるものであつて、実際に活動としてやつてるときは、もう目茶苦茶おもしろくてたまらない。だからこれはもうやめられないねというところでやつてゐるわけで。今まで、そういう布施行であるとか、あるいは菩薩行であるとか、あるいは今の奥田さんのお話の中にあつたようなこと、僕は今まで一度も考えたことない。こういうのはよくないですかね。よく分かんないけど。

**有馬** あの、高橋さん今大変面白いとおっしゃつたけど、面白いと言つたら叱られるんですね。不謹慎だつて。

**高橋** あー、そう言われますね。

**有馬** で、面白くなかつたらしょうがないですよ。

**高橋** そうなんです。

**有馬** だつて神戸の被災地に来てですね、被災地がうめき声を上げてる

ときに、こっちが一緒にこうつと、やってたら、向こうもつと堪らないと思うんですね。

**高橋** それは、目の前が面白いとかなんとかっていうんじゃない、いろんなものが、こう、どんどん、どんどん、ガラガラ、ガラガラ変わりがら展開していくっていうのがとてもダイナミックなんです。そういったところが面白い。

**有馬** 自分が変わる。周囲が変わる。

**高橋** 自分が変わっていくし。だから、誰のためにやるかっていわれたら、もう絶対自分のためだと思っし、それで全て平等にやるっていうことなんか全然考えたことないし、自分の好きなことやるとかね。だから、行政は行政で平等にやらなきゃいけないから、ああいうふうには仕掛けが遅くなっちゃうわけですよ。ところがボランティアがスピードというの、自分の好きなことやるとして、嘯みついちゃうっていう、そういうもんじゃないかなと僕思うんですけどね。だからなかなかそんなところに、ちよつと、あつて、待てよこれは何だつけないようなことが、全然僕は頭の中に入っしてこないですね。もともと頭の中真つ白なもんですからだめなんですけど、すみませんどうも。

**奥田** 根本的には、自分が楽しくないと続かないと思います。共に一緒に中へ入って苦しめるかとか、一緒に腹を減らすことができるかとか、という実践がそこに第一歩としてなければいけないと思います。まず活動していかなくつたらそれは理念としても出てこない。

一千日たつた今、あの時のボランティア活動を振り返って感じるの、ボランティア活動の仏教的な意味付けと理念の明確さが確立されていなかったら、活動の継続性がでてこないのではないかと。仏教者としてのボランティア活動と一般のボランティア活動との精神的根源の相違点を問われたとき、仏教的ボランティア活動の理念の会通が重要な意味をなすと思ひ、理念の明確化を提起させていただいたわけだ。

## ボランティアの活動体制

**有馬** それからご質問の中にですね、その宗派の中で特別災害の救援規

定を作つていったと。そしてそれはおそらく救援自体が発生したときの、その出動のマニュアルづくりという意味にもとれますし、またそれが資金的な、あるいは人的なパワーを発動できるような、体制をつくられたという意味にもとれるんですが。もう一つお伺いしたいのは、実際マニュアルっていうのは、どの程度意味があるんですか。

**奥田** 僕らも「ボランティアネットワークL.O.T.U.S」で、一応はかたちなりにつくつてみたんです。ところが恐らく、有馬さんなんかもうすべてご存じだと思っしてすけども、マニュアルは机上論であつて、あくまでも、何かあつたら、誰がそこに行つて情報流せるか、三日、四日が勝負じゃないですか。ですから、三日までこういうものをつくるとか、宗門がこういうふうにしていくとかマニュアルをつくつても、それはあくまでもかたちだけのものであつて、たとえば明日東京で大地震があればどうなる、っていうことを考えれば、現実にはマニュアルだけで安心はできない。とてもマニュアル通りということ、あり得ないと思います。

**有馬** じゃ、マニュアルに変わるものって何でしょう。

**奥田** それはやる気でしょうね。行かなくつあかんという使命感を感じて、使命感を絶えず自分に持たせていくということに尽きるんじゃないんですか。

**高橋** どことネットするかとか。どことアクセスするかということが分かつてれば、割合にそういうことは簡単に……。

**奥田** それと普段いわゆる情報交換をしておいて、情報をもらえるような体制、つまり情報網つくつておくということでしょうね。

**有馬** ……人ですか。

**奥田** 人、場所、物、金がポイントだと思ひます。

**有馬** それからもう一つ、先ほど高橋さんのお話の中にありました、深江にお入りになつて、その中で自分の仕事でコーディネートの仕事であつたおつしやいましたね。それは恐らく実際、現場にお入りになつて、神戸以外のところでもですね、お入りになつた経験のおありの方なら、コーディネーターの役割が非常に重要であるつていうことは、もう、先刻、誰でも痛感してるところですね。しかし、実際のこの阪神の震災直後、まあボランティアが大勢来て、大変な混乱がございましたね。もうとに

## 5・記念シンポジウム

かくボランティアがうろろう、うろろういるけれども、ボランティアを面倒みるためのボランティアが必要になると。私何したらいいのかっていって役所に行ったって、役所もどうしようもないという現実があったわけですね。ところが先ほど高橋さんのご指摘の中に、デイケアが全国の自治体の中で、びりであったという話ありましたけれども、それと同じように普通どこの自治体でも、ボランティアコーナーっていうの持ってますよね。神戸にはどこにもなかったですね。だからやってきたボランティアたちが役所の中にボランティアコーナーを作るところから始めたんですね。ですから、神戸の大混乱の原因はそこにあった。つまり完璧な管理システムをつくったのはいいんだけど、問題はそれが適応しないような、とにかく全部マニュアルづくめで動いていた自治体に、災害が起こったときにマニュアルが効かなくなってきた。その時の混乱であつたと思うんですね。それを肩代わりしていったのが文字通りボランティアであつたわけですが。そのボランティアが動いていくときには、特にコーディネートしていく。それを連絡調整していく。人と人をつなぐ。救援する側とされる側をつなぐ。あるいは救援する側と行政をつなぐ。行政と被災者をつなぐ。あるいは神戸の中と神戸の外の人をつなぐ。そういうネットワークをしたり調整をしたり、それからプロジェクトをいろいろ調整していく、その調整役としての機能が重要だと。だから問題はマニュアルを持つことよりも、マニュアルをいさせる、コーディネートする能力のある人間を、どれだけキープできるか。あるいはそれを育成できるか。そしてまたそういう人たちは、高橋さんがおっしゃるように、とにかくワクワクすることにしたら、どこへでも動いていくっていうような人たち。その人たちは、かなり異端的な動きをするんですね。その教団の宗制とかっていう規定にない動き方しますね。高橋さんおそらく宗制なんてのは、終生縁がないだろう。

高橋 知らない。

### 共生社会の形成

有馬 うん。そうすると、そういう人間を異端視、異物とみるか見ない

か。まさに共に生きるっていうのは、奥田さんがおっしゃるように、何か同質化してしまうことが共生ではないんであって、違う価値観をもつた人たち、異なった存在を、それを認め合い、尊敬し合うっていうのが、共に生きる共生っていうことの基本ですね。そうすると違った価値観をやる奴がいて、あいつはちょっと目障りだなあって、しかし、あいつの動きは面白いと読めるかどうか。ちょっと厄介だけであいつは面白いぜ、とこう読めるかどうか。その辺のところが勝負じゃないでしょうか。

奥田 最終的にどこを目的としているかっていったときに、やっぱりどうしても、途上国なんかの仕事してると、その国の自立であり、事情であるわけですよ。だからそれはまた神戸にも当てはまるわけで、こんなこと言うと神戸の方々に失礼かもしれないけれども、そういった段階が来たときには、もうボランティアは一応手を引いたほうがいいんじゃないかっていうふうに、ボランティアの限界というものも見ていかなきゃいけないとも思っているんです。そういうった目的さえあれば、けっこういろんな動きができてくると思うんですけど。

有馬 何かこつちのほうで、今その辺の話に集中してしまつたんですが、ちよつと質問より逸脱したほうに行つてしまつたかもしれません。それでもう一度話を戻しまして、いま奥田さんの発言の中にもあつたんですが、共生っていう言葉は、ある意味では、解釈の仕方によっては非常に危険だという考え方、ご指摘なさつたんですけど、まさにそうだと思うんですね。そんな中で神田さんにお尋ねしたいんですけども、鷹取の救援基地の中にいらつしやつて、まさにあの周辺は、いろんな在日外国人の方が大勢住んでいらつしやる地域ですよ。その中で「FMワイワイ」っていう放送局をつくつて、八ヶ国の言葉で、多言語で放送をやっている。あるいはまた鷹取教会そのものが、在日外国人のいうなれば駆け込み寺みたいな、アジールみたいな役割を果たしている面もあると思うんですね。その中で在日の人たち、外国人の人たちと共生できる社会をつくつていこう、という動きをされていると思うんですが、今の奥田さんがご指摘なつた、共に生きるという言葉の持つている、まあ危険性ということも含めてですね、一体どういう共生社会は可能なのか。そんなことお話しただけるとありがたいんですが。

神田 さつき最初に話したときに、震災直後一カ月ぐらいが不思議な体験をしたということがあって、そのときには、いわゆるベトナム人であれ、韓国の人であれ、日本の人であれ、お互い道を歩いてても、お水ありますかと、おにぎりありますかと、お宅は電気通りましたかとか自然に言葉かけられた。宗教の壁も壊れて、それこそ普段は出会えないんだけど、イスラム教の人もそのとき一緒に仲間で活動したりっていう、珍しいことなんですけども、そういうこともあったんです。そのときに先ほどから言葉の問題出てきてますけれども、仏教のこと私よく分らないんですが、私その震災後で、いわゆる言葉ってものすごく大事で、私も先ほど言ったように、カトリックもやっぱりカトリック用語を使うて、一般には通用せえへんことを。震災後につながれたのは、一つの言葉があったからと思うんです。それはどの宗教も超えてる言葉が、例えば救援活動とかっていうような言葉は、宗教用語ではなくて、でも宗教それぞれとか、宗教だけではなくて、全てが一致できる一つの言葉があったと思うんです。だから、こう何か一つにまとめる言葉みたいなものが、何か次の段階もう救援ではないですから、もう宗教をも超えて、一つになって生きられるような、言葉がほしいなと思うんです。それと共生なんですけども、外国人との共生もそうだし、宗教間の共生もそうなんですけども、私好きな絵本がありまして、聖書ではない『青くんと黄色ちゃん』というその絵本が、何か共生社会を考えるときの一つの基盤になって、整理するときのね。どんなにかかっていうと、簡単な絵本なんですけれども、レオ・レオニーという人の書いた絵本で、青色のまるがあつて、黄色の色のまるがあつてという。で、青くんと黄色ちゃんなんです。で、青くんと黄色ちゃん仲がいい。だんだんページを繰っていったら、学校では赤ちゃんと青くんもいるし、黒ちゃんもいるし、茶色ちゃんもいるし。黄色ちゃんと青くんはすぐく仲がいい。だんだん仲良くなつて遊んでるうちに、二人は重なつていって、緑になるっていう話なんです。緑になつて、それぞれの子供が緑になつて家へ帰ると。青の家では「これうちの子ちゃう（違う）」って言うて、黄色の家へ帰るとこれも「家の子ちゃう（違う）」というふうに言つて、二人は悲しくなつて泣いて、泣いた涙がそれぞれ青と黄色になつて、もういつぱんまた青

くんと黄色ちゃんになったんです。そしたら親たちも発見したんです。「あつ、この子は家の青くんや」って言つて、「これ家の黄色ちゃんや」て言うて。その親たちも、黄色ちゃんの親は青くんを抱いて、そしたら自分も緑になるのが分かつたっていうふうな話だったんです。で、さつき言った言葉で言うと、救援っていう言葉で私はつながれたんですけども。その青くんと黄色ちゃんの色が問題なんです。青色っていうのがあつて、例えばそれは外国人でいうと、日本人が青でベトナム人が黄色やつたとするときに、それがこう重なつて緑になつたんです。私たちがまちづくりをめざす、共生社会を目指すときに、緑をつくろうやというまちづくりっていうふうに考えてるんですけれども。緑をつくるためには、青がしっかりと青でなかつたらあかんんです。青が濁つてたらきれいな緑できない。黄色が濁つてたら、ちよつとでも赤味をおびてたら、きれいな緑もできない。だから、自分の色を逆にしっかりと出すことによつて、それが重なつたときに初めて、今はつくれないけれども、自分一人ではつくれないけれども、きれいな緑色がつくれるんやっていう、その絵本のメッセージみたいな感じが、外国人との共生もそうだし、私なんか宗教間で仏教とかキリストとかっていうので、協力して何か出来ないかかっていうときに、その言葉は救援やつたけれども、理念的にはそれぞれ青でいいやないかと、キリスト教なんか仏教的な考え方をプラスチックするとか、仏教がキリスト教的な考え方をプラスチックするっていうのを逆にすると、私は濁つてしまうとと思うから、それぞれの良さというかベトナム人はベトナム人らしく、日本人は日本人らしくして、共にいたら緑になるんちゃうかかっていう。その世界を何かこう探していきたいなつていうふうに思つていんです。

有馬 ありがとうございました。それこそ仏教的な言葉で難しい言葉を使わないといけないみたいになるの、私自身もその癖からぬけられないんですが。まさに、青色青光、赤色赤光ですか。これ浄土教典の中に出てくる言葉ですかね。やはり赤が赤の色で輝き、青が青の色で輝いていくことによつて、そこにその違いがあることによつて、美しい世界が出てくる。だから違いがあることがその負の要因と考えるんじゃないかって、お互いが違つていることが、この地上世界を鮮やかに彩る、彩りである

と考える。そういう考え方が仏教の中にもあると思うし、まさに今の絵本の中に紹介された話、まさにそういうことなんだろうと。もっと密教的にいうなれば、曼陀羅世界というのはそういうことなんだろうなと思いが、今の話を承りました。

### 仏教の現実問題の解決

上田先生にお願いしたいんですけども。先ほど上田先生のお話の中で、仏教者は仏教の原点である。苦を直視するところから、本当に仏教者は始めているのかい、という大変パンチのきいたお話がございました。私はその話しを伺いながら、あの東南アジアの上座部の仏教のお坊さんたちの中で、開発僧と呼ばれるお坊さんたちの動きが、最近非常に注目されていて、日本の開発経済学とか、援助論をやっている学者の方々が、開発僧の研究チームを作って取り組みを始めていらっしゃいますね。この開発僧ってのは上座部の、いわゆる日本の仏教では小乗と呼んでいる人たちであります。この人たちがその村が背負っている困難とか、あるいは苦難とか、そういう問題を仏教の精神によって、仏教者が一つの村のコーディネーターになって、そして、その村を幸せな方向へ導いていこうというふうな動きをこうやっていっている。そういう人たちを開発僧と呼んでいる。私は開発僧という言葉が嫌いであります。カイトツと、カイトツというからおかしくなるので、カイトツと読めちゃうんですね。カイトツといたら他動詞であります。外からの力を変えていく。幸せに導いていくというふうな話になってしまう。ところが、カイトツと、カイトツとすから自動詞です。自分の中から変わっていく。だからカイトツと読むべきだと、私は思っています。

まあそういう開発僧の動きがある。その開発僧の動きの原点になっているのが、どうもいろいろ調べてみると、スリランカのサルボダヤ運動をやっている、アリアラトネ先生の活動に原点があるように思えるんですね。上田先生はスリランカに長らくいらっしゃって、フィールドワーク続けてらして、またサルボダヤの動きなんかもつぶさにご覧になってこられました。先般は私、NHKの「心の時代」の番組の中で、アリア

ラトネさんと上田さんが対談されてるのを、ビデオの中にあつたものから、それを無断借用いたしました。一部使わせてもらったことがありますが、アリアラトネが考えている仏教とボランティア。そして、またそれを紹介いただきながら、仏教の今の苦の現実苦を直視するというところから、出てくるいろんな可能性みたいなところまでですね、こう広げてお話が頂戴できたらと思っております。

上田 日本はこれだけ豊かな国になって、そしてお寺さんも立派だと思わなくていい。仏教もこちらが大乗で向こうが小乗。まあ小乗ってのはこれ軽蔑した言葉なんです、上座部仏教というふうに言ってますけれども、しかしながら、その活動とか精神性において、まだまだ貧しい国の仏教から、学ぶべきところはあります。私には感じない。私にはしていません。そのスリランカのサルボダヤ運動、サルボダヤという言葉の意味は、全ての人の目覚めということなのですが、これは農村開発運動と心の開発の運動を合わせたもので、今ではスリランカの二万四千の村の、三分の一ぐらいの村が何らかのかたちで、これに関わっているという世界最大級の農村開発のNGOなんです。それが仏教をベースに行われているというところがミソであります。仏教が現実コミットしているということの一例なんです。私自身はスリランカに二年半ぐらい住んでたものですから、その時にサルボダヤ運動も見学したので、これは一九五八年ぐらいに生まれた運動で、そして、その時に高校の教師だったアリアラトネさんという理科の教師が、エリート高校で教えていたのですけれども、何かこれおかしんじゃないか、エリートが全然現実を見てない。それならとエリートと一緒に、カースト制度の差別が非常に厳しい国なんです。一番貧しくて差別されているカーストの村に、ボランティア活動に行っただけです。そして、その高校生若者たちの目が輝いて、もう今まで受験勉強はつきりやっつけて成績とばかり言っていたけれども、ここにまだ改善すべき世界があるんだということ、非常に熱狂的な運動になったのです。そして、そこからそのボランティアを、定期的に始めていくというようなことになったんです。

それが今ではもう大きなものになったり、何千の村でやられてるんで

すが、そのままに仏教を現実の問題の解決に使えるものに読み変えていく、ということを行なったんですね。例えばさつきから出ている、四諦八正道の四諦のほうですけれども、苦集滅道の苦の現実のところをですね、これをただドゥッカ(苦)と捉えているのではなくて、まあここに苦しんでいる村があるのではないか。貧しい村がある。その原因は何か。これが実の部分ですね。そうするとその原因には、もう貧しいにも関わらずみんなが競争しあっていたり、いさかい合っていたりとか、信じ合っていないか。つたりとかいう心の問題がある。それを減してみたらどうか。つまりそれを減して、未来のイメージというものをみんなの中でつくり上げていく。そして、もし私とあなたがつながりあっていたら、あるいはそこに一体感が生まれればどういう村になるだろう、ということをしてイメージして、そして道の部分、実践をする。これはただ仏教の中では瞑想するとか、そういうことになるかもしれませんが、そうではなくて具体的に村で行動を起こしていくということですね。それで布施、ダーナというような概念も読み変えて、これももう上座部仏教だと完全にダーナ、布施というものは、在家の人がお坊さんに対してお布施をすることで、伝統的なお坊さんというのは、それで寺を富ましてあんまり社会的には還元をしないような、上座部のお坊さんが多かったんですけども、そうではなくて、持てる者が持てない者にエネルギーを分かちあえていく。分かち合いなんだというふうに読み変えていくわけです。そこでその若者たちを組織してシユラマダーナキャンプというのをやるんですけども、それは例えば道がなくて困っているとか、水道がひけないで困っている。しかしみんな困っているけど何にもやらない。スリランカの人々は、植民地主義が長くて依存性が強い。で、そのところで村人を何人か集めて、学生を何人か集めて、実際に一週間か二週間で自分たちでつくっちゃうんですね。そうするとですね、何だこれお上にたよらなくて、自分たちでできるじゃないかとみんなが思っていて、それだつたらまだこんなことができそうだ、あんなことができそうだというようになる。つまり自分の中の持てる力に気付くということなんです。そうすると今まで何にもできないというふうに見えてた世界観が、あつ、ここもできそうだ、あそこもできそうだと変わっていく。そうすると若者たち

もこんな貧しい村に住んで、というふうには不満ばかり言っていて、何にもやらなかった人が、こうできそうだというような可能性が見えてくる。つまり世界が壁に見えてたものをいかに可能性に変えていくかというのを、仏教の教えというものを読み変えていくことによって村を再生していくという運動だったわけです。これが本場にスリランカの中では非常に大きくなったわけなんですけれども。このことは逆にいえば、この日本においてですね、これだけ豊かになっていて、なおかつみんな若者たちが何にもできないと思っている現状に、何らかのインパクトを与える教えになるのではないかと思うんですね。

今日ここに来て、ちよつと驚いたのは、仏教とポランティアというテーマで、二十一世紀を開いていくというふうな書いてありますので、来られる方の平均年齢はどのくらいのものかなと思つて臨んだのですが、二十一世紀を開いていく方よりも、まあ二十世紀に仕事をされてきた方のほうが多かったということなんです。仏教が若者を引きつけてい、そして、オウムに引きつけられたあとで、あれは邪教だということぐらいいかできない。この現状をどう考えるか。それは先ほどから、みなさんおっしゃっているように、どのように魅力ある人材をつくらせていくか、ということだと思つてですね。やっぱりそこに魅力ある人材がいれば、若者だつて集まってくると思うし。こちらにいるお三方には、ものすごい魅力を感じますので、おそらくまわりに若者がたくさん集まっているのではないかと思います。そういう意味からすると、さつき仏教系大学の悪口を言ってしまったけれども、その大学教育ももっと変わってほしいと思います。そこで仏教をやればどういう可能性があらわれるのか、ということをもっと声高に言っていたきたいというのが同時に、例えば今日のこの会でも、なぜ、仏教とポランティアというような会であるならばですね、ご自分と一緒に、ご息をつれてほしい。仏教ではあとを継がなきゃいけないということが、大変問題になっていますね。それで、それをギリギリのところまで、大学まで引き延ばして、「お前、やっぱり継いでもらわなきゃ困る」と。で、それにあたっては「車も買ってやるし、マンションも買ってやるし、それを引き換えに大学に行け」ということになるから、そういう馬鹿なことになっちゃうん

## 5・記念シンポジウム

で、中学生、高校生のときからですね、もつと目が輝いてる面白いお坊さんたちの会があったら連れてきてもらって。例えばここにですね、詰め襟の中学生のご子息が来てたりとか、そういうことになったら、この場というのはかなり面白いものになるし、そのご子息の方も、わー、あんなお寺さんをやってて、面白いことやってる人間がいるのかと。あるいは地域のリーダーにもなれるのか、ということを感じていくし、それこそ神戸で地震が起きてから何かやっていうんじゃないかと、私この寺を使って何かやりましょうかという。こう、ちよつとあばれ馬になって困るぐらいの、次世代の人が育ってくるかもしれない。そういうような意味では、その魅力ある人材づくりという部分で、若者にターゲットを絞っていく。そのときに、その仏教の魅力というのを、少し現実的に言い換えていくという努力が必要であると思います。そのためには一歩、外に出る必要があります。

この全日本仏教会というの、ただ教団の方が集まってサロンなのではなくて、人びとが壁を越えるというときには、より一つ高い理念があるから越えられるのではないのでしょうか。そのエネルギーがあるから越えるのであって、ただ今現状の何かいるんなものを、そのまま横に横断して交流すれば、越えられるというものではない。そういう意味では仏教の再生というのは、そこらへんの魅力を次に生み出せるかどうか、ということにかかっているのではないかと思えます。

**有馬** どうもありがとうございます。大変時間が押してきておりまして、私冒頭に猿ぐつわを噛ませないと、終わらないって言いましたが、先ほど猿ぐつわを噛ませずに、事務局のほうがお見えになりました。もう終わりにしなきゃいけません。三十分近く時間をオーバーしてしまいました。司会の進め方がまずく、先生方に十分なご意見を、述べていただく時間がとれなかったことを、お詫び申し上げます。それから、ご紹介しなかった質問の中に飯塚さんという若い方から「ボランティアをしようと思うのですが、どのようなことをしたらいいのですか。最初は何かからすればいいのですか。教えてください」とのご意見が出ております。それから、北野さんからは「ボランティア活動という外国語より、仏教にふさわしい表現はできないものだろうか」外来語

やなくて、日本語で適性な言葉はできないのか、というご指摘。それからもう一つ、臨済のアサダさんの方から、「質問ではありません」というふうに断った上で、「上田先生の仏教精神の崩壊は、即日本の崩壊というご意見に同感しました。ボランティアとはいえないかもしれませんが、地域や自坊にあって、仏教精神の復興即日本文化としての復興を信じて、地味ながら努力していきたいと思いました」と。こういう感想が寄せられております。特に飯塚さんのご質問に対しては、直接お答えする時間はとれませんでしたけれども、今の上田先生の最後のお話、それから、その間のそれぞれのパネラーの方からのお話の端々から、何をすべきかじゃなくて、何を考えるよりも先に何を行動するかが、やっぱり大事なんでしょうと思います。どうぞ、これはやはり人からではなくて、ご自分で見つけになるのが一番いいだろう、というふうにコメント申し上げます、終わりにしたいと思います。

なお最後になりましたが、この場所は、先ほど東隣は西代の仮設があると申しました。で、西隣は蓮池小学校があります。このあたり、蓮池と呼ばれております。実は西代の仮設住宅がある野球場のあと、ここには昔蓮の池がございました。その池の地名から蓮池小学校という名前も、今でも残っているわけですが、実はこの蓮の池は、奈良朝の時代に行基菩薩が、この地域の水田の灌漑用水の池として、掘削をしたという伝承がある場所でもあります。そういう意味において、この場所が震災千日を経た今日、二十一世紀の仏教を展望しながら、仏教とボランティア活動という、シンポジウムがもてたというのは、非常に意味があるというふうに受け取りたいと思っております。つまり、日本において、最も最初に仏教の視点から、社会が抱えている問題に目を向けて、具体的に行動した人、行基菩薩縁の地。今ではほとんど忘れられてしまっておりますが、この地で、このシンポジウムがもてたのは、非常に意味あることだと受け止めたと思っています。今日はどうも、長時間まづい司会進行の中で、忍耐をしていただきましてありがとうございます。これで終わらせていただきます。

調査母数（全日本仏教会加盟団体）104団体

加盟団体種別	加盟団体数	調査票回収数	回収率（%）
1. 宗 派	60	40	66.7
2. 都道府県仏教会	36	18	50
3. 各種団体	8	3	37.5
合 計	104	61	58.7

1. 寺院の被災状況について

1-（1）被災寺院・被災者（死亡者）数

	団体名	被災寺院数（教会・布教所等を含む）					死亡者数			
		兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	その他	合 計	僧 侶	寺 族	合 計
1	曹洞宗	62	20	18			100		2	2
2	浄土真宗本願寺派		267	50			317	2	9	11
3	真宗大谷派	31	4				35		1	1
4	浄土宗	138	92				230	1		1
5	日蓮宗	54	61	25	2	4	146	1		1
6	高野山真言宗	232	24				256		2	2
7	臨済宗妙心寺派	62	11	10			83			
8	天台宗	30	2	14	8		54			
9	真言宗智山派		1	10			11			
10	真言宗豊山派					1	1			
11	念法真教	1					1			
12	真言宗醍醐派	14	3				17	2		2
13	真言宗御室派	27	13	2			42			
14	西山浄土宗	7	3	25		3	38			
15	臨済宗南禅寺派	30		20			50			
16	時宗	8					8			
17	真言宗大覚寺派	37	1	1			39	1		1
18	真言宗善通寺派	4	1			2	7			
19	真宗木辺派	12	2				14		1	1
20	法華宗陣門流	2	1	1	4	1	2	3		
21	東寺真言宗	21	6				27			
22	真言宗国分寺派		2				2			
23	臨済宗相国寺派	1	1				2			
24	真言律宗		1				1			
25	真言宗泉涌寺派		2				2			
26	真言宗須磨寺派	6					6	1		1
27	真言三宝宗	5					5			
28	真言宗中山寺派	6					6			
	合 計	1,057	301	126	10	10	1,504	9	17	26

※仏教系宗教法人数 (平成6年度版「宗教年鑑」)	兵庫県	大阪府
被災寺院割合（%）	32.2	9

## 5・記念シンポジウム

### 1-(2) 寺院の被災度

	加盟団体種別	本 堂			庫 裡 等		
		全	壊 半	壊 一部損壊	全	壊 半	壊 一部損壊
1	曹洞宗	17	10	73	9	6	73
2	浄土真宗本願寺派	59	43	180	43	47	147
3	真宗大谷派	12	4	12	4	6	10
4	浄土宗	36	25	23	18	37	20
5	日蓮宗	8	17	90	10	12	73
6	高野山真言宗	24	43	189			
7	臨済宗妙心寺派	6	16	62			
8	天台宗	7	2	35	2	2	35
9	真言宗智山派			7			3
10	真言宗豊山派			1			
11	念法真教			1	1		
12	真言宗醍醐派	3	1	7	6	1	8
13	真言宗御室派	4	5	33	8	2	32
14	西山浄土宗		3	9		3	8
15	臨済宗南禅寺派	15	4	28	5	3	39
16	時宗	1	2	5	2	1	5
17	真言宗大覚寺派	6	7	21	6	7	21
18	真言宗普通寺派	1	1	5			7
19	真宗木辺派	2	2	12	2	2	12
20	法華宗陣門流	1			1		2
21	真言宗国分寺派			2			1
22	臨済宗相国寺派			2			2
23	真言宗泉涌寺派			2			
24	真言宗須磨寺派	2	3	1			6
25	真言三宝宗		2	3		3	2
26	真言宗中山寺派			5		6	
	合 計	204	190	808	117	138	506

## 2. 檀信徒の被災状況について

### 2- (1) 被災檀信徒戸数・被災者（死亡者）数

	団体名	被災檀信徒戸数					合計	死亡者数 (総数)	備 考
		兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	その他			
1	曹洞宗								不 明
2	浄土真宗本願寺派						1,298		
3	真宗大谷派	3,463	371				3,834		
4	浄土宗	14,009	1,500				15,509	338	兵庫県のみ
5	日蓮宗	3,043					3,043	136	
6	高野山真言宗								不 明
7	臨済宗妙心寺派	2,070					2,070	25	
8	天台宗								不 明
9	真言宗智山派	22					22		
10	孝道教団	4					4		
11	念法真教	1,922	17				1,939	20	
12	真言宗醍醐派								不 明
13	臨済宗南禅寺派	2,500	20				2,520	5	
14	時宗	238					238	22	
15	真言宗大覚寺派							24	
16	真言宗普通寺派	100	12			10	122	8	
17	真言宗国分寺派	3					3		
18	真言宗泉涌寺派	30	20				50		
19	真言宗須磨寺派							12	
20	真言三宝宗	267					267	8	
	合 計	27,671	1,940	0	0	10	29,621	1,896	

## 5・記念シンポジウム

### 3. 救援活動について

#### 3- (1) 救援募金について

	実施した	実施しない	無回答
1. 宗 派	36	4	0
2. 都道府県仏教会	10	7	1
3. 各種団体	2	0	1
合 計	48	11	2

#### 3- (1) -① 募金総額

	宗 派	都道府県仏	各種団体	合 計
～1千万円	9	8	2	19
～2千万円	9	1		10
～3千万円	2			2
～4千万円	1			1
～5千万円	1			1
～6千万円	1			1
～7千万円				0
～8千万円				0
～9千万円	1			1
～1億円				0
～2億円	2			2
～3億円	3			3
～4億円	1			1
～5億円	1			1
5億円～	2			2
無回答	2			2

全日本仏教会加盟団体募金総額（概算）

1. 宗派	4,312,153,047	(33宗派)
2. 都道府県仏	18,115,000	(7団体)
3. 各種団体	700,000	(2団体)
合 計	4,330,968,047	(42団体)

※加盟宗派の青年会等は含まれておりません。

#### 3- (1) -② 募金方法

	方 法	宗 派	都道府県仏	各種団体	合 計
I	1. 宗務機関を通じて依頼	18	1		19
	2. 全寺院へのダイレクトメールにて	6	1		7
	3. 機関誌（紙）による呼びかけ	3			3
	4. 単位仏教会・所属団体の募金活動		3		3
II	5. 会員に対する勧募			2	2
	6. 街頭募金（托鉢を含む）	9	1		10
III	7. 募金箱の設置	11	1		12
	8. 参拝者への呼びかけ	1			1
	9. 檀信徒への呼びかけ	5			5
IV	10. 本山・宗務機関等会計から支出	8	4		12
	11. 本山賽銭にて	1			1
V	12. 宗派外郭団体への依頼による	3			3
	13. 宗内講習会・研修会場でのカンパ	1			1
VI	14. 宗務機関役職員のカンパ	4			4
VII	15. 被包括法人の自主活動	3	1		4

## 5・記念シンポジウム

### 3-(1)-③ 救援募金の使途について

	方 法	宗 派	都道府県仏	各種団体	合 計
I	1. 被災寺院への義援金	21			21
	2. 教師・檀信徒死亡弔慰金	2			2
	3. 被災檀信徒見舞金	3			3
	4. 被災教区への見舞金	1			1
	5. 現地対策本部へ（宗派の）	5			5
	6. 被災寺院用プレハブ設置費	2			2
II	7. 被災県・市町村へ	1			1
	8. 被災外国人へ	1			1
	9. 被災障害者作業所へ	1			1
	10. 宗派の被災社会福祉法人へ	1			1
	11. 被災地の社会福祉協議会へ	1			1
III	12. 新聞社へ（福祉事業団等）	12	5	1	18
	13. 日本赤十字社へ	15	2		17
	14. 共同募金会へ	1			1
	15. NHKへ	3			3
	16. 系列宗派本山会へ	2			2
IV	17. 加盟団体へ（県仏を含む）	3			3
	18. 他の宗教団体へ	1			1
	19. 被災地支部へ	0		1	1
	20. 全国青少年教化協議会へ	1			1
	21. 部落解放研究所へ	1			1
	22. 宗派青年会の救援活動費	3			3
	23. 外郭ボランティア団体へ	2			2
	24. ボランティア保険料の補助	1			1
	25. 救援物資購入代	1			1
	26. 被災児童受け入れ事業に	1			1
V	27. ボランティア活動拠点助成	1			1
	28. 震災遺児「あしなが育成会」へ	2			2
	29. 車椅子寄贈	1			1
	30. 国際音楽家大震災基金へ	1			1
	31. 教化資料購入配布費用	1			1
	32. 勧募事務費	1	0	0	1
	33. 全日本仏教会を通して	4	28	4	36

6  
付  
録



# 活動誌

1987年10月～1997年12月

日付	録事
S 62・10・7	全仏財団創立30周年記念式典
S 62・10・22	ルンビニー復興日本仏教徒委員会(京都)
S 62・10・28	長野県仏教徒大会出席
S 62・10・30	第7回同和研修会 (京都、～31日)
S 62・11・9	望月町差別戒名追善法要参列
S 62・11・9	全日本仏教婦人連盟大会出席
S 62・11・11	会長副会長推戴委員会、 常務理事会
S 62・11・17	差別事件中央集会出席 (社会党本部)
S 62・11・19	全仏事務担当者連絡委員会
S 62・11・24	信教の自由に関する委員会
S 62・12・1	常務理事会
S 62・12・8	東京都仏教連合会成道会参列
S 62・12・8	世界人権宣言二十九周年東京 集会出席
S 62・12・9	税務委員会
S 62・12・9	自民党へ「国宝、重要文化財 の保護対策の充実についての 要望書」提出

S 62・12・10	東京ブレイストクラブ成道会 参列
S 62・12・24	ネパール国王誕生パーティー 出席
S 63・1・29	全日本仏教婦人連盟修正会 出席
S 63・2・2	理事会・評議員会
S 63・2・10	新年懇親会
S 63・2・24	部落解放基本法制定要求実行 委員会出席
S 63・2・26	都道府県仏教会合同ブロック 会議
S 63・3・8	囲碁大会
S 63・3・10	WFB執行委員会出席
S 63・3・16	(バンコク) 国際専門委員会
S 63・3・17	伝道文化賞授賞式出席
S 63・3・24	理事会
S 63・4・1	東京都仏教連合会花まつり参列
S 63・4・12	ルンビニー委員会
S 63・5・11	監査会

S 63・5・17	ルンビニー委員会
S 63・5・20	事務担当者連絡会議
S 63・5・26	理事会
S 63・6・17	第1回同和委員会(随時開催)
S 63・6・23	香川県仏教会総会出席
S 63・6・27	信教の自由に関する委員会
S 63・6・28	税務委員会
S 63・6・29	都道府県仏教会代表者会議
S 63・7・18	東京都仏教連合会総会出席
S 63・7・22	部落解放基本法実行委員会と 同宗連との懇親会出席
S 63・8・3	総理大臣へ「国宝、重要文化 財の保護対策の充実について の要望書」提出
S 63・8・3	「首相及び閣僚の靖国神社公 式参拝中止の要請」を総理大 臣へ提出
S 63・8・18	ルンビニー園視察(～28日)
S 63・8・25	第33回全日本仏教徒岐阜大会
S 63・9・6	檀信徒大会出席(瑞浪市)
S 63・9・6	国際仏教興隆教会20周年式典 出席
S 63・9・7	国際専門委員会
S 63・9・9	第33回全日本仏教徒岐阜大会 (～10日)
S 63・9・13	税務委員会

## 6・活動誌

S 63・12・14	自民党へ「国宝、重要文化財の保護対策の充実についての
S 63・12・8	東京都仏教連合会成道会参列
S 63・12・3	反差別国際会議東京集会出席
S 63・11・19	世界仏教徒会議ロサンゼルス大会（～26日）
S 63・11・15	盟決定）
S 63・11・14	理事会（京都府仏教連合会加
S 63・11・11	全日本仏教婦人連盟大会出席
S 63・11・10	日韓仏教文化交流大会出席
S 63・11・7	ウム」出席
S 63・11・8	日宗連「宗教と税制シンポジ
S 63・11・1	出席
S 63・10・31	神奈川県仏教会50周年大会
S 63・10・21	関西地区財務担当者会議
S 63・10・16	部 落 解 放 基 本 法 中 央 集 会 出 席
S 63・10・6	第8回同和研修会（～22日）
S 63・9・29	関東地区財務担当者会議
S 63・10・5	長野県仏教徒大会出席
S 63・9・29	ルンビニー園復興委員会
S 63・9・29	提出
S 63・9・24	大阪府仏教徒大会出席
S 63・9・29	税制改正に対する要望書を提出
S 63・9・24	年祝賀会出席
S 63・9・24	部落解放研究所宗教部会20周年祝賀会出席

H 1・7・29	千葉県仏教会総会出席
H 1・7・7	ルンビニー委員会
H 1・6・18	ネパール現地調査（～23日）
H 1・6・13	研究会
H 1・6・5	第2回「業・施陀羅問題」
H 1・5・26	信教の自由に関する委員会
H 1・5・24	WF B 執行委員会出席（タイ）
H 1・5・16	税務委員会
H 1・5・7	理事会
H 1・4・28	韓国花まつり参列
H 1・4・21	監査会
H 1・4・20	ルンビニー委員会
H 1・4・1	研究会
H 1・3・16	第1回「業・施陀羅問題」
H 1・3・16	（～8日）
H 1・3・8	ルンビニー園現地調査
H 1・3・8	国際専門委員会
H 1・3・8	困碁大会
H 1・2・6	仏教伝道文化賞授賞式出席
H 1・1・18	新年懇親会
S 63・12・20	理事会・評議員会、
S 63・12・20	常務理事会
S 63・12・20	ルンビニー委員会
S 63・12・20	をダッカへ送金
S 63・12・20	「要望書」提出
S 63・12・20	パングラディシユ水害救援金をダッカへ送金

H 1・11・29	ウム」出席
H 1・11・27	日宗連「宗教と税制シンポジ
H 1・11・15	都道府県仏教会代表者会議
H 1・11・14	関西地区財務担当者会議
H 1・11・14	ネパール現地調査（～19日）
H 1・11・14	（奈良、～15日）
H 1・11・10	第9回同和研修会
H 1・11・10	関東地区財務担当者会議
H 1・11・9	研究会
H 1・11・9	第4回「業・施陀羅問題」
H 1・11・1	集会出席
H 1・10・19	部 落 解 放 基 本 法 制 定 要 求 中 央 集 会 出 席
H 1・10・11	理事会
H 1・10・4	埼玉県仏教徒大会出席
H 1・10・2	静岡県仏教徒大会出席
H 1・10・2	研修会
H 1・9・29	第1回加盟団体代表者同和
H 1・9・29	研究会
H 1・9・29	第3回「業・施陀羅問題」
H 1・9・28	提出
H 1・9・28	税制改正に対する要望書を提出
H 1・9・28	ルンビニー委員会
H 1・9・28	税務委員会
H 1・9・28	を総理大臣へ提出
H 1・8・1	「首相及び閣僚の靖国神社参拝中止の要請」
H 1・8・1	式参拝中止の要請」
H 1・8・1	を総理大臣へ提出

H 1・11・29	WFB執行委員会出席(タイ)
H 1・12・4	世界人権宣言41周年東京集会出席
H 1・12・8	東京都仏教連合会成道会参列
H 1・12・13	東京ブディストクラブ成道会参列
H 1・12・21	第5回「業・施陀羅問題」研究会
H 1・12・21	ルンビニー委員会
H 2・1・22	神奈川県仏教会新年会出席
H 2・1・26	常務理事会
H 2・2・8	事務担当者連絡委員会
H 2・2・26	第6回「業・施陀羅問題」研究会
H 2・3・3	ネパール現地調査(〜9日)
H 2・3・12	ルンビニー委員会
H 2・3・13	仏教伝道文化賞授賞式出席
H 2・3・16	理事・評議員会・懇親会
H 2・3・29	囲碁大会
H 2・4・10	第1回同和委員会(随時開催)
H 2・4・12	ルンビニー委員会
H 2・4・17	第7回「業・施陀羅問題」研究会
H 2・4・26	全日本仏教青年会奈良大会出席
H 2・5・9	監査会
H 2・5・17	ルンビニー委員会
H 2・5・20	ネパール現地調査(〜24日)
H 2・5・22	部活解放基本法制定要求中央集会出席

H 2・5・23	WFB執行委員会出席(〜26日)
H 2・5・29	理事会
H 2・5・29	ルンビニー委員会
H 2・6・1	大阪花博ネパールデー出席
H 2・6・14	税務委員会
H 2・6・20	都道府県仏教会代表者会議
H 2・6・21	第8回「業・施陀羅問題」研究会
H 2・6・27	信教の自由に関する委員会
H 2・6・29	国際委員会
H 2・7・20	福岡県仏教連合会総会出席
H 2・7・22	ネパール現地調査(〜28日)
H 2・7・23	「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を総理大臣へ提出
H 2・8・1	理事会・ルンビニー委員会
H 2・8・1	自民党へ「国宝、重要文化財の保護対策の充実にについての要望書」提出
H 2・8・27	ルンビニー委員会
H 2・9・4	ルンビニー調印式
H 2・9・5	ルンビニー起工式
H 2・9・11	第34回全日本仏教徒会議大阪大会
H 2・9・13	日宗連税制特別委員会出席

H 2・9・17	税務委員会
H 2・9・17	第9回「業・施陀羅問題」研究会
H 2・9・27	信教の自由に関する委員会
H 2・9・29	税制改正に対する要望書を提出
H 2・10・1	ルンビニー委員会
H 2・10・9	国際委員会
H 2・10・15	理事会
H 2・10・21	世界仏教徒会議ソウル大会(〜25日)
H 2・10・22	ネパール現地調査(〜27日)
H 2・10・27	「修証義」公布百周年記念行事出席
H 2・10・30	囲碁大会
H 2・11・1	日宗連「宗教と税制シンポジウム」出席
H 2・11・5	日韓仏教文化交流大会出席
H 2・11・6	第2回加盟団体代表者同和研修会
H 2・11・14	税務委員会
H 2・11・14	諸外国税制研究会
H 2・11・16	第10回同和研修会(〜17日)
H 2・11・21	全日本仏教婦人連盟大会出席
H 2・11・21	部活解放基本法実行委員会出席
H 2・11・26	財務担当者会議

## 6・活動誌

H 3・4・11	研究会 「同宗連」結成十周年記念式典出席
H 3・3・15	第12回「業・施陀羅問題」
H 3・3・11	仏教伝道文化賞授賞式出席
H 3・2・20	常務理事会
H 3・2・7	部落解放基本法総決起集会出席
H 3・2・6	理事・評議員会、新年懇親会 〔湾岸戦争への平和アピール採択〕
H 3・2・4	全日本仏教婦人連盟修正会出席
H 3・1・31	ルンビニー委員会
H 3・1・29	神奈川県仏教会新年会出席
H 3・1・24	研究会 第11回「業・施陀羅問題」
H 3・1・14	仏教伝道協会新年会出席
H 3・1・9	実行委員会出席
H 2・12・14	東京ブディストクラブ成道会参列
H 2・12・14	国際委員会
H 2・12・11	ネパール現地調査（15日）
H 2・12・10	実行委員会出席
H 2・12・8	東京都仏教連合会成道会参列
H 2・12・5	常務理事会
H 2・11・30	ルンビニー委員会
H 2・11・29	研究会 第10回「業・施陀羅問題」

H 3・8・29	宗教法制研究会出席
H 3・8・28	事務担当者連絡委員会
H 3・8・22	囲碁大会（23日）
H 3・8・7	研究会 第13回「業・施陀羅問題」
H 3・7・26	要望書提出 の保護対策の充実についての
H 3・7・23	を総理大臣へ提出 式参拝中止の要請
H 3・7・20	福岡県仏教連合会総会出席
H 3・7・1	ルンビニー委員会
H 3・6・28	税務委員会
H 3・6・20	信教の自由に関する委員会
H 3・6・20	を赤十字国際委員会へ寄付
H 3・6・19	WF B執行委員会出席（22日）
H 3・6・11	国際委員会
H 3・6・3	ネパール現地調査（8日）
H 3・5・30	理事会
H 3・5・20	ルンビニー委員会
H 3・5・17	監査会
H 3・5・16	韓国花まつり参列（19日）
H 3・4・25	第1回同和委員会（随時開催）

H 3・11・25	都道府県仏教会代表者会議
H 3・11・20	WF B執行委員会（23日）
H 3・11・20	ウム」出席
H 3・11・19	日宗連「宗教と税制シンポジ
H 3・11・18	大阪府仏教徒大会出席
H 3・11・17	財務担当者会議
H 3・11・15	ネパール出張（23日）
H 3・11・13	全日本仏教婦人連盟大会出席
H 3・11・7	研究会 第16回「業・施陀羅問題」
H 3・11・5	ルンビニー委員会
H 3・10・29	研究会 第15回「業・施陀羅問題」
H 3・10・25	静岡県仏教徒大会出席
H 3・10・25	長野県仏教徒大会出席
H 3・10・22	理事会
H 3・10・19	埼玉県仏教徒大会出席
H 3・9・30	研修会
H 3・9・27	第3回加盟団体代表者同和
H 3・9・19	ルンビニー委員会
H 3・9・17	税制改正に対する要望書を提出
H 3・9・17	税務委員会
H 3・9・9	研究会 第14回「業・施陀羅問題」
H 3・9・1	ネパール現地調査（7日）

H 4・4・22	第1回同和委員会(随時開催)
H 4・4・20	日韓仏教交流協議会総会出席
H 4・4・19	ネパール現地調査(〜24日)
H 4・4・14	WFB執行委員会(〜16日) (智山派)
H 4・4・12	興教大師御遠忌特別法要参列
H 4・3・30	研究会 第18回「業・施陀羅問題」
H 4・3・26	ルンビニー委員会
H 4・3・26	理事会
H 4・3・11	仏教伝道文化賞授賞式出席
H 4・3・10	ネパール大使歓迎会出席
H 4・3・10	福岡県仏教連合会総会出席
H 4・3・3	水平社創立70周年記念式典出席
H 4・3・1	ネパール現地調査(〜7日)
H 4・1・30	理事・評議員会、新年懇親会
H 4・1・28	全日本仏教婦人連盟修正会出席
H 4・1・24	国際委員会
H 3・12・16	事務担当者連絡委員会
H 3・12・13	研究会 第17回「業・施陀羅問題」
H 3・12・11	東京ブディストクラブ成道会参列
H 3・12・9	東京都仏教連合会成道会参列
H 3・12・5	常務理事会
H 3・12・4	第11回同和研修会(京都)
H 3・12・4	ルンビニー委員会

H 4・4・27	総務委員会
H 4・5・13	ルンビニー委員会
H 4・5・14	監査会
H 4・5・19	「業・施陀羅問題」 研究会反省会
H 4・5・27	理事会
H 4・6・10	茨城県仏教会総会出席
H 4・6・10	新潟県仏教会祝賀会出席
H 4・6・12	第19回「業・施陀羅問題」 研究会
H 4・6・15	東京都仏教連合会総会出席
H 4・6・16	都道府県仏教会代表者会議
H 4・6・17	文化庁宗務課との懇談会
H 4・6・18	税務委員会
H 4・6・22	信教の自由に関する委員会
H 4・6・22	神奈川県仏教会総会出席
H 4・6・24	インド首相歓迎会出席
H 4・6・29	国際委員会
H 4・6・30	第4回加盟団体代表者同和 研修会
H 4・7・20	福岡県仏教連合会総会出席
H 4・7・28	ルンビニー委員会
H 4・7・29	部落解放基本法中央集会出席
H 4・7・31	自民党へ「国宝、重要文化財 の保護対策の充実についての 要望書」提出

H 4・8・1	「首相及び閣僚の靖国神社公式参 拜中止の要請」を総理大臣へ提出
H 4・8・21	ルンビニー委員会
H 4・8・25	理事会
H 4・8・30	LDTと「修正協定書」調印
H 4・9・3	宗教学人実務者研修会出席
H 4・9・10	第35回全日本仏教徒会議九州 大会(〜11日)
H 4・9・12	雲仙普賢岳災害義捐金150万円 を島原仏教会へ寄託
H 4・9・18	税制改正に対する要望書を提出
H 4・9・21	部落解放基本法中央集会出席
H 4・9・28	総務委員会
H 4・10・6	税務委員会
H 4・10・12	ルンビニー着工式(〜18日)
H 4・10・18	LDT理事会出席(〜23日)
H 4・10・27	世界仏教徒会議台湾大会 (〜30日)
H 4・11・8	隠元禪師生誕四百年法要参列
H 4・11・9	日韓仏教文化交流大会出席
H 4・11・10	増上寺開創六百年法要参列
H 4・11・12	日宗連「宗教と税制シンポジ ウム」出席
H 4・11・12	第12回同和研修会(〜13日)
H 4・11・13	ネパール現地研修会(〜21日)
H 4・11・19	囲碁大会

## 6・活動誌

H 5・4・27	全日本仏教青年会比叡山大会出席
H 5・4・9	ネパール現地調査（～16日）
	研究会
H 5・3・29	第22回「業・旃陀羅問題」
H 5・3・26	ルンビニー委員会
H 5・3・26	同和推進担当者会議
H 5・3・17	文化庁協議会出席
H 5・2・19	ネパール現地調査（～24日）
	研究会
H 5・2・18	第21回「業・旃陀羅問題」
H 5・2・17	栃木県仏教会大会出席
H 5・2・3	部落解放基本法中央集會出席
H 5・2・2	全日本仏教婦人連盟修正会出席
H 5・1・28	理事・評議員会、新年懇親会
H 5・1・26	ルンビニー委員会
H 5・1・22	信教の自由に関する委員会
H 5・1・17	ネパール現地調査（～24日）
H 5・1・13	文化庁協議会出席
	研究会
H 4・12・18	第20回「業・旃陀羅問題」
H 4・12・10	東京都仏教連合会成道会参列
H 4・12・4	反差別国際会議東京集會出席
H 4・12・3	常務理事会
H 4・11・27	全日本仏教婦人連盟大会出席
H 4・11・26	ルンビニー委員会
H 4・11・26	大阪府仏教徒大会出席

H 5・9・13	税務委員会
H 5・8・31	理事・評議員会
H 5・8・26	日宗連税制特別委員会出席
H 5・8・25	仏教会へ寄託
H 5・8・11	LD Tへ自然災害救援基金を送付
	研究会
H 5・8・2	第24回「業・旃陀羅問題」
H 5・7・28	総務委員会
H 5・7・27	第5回加盟団体代表者同和研修会
H 5・7・23	ルンビニー委員会
	念東京集會出席
H 5・7・21	部落解放研究所創立25周年記念東京集會出席
H 5・7・6	第1回同和推進担当者連絡会
H 5・7・5	福岡県仏教連合会総会出席
H 5・6・14	東京都仏教連合会総会出席
H 5・6・10	信教の自由に関する委員会
	研究会
H 5・6・7	第23回「業・旃陀羅問題」
H 5・6・6	ネパール現地調査（～11日）
H 5・5・24	理事会
H 5・5・20	韓国花まつり参列（～23日）
H 5・5・20	部落解放基本法中央集會出席
H 5・5・19	ルンビニー委員会
H 5・5・12	監査会
H 5・5・11	第1回同和委員会（随時開催）

H 5・12・9	東京都仏教連合会成道会参列
H 5・12・3	世界人権宣言45周年東京大会
H 5・11・28	ルンビニー視察（～12/4日）
H 5・11・26	部落解放基本法総決起集會出席
	研究会
H 5・11・25	第26回「業・旃陀羅問題」
H 5・11・24	埼玉県仏教会大会出席
	常務理事会
H 5・11・19	会長副会長推戴委員会、
H 5・11・16	総務委員会
H 5・11・12	囲碁大会
	ウム」出席
H 5・11・11	日宗連「宗教と税制シンポジ
H 5・11・9	全日本仏教婦人連盟大会出席
H 5・11・2	LD T理事会出席
H 5・10・26	同和研修会（～27日）
H 5・10・25	都道府県仏教会代表者会議
H 5・10・20	四天王寺創建千四百年祭参列
H 5・10・20	長野県仏教会大会出席
	研究会
H 5・10・14	第25回「業・旃陀羅問題」
H 5・10・13	ルンビニー委員会
H 5・10・12	国際委員会
H 5・9・28	静岡県仏教会大会出席
H 5・9・16	部落解放基本法中央集會出席
H 5・9・13	ネパール現地調査（～18日）

H 5・12・15	東京ブディストクラブ成道会参列
H 5・12・27	WFB執行委員会出席(〜30日)
H 6・1・11	ネパール現地調査(〜14日)
H 6・1・20	信教の自由に関する委員会
H 6・1・24	ルンビニー委員会
H 6・1・25	LDT専門家会議予備会議
H 6・1・26	理事・評議員会、新年懇親会
H 6・1・31	第2回同和推進担当者連絡会
H 6・2・24	LDT専門家会議(〜28日)
H 6・3・7	福岡県仏教連合会総会出席
H 6・3・15	仏教伝道文化賞授賞出席
H 6・3・16	ルンビニー委員会
H 6・3・28	理事会
H 6・4・11	日韓仏教交流協議会出席
H 6・4・22	第1回同和委員会(随時開催)、第27回「業・施陀羅問題」研究会
H 6・5・10	総務委員会
H 6・5・15	青森県仏教会総会出席
H 6・5・16	監査会
H 6・5・26	理事会
H 6・6・2	信教の自由に関する委員会
H 6・6・7	WFB執行委員会出席(〜10日)
H 6・6・11	ルンビニー園現地調査(〜16日)
H 6・6・27	研究会 第28回「業・施陀羅問題」

H 6・6・30	国際委員会
H 6・7・6	第6回加盟団体代表者同和研修会
H 6・7・20	日宗連税制特別委員会出席
H 6・7・26	宗教にもとづく不寛容と差別を考える集会参加
H 6・8・1	「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を総理大臣へ提出
H 6・9・1	税務委員会
H 6・9・19	日中韓国際仏教交流協議会出席
H 6・9・29	「部落解放基本法」中央行動参加
H 6・9・30	日宗連「宗教と税制シンポジウム」出席
H 6・10・3	ルンビニー委員会
H 6・10・6	理事会
H 6・10・14	税制改正に対する要望書を提出
H 6・10・28	第14回同和研修会(〜29日)
H 6・10・31	都道府県仏教会代表者会議
H 6・10・31	教化セミナー
H 6・11・1	全日本仏教婦人連盟大会出席
H 6・11・7	埼玉県仏教徒大会出席
H 6・11・10	部落解放基本法第11波中央行動
H 6・11・17	WFBバンコク大会(〜26日)
H 6・11・24	大阪府仏教徒大会出席
H 6・12・5	(〜6日) 第3回同和推進担当者連絡会

H 6・12・9	常務理事会
H 6・12・13	東京ブディストクラブ成道会参列
H 6・12・21	ルンビニー委員会
H 6・12・26	ネパール国王誕生祝い出席
H 7・1・23	「阪神・淡路大震災」被災地調査、お見舞い(〜24日)
H 7・1・31	理事会・評議員会
H 7・2・5	ルンビニー園現地調査(〜14日)
H 7・2・8	差別法名・戒名改正協議会
H 7・2・16	宗教学人審議会出席
H 7・2・21	ルンビニー委員会
H 7・3・6	「阪神・淡路大震災」追悼打鐘・法要参列(神戸)
H 7・3・9	韓日仏教文化交流協議会代表
H 7・3・9	団来局(阪神大震災義援金寄託)
H 7・3・9	ルンビニー園専門家会議出席
H 7・3・17	(〜19日) 世界連邦日本仏教徒協議会代表
H 7・3・17	団来局(阪神大震災義援金寄託)
H 7・3・27	仏教国会議員懇話会開催
H 7・4・2	妙心寺遠諱法要参列
H 7・4・2	「阪神・淡路大震災」現地調査
H 7・4・3	日中韓国際仏教交流協議会出席
H 7・4・5	日韓仏教文化交流協議会総会出席
H 7・4・15	ルンビニー出張(〜21日)
H 7・4・17	全日本仏教青年会東京大会出席

## 6・活動誌

H7・4・18	第1回同和委員会(随時開催)
H7・4・21	震災復興寄付金の文化庁説明会出席
H7・4・27	ルンビニー園国内専門家会議
H7・4・28	韓国花まつり参列(30日)
H7・5・11	部落解放基本法中央行動参加
H7・5・15	監査会
H7・5・17	ルンビニー委員会
H7・5・19	総務委員会
H7・5・21	日中韓仏教友好交流会議出席 (北京32日)
H7・5・24	部落解放基本法緊急集会出现
H7・5・31	理事会
H7・6・3	栃木県仏教会「終戦五十周年全戦没者追悼法要」参列
H7・6・6	ネパール現地調査(12日)
H7・6・13	東京都仏教連合会総会・研修会出席
H7・6・14	信教の自由に関する委員会
H7・6・19	都道府県仏教会代表者会議
H7・6・19	教化セミナー
H7・6・22	第4回同和推進担当者連絡会(23日)
H7・7・10	日宗連税制特別委員会出席
H7・8・3	「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を総理大臣へ提出
H7・9・8	税務委員会
H7・9・12	第29回「業・施陀羅問題」研究会
H7・9・18	与党三党に税制の要望書を提出
H7・9・29	ルンビニー委員会
H7・10・2	第7回加盟団体代表者同和研修会
H7・10・5	第36回全日本仏教徒会議埼玉大会
H7・10・11	理事会
H7・10・13	長野県仏教徒大会出席
H7・10・19	日宗連「宗教と税制シンポジウム」出席
H7・10・30	日韓仏教文化交流大会出席 (韓国、2日)
H7・11・1	第15回同和研修会(2日)
H7・11・4	岐阜県仏教会栄叡大師法要参列
H7・11・4	日伯修好百周年記念仏教講演会参加
H7・11・20	全日本仏教婦人連盟大会出席
H7・11・21	大阪府仏教徒大会
H7・11・21	WFB執行委員会出席(25日)
H7・12・1	会長副会長推戴委員会、常務理事会
H7・12・9	東京都仏教連合会成道会参列
H7・12・12	東京ブレイククラブ成道会参列
H8・1・16	宗教法人法説明会出席
H8・1・30	理事会・評議員会・新年懇親会
H8・2・4	ルンビニーにて調査結果を記者発表
H8・2・8	第5回同和推進担当者連絡会
H8・3・12	国際委員会
H8・3・14	ルンビニー委員会
H8・3・27	理事会
H8・3・28	東京にてルンビニーの調査結果を記者発表
H8・4・22	第1回同和委員会(随時開催)
H8・4・23	ルンビニー委員会
H8・5・16	監査会
H8・5・20	総務委員会
H8・5・28	WFB執行委員会(30日)
H8・5・31	理事会
H8・6・3	日韓仏教文化交流大会出席 (4日)
H8・6・20	日宗連五十周年記念式典出席
H8・6・22	日中韓仏教交流協議会出席
H8・6・24	信教の自由に関する委員会
H8・6・28	第15回同和研修会
H8・7・1	教化セミナー
H8・7・1	負担金検討委員会
H8・7・4	「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を総理大臣へ提出
H8・8・1	日宗連宗教調査特別委員会出席
H8・8・1	税務委員会
H8・8・23	WFB執行委員会出席(26日)
H8・8・26	LDTとの協議(29日)

H 8・11・18	ルンビニー委員会
H 8・11・12	日宗連宗教調査特別委員会出席
H 8・11・6	宗教の自由に関する委員会 する現地学習会
H 8・11・1	差別法名・戒名の改正に関 国際委員会
H 8・10・29	長野県仏教徒大会出席
H 8・10・22	第6回同和推進担当者連絡会
H 8・10・19	西山禅林寺派西山国師遠忌法要参列
H 8・10・14	理事会
H 8・10・7	埼玉県仏教徒大会出席
	研究会
H 8・10・7	第30回「業・施陀羅問題」
H 8・10・7	宗教の自由に関する委員会講演会
H 8・10・7	都道府県仏教会代表者会議
	ウム」出席
H 8・10・3	日宗連「宗教と税制」シンポジ
H 8・10・1	天台大師遠忌大法要参列
H 8・9・26	ルンビニー委員会
H 8・9・13	負担金検討委員会
H 8・9・12	文化庁宗教法人法説明会出席
H 8・9・10	日宗連税制特別委員会出席
	(12日)
H 8・9・9	中韓日仏教友好交流会議出席
H 8・9・9	文化庁宗教法人法説明会出席
H 8・9・5	日宗連宗教調査特別委員会出席

	研究会
H 9・5・22	第32回「業・施陀羅問題」
H 9・5・22	監査会
H 9・5・20	総務委員会
	出席
H 9・5・13	全日本仏教青年会高野山大会
H 9・5・10	WFB執行委員会出席
H 9・5・9	WFB本部落成式典出席
H 9・4・25	同宗連総会出席
H 9・4・23	第1回同和委員会(随時開催)
H 9・4・11	仏教とマルチメディア研究会
	研究会
H 9・4・10	第31回「業・施陀羅問題」
H 9・3・10	日宗連宗教調査特別委員会出席
H 9・2・7	文化庁調査委員会出席
H 9・1・29	理事・評議員会・新年懇親会
	参列
H 9・1・17	神戸市仏教会震災三回忌法要
	研修会
H 8・12・3	第8回加盟団体代表者同和
H 8・12・2	常務理事会
	員会(12/5日)
H 8・11・28	LDT協議会・WFB執行委
H 8・11・21	最高裁へ愛媛違憲訴訟要請書提出
H 8・11・21	全日本仏教婦人連盟大会出席
H 8・11・19	大阪府仏教徒大会出席

H 9・10・16	に第三十七回全日本仏教徒会議
H 9・10・15	財団創立四十周年記念大会並び
	全日本仏教婦人連盟大会出席
	建立法要(須磨寺)
H 9・10・15	「阪神・淡路大震災」追悼碑
H 9・10・4	理事会
H 9・10・3	ルンビニー委員会
	支援名筆展(29日)
H 9・9・23	「阪神・淡路大震災」被災地
H 9・9・5	税務委員会
H 9・8・2	世界宗教者平和の祈り出席
	研究会
H 9・7・25	第34回「業・施陀羅問題」
H 9・7・3	第16回同和研修会
H 9・7・1	日中韓仏教交流会議理事会出席
H 9・6・30	文化庁調査委員会出席
H 9・6・25	ルンビニー委員会
H 9・6・25	宗教の自由に関する委員会
H 9・6・20	日宗連税制特別委員会出席
H 9・6・19	東京都仏教連合会総会出席
	研究会
H 9・6・18	第33回「業・施陀羅問題」
H 9・6・8	ネパール当局との協議(12日)
H 9・6・6	仏教とマルチメディア研究会
H 9・5・30	理事会
H 9・5・29	都道府県仏教会代表者会議

# 6・全仏加盟団体名簿

H9・10・24	第35回「業・施陀羅問題」 研究会
H9・10・26	中韓日仏教友好交流会議出席 (28日)
H9・10・27	常務理事会
H9・10・30	日宗連税制シンポジウム出席
H9・11・7	文化庁調査委員会出席
H9・11・12	総務庁へ情報公開法制定に関する要請書提出
H9・11・12	第9回加盟団体代表者同和研修会(13日)
H9・11・19	大阪府仏教徒大会出席
H9・11・20	日本仏教保育協会記念式典 出席
H9・11・28	日宗連「脳死臓器移植シンポジウム」出席
H9・12・1	第36回「業・施陀羅問題」 研究会
H9・12・2	会長副会長推戴委員会
H9・12・2	常務理事会
H9・12・3	WFB執行委員会出席(6日)
H9・12・4	戒名問題研究会
H9・12・8	京都府仏教連合会記念大会出席
H9・12・9	岐阜県仏教連合会成道会参列
H9・12・9	東京都仏教連合会成道会参列
H9・12・11	仏教とマルチメディア研究会

## 全仏加盟団体名簿

(順不同)

天台宗	東寺真言宗	法華宗真門流	岐阜県仏教会
天台眞盛宗	浄土宗	顕本法華宗	静岡県仏教会
金峯山修験本宗	浄土宗西山禪林寺派	本門佛立宗	滋賀県仏教会
天台寺門宗	浄土宗西山深草派	本門法華宗	京都府仏教連合会
聖観音宗浅草寺	西山浄土宗	法相宗	大阪府仏教会
和宗	浄土真宗本願寺派	聖徳宗	兵庫県仏教会
孝道教団	真宗大谷派	華嚴宗	和歌山県仏教会
妙見宗	真宗高田派	真言律宗	島根県仏教会
念法眞教	真宗仏光寺派	律宗	岡山県仏教会
高野山真言宗	真宗興正派	北海道仏教会連盟	鳥取県仏教連合会
真言宗智山派	真宗木辺派	青森県仏教会	香川県仏教会
真言宗豊山派	時宗	岩手県仏教会	(社)徳島県仏教会
真言宗大覚寺派	融通念佛宗	福島県仏教会	愛媛県仏教会
新義真言宗	臨濟宗妙心寺派	群馬県仏教連合会	高知県仏教会
真言宗普通寺派	臨濟宗南禅寺派	栃木県仏教会	福岡県仏教連合会
真言宗御室派	臨濟宗円覚寺派	茨城県仏教会	宮崎県仏教連合会
真言宗山階派	臨濟宗建長寺派	(財)埼玉県佛教会	沖縄県仏教会
真言宗泉涌寺派	臨濟宗天龍寺派	千葉県仏教会	(社)全日本仏教婦人連盟
真言宗醍醐派	臨濟宗相国寺派	東京都仏教連合会	(財)仏教伝道協会
真言宗国分寺派	臨濟宗東福寺派	神奈川県仏教会	(社)日本仏教齋仰会
真言宗須磨寺派	曹洞宗	新潟県仏教会	(社)日本仏教保育協会
真言宗中山寺派	黄檗宗	石川県仏教会	(財)国際仏教興隆協会
真言三寶宗	日蓮宗	福井県仏教会	(財)仏教振興財団
信貴山真言宗	法華宗本門流	山梨県仏教会	東京ブディストクラブ
真言宗犬鳴派	法華宗陣門流	長野県仏教会	全日本仏教青年会

# 全仏役職員名簿

## 第十八期

(1988・2)~(1990・3)

同和推進部長 西岡知圓(真言宗智山派)

(1988・4)~(1989・3)

久米原恒久(浄土宗)

(1989・4)~(1990・3)

社会部次長 上田則夫(真言宗豊山派)

国際文化部長 木内隆志(日蓮宗)

主事 菅野孝江

主事 水野和子

会長 大谷光真(浄土真宗本願寺派門主)

副会长 小林隆仁(真言宗御室派管長)

寺坂義照(西山浄土宗管長)

色井秀讓(天台眞盛宗管長)

吉田日康(顕本法華宗管長)

福永隆昭(神奈川県仏教会会長)

加納博司(岐阜県仏教会会長)

平川 彰(東京大学名誉教授)

理事長 野口善雄(浄土宗)

事務総局 (1988・4)~(1990・3)

事務総長 白川良純(真宗大谷派)

総務部長 川島宏之(高野山真言宗)

財務部長 剛山浩義(曹洞宗)

同和推進部長 斎藤明聖(真宗大谷派)

社会部長 野生司祐宏(浄土真宗本願寺派)

国際文化部長 杜多徳雄(天台宗)

総務部次長 瀬戸隆海(浄土宗)

(1988・4)~(1989・3)

西岡知圓(真言宗智山派)

(1989・4)~(1990・3)

財務部次長 神代紹文(臨濟宗妙心寺派)

## 第十九期

(1990・3)~(1992・1)

会長 春見文勝(臨濟宗妙心寺派管長)

副会長 岩間日勇(日蓮宗管長)

中川祐俊(真言宗豊山派管長)

壬生台舜(聖観音宗管長)

丹羽觀堂(浄土宗西山禪林寺派管長)

瀬辺淳信(愛知県仏教会会長)

鈴木龍珠(大阪府仏教会会長)

平川 彰(東京大学名誉教授)

白川良純(真宗大谷派)

事務総局 (1990・4)~(1992・3)

事務総長 石上智康(浄土真宗本願寺派)

川島宏之(高野山真言宗)

財務部長 剛山浩義(曹洞宗)

同和推進部長 斎藤明聖(真宗大谷派)

社会部長 野生司祐宏(浄土真宗本願寺派)

国際文化部長 久米原恒久(浄土宗)

総務部次長 西岡知圓(真言宗智山派)

財務部次長 神代紹文(臨濟宗妙心寺派)

(1990・4)~(1991・5)

上原広明(臨濟宗妙心寺派)

(1991・6)~(1992・3)

同和推進部長 青木親純(天台宗)

社会部次長 町田法博(真言宗豊山派)

国際文化部長 木内隆志(日蓮宗)

主事 菅野孝江

(1990・4)~(1991・5)

主事 水野和子

## 第二十期

(1992・1)~(1994・1)

会長 山田恵諦(天台座主)

副会長 藤井龍心(真言宗智山派管長)

蓮生善隆(真言宗善通寺派管長)

鶴飼慶範(浄土宗西山深草派管長)

大野可圓(聖徳宗管長)

中村啓識(新潟県仏教会会長)

黒田英之(福岡県仏教連合会会長)

平川 彰(東京大学名誉教授)

石上智康(浄土真宗本願寺派)

(1992・1)~(1993・8)

# 6・全仏役職員名簿

日谷周暎(浄土真宗本願寺派)  
(1993・8)~(1994・1)  
事務総局 (1992・4)~(1994・3)

事務総長 旗本宏昌(曹洞宗)  
総務部長 川島宏之(高野山真言宗)  
財務部長 斎藤明聖(真宗大谷派)

同和推進部長 伊東俊彦(曹洞宗)  
社会部長 野生司祐宏(浄土真宗本願寺派)  
国際文化部長 木内隆志(日蓮宗)

財務部次長 青木親純(天台宗)  
財務部次長 上原広明(臨濟宗妙心寺派)  
同和推進部次長 田中光成(浄土宗)

社会部次長 町田法博(真言宗豊山派)  
国際文化部次長 深澤照生(真言宗智山派)  
主事 水野和子

主事 郡司陽子

## 第二十一期 (1994・1)~(1996・1)

会長 中村康隆(浄土門主)  
副会長 高井隆秀(真言宗智山派管長)

吉田俊誉(真言宗豊山派管長)  
岩崎宗秀(東京都仏教連合会会長)  
江連俊則(埼玉県佛教会会長)

理事長 伊藤治雄(曹洞宗)

事務総局 (1994・4)~(1996・3)

事務総長 白幡憲佑(浄土宗)

総務部長 菅野秀浩(真言宗豊山派)  
財務部長 鷺尾幸雄(真宗大谷派)

同和推進部長 伊東俊彦(曹洞宗)  
社会部長 野生司祐宏(浄土真宗本願寺派)  
国際文化部長 石川浩徳(日蓮宗)

(1994・4)~(1994・6)  
吉橋勝寛(日蓮宗)  
(1994・7)~(1996・3)

総務部次長 青木親純(天台宗)  
財務部次長 眞田有快(高野山真言宗)  
同和推進部次長 田中光成(浄土宗)

社会部次長 西村徳城(臨濟宗妙心寺派)  
国際文化部次長 深澤照生(真言宗智山派)  
主事 水野和子

主事 郡司陽子

(1994・4)~(1994・5)

主事 江澤みゆき

(1994・6)~(1996・3)

## 第二十二期 (1996・1)~(1998・1)

会長 高井隆秀(真言宗智山派管長)  
副会長 田中日淳(日蓮宗管長)

松山寛恵(臨濟宗妙心寺派管長)  
上田良準(西山浄土宗管長)  
宮部亮信(東京都仏教連合会会長)

森田禪朗(大阪府仏教会会長)

田丸徳善(東京大学名誉教授)  
理事長 白幡憲佑(浄土宗)

事務総局 (1996・4)~(1998・3)  
事務総長 荒川正憲(真宗大谷派)  
総務部長 田中光成(浄土宗)

財務部長 鷺尾幸雄(真宗大谷派)  
同和推進部長 伊東俊彦(曹洞宗)  
社会部長 野生司祐宏(浄土真宗本願寺派)

国際文化部長 吉橋勝寛(日蓮宗)  
総務部次長 渡邊宗徹(臨濟宗妙心寺派)  
財務部次長 三浦章興(天台宗)

同和推進部次長 大谷常淳(真言宗豊山派)  
社会部次長 壽山良光(高野山真言宗)  
国際文化部次長 深澤照生(真言宗智山派)

主事 水野和子

主事 江澤みゆき



# 財団法人 全日本仏教会寄付行為

## 第一章 総 則

第一条 この法人は、財団法人「全日本仏教会」という。

第二条 この法人は、事務所を東京都港区芝公園四丁目七番四号におき、これを「事務総局」という。

第三条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に事務局をおくことができる。

## 第二章 目的および事業

第四条 この法人は、仏陀の和の精神を基調とし、相互の緊密な連絡提携のもとに、全国の各種仏教運動に全一性と計画性をもたせ、真に時代に即応する活発な全一仏教運動の展開と仏教による国際文化交流を促進し、もつて、仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的とする。

第五条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 加盟仏教団体（以下「加盟団体」という。）相互の連絡、提携および親睦
2. 仏教教化運動の総合的企画および促進
3. 諸官庁および関係諸団体との連絡
4. 仏教界に関する調査および研究
5. 各種仏教運動の実践および育成

## 第三章 資産および会計

### 第六条

この法人の資産は、次のとおりとする。

1. この法人設立当初全日本仏教会から承継した別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる果実
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金品
5. 負担金
6. その他の収入

この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

- 基本財産は、次の各号で構成し、これを消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および評議員会の議決を経、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。
1. 前条第一号の財産中基本財産の部に記載する

## 6・全日本仏教会寄付行為

現金五〇万円

2. 基本財産として指定を受けた寄付金品
3. 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

運用財産は、前項各号以外の資産とする。

### 第八条

この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、もしくは確実な銀行の定期預金とするか、または確実な信託会社、もしくは信託銀行に信託するかして、理事長が保管する。

### 第九条

この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入、負担金等の運用財産をもって支弁する。

### 第十条

この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の意見を聞いて理事長が編成し、理事会の議決を経て、評議員会に報告し、文部大臣に届け出なければならない。

### 第二十一条

この法人の収支決算は、毎会計年度終了後二カ月以内に、理事長が作成し事業報告書および財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を受け、評議員会および文部大臣に報告しなければならない。  
この法人の収支決算に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その一部または全部を翌年度に繰り越し、または基本財産に編入するものとする。

第二二条 この法人は、第五条に規定する事業で収益を伴うときは、その収益は、すべてこの法人の目的達成のために使用しなければならない。

第二三条 この法人は、収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および評議員会の議決を経て、文部大臣の承認を受けなければならない。

借入金（その会計年度内の収入で償還する一時借入金を除く。）をしようとするときも、前項と同様とする。

第二四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

## 第四章 会長、副会長および役員その他の機関

第二五条 この法人に会長一名および副会長若干名をおく。

第二六条 会長および副会長は、理事会の議を経て評議員会において推戴する。会長は、この法人の象徴とする。副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、または会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。

会長および副会長の任期は、二年とし、重任を妨げない。

第二七条 この法人に次の役員をおく。

理事 二五名以上三〇名以内（うち理事長一名および常務理事若干名）

監事 二名または三名

第二八条 理事および監事は、評議員の互選により決めるものとし、会長がこれを認証する。

理事長は、理事の互選とし、会長がこれを任命する。常務理事は、理事の互選とし、これを理事長が委嘱し、会長が認証する。理事は評議員を兼ねることが出来る。

第一九条 理事長は、この法人を代表し、この法人の事務を統轄する。

理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

常務理事は、理事長を補佐し、常務理事会を組織して、理事会が決定した重要会務を処理し、または、理事会で委任された事項を議決し執行する。この場合には次回同の理事会に報告しなければならない。

第二〇条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。監事は、民法第五九条の職務を行う。

第二一条 この法人の役員は、二年とし、重任を妨げない。役員は、その任期満了後でも後任者が就任する時まで、なおその職務を行う。

補充による役員は、前任者の残任期間とする。この法人に評議員若干名をおく。

この法人の加盟団体から推薦された者を評議員とし、会長がこれを認証する。但し、特に必要と認めるときは、理事会で推薦された学識経験者を評議員とすることが出来る。

第二三条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為で定める事項を行うほか、理事会に対し意見を述べることが出来る。

第二四条 第二一条の規定は、評議員に準用する。この場合には、

同条の規定中「役員」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。

## 第五章 会 議

第二五条 理事会は、毎年二回、理事長が招集する。

理事会の議長は理事長とする。

理事長が必要と認めるとき、または理事現在数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示してその招集を請求されたときは、理事長は臨時理事会を招集しなければならない。

理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知があつた議事につき書面で意志を表示した者および委任すべき事項を明示した書面で他の出席理事に委任した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがなければ、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第二六条 前条の規定は、常務理事会に準用する。この場合には前条の規定中「理事会」とあるのは「常務理事会」と「理事」とあるのは「常務理事」と読みかえるものとする。

第二七条 理事長は、この寄付行為で定めるもののほか、急施を要する事項およびとくに必要と認められた事項については、常務理事会の議決をもって理事会の議決に代えることができる。この場合には、次回の理事会に報告してその承認を求めなければならない。

## 6・全日本仏教会寄付行為

第二八条 評議員会は、毎年一回、理事長が招集する。

評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選で定める。  
第二五条第三項から第五項までの規定は、評議員会に準用する。この場合には同条第三項から第五項までの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。

第二九条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および二名以上の出席者代表が署名捺印の上、保存するものとする。

### 第六章 顧問および参与

第三〇条 この法人に顧問および参与のおの若干名をおくことができる。

顧問および参与は、理事会で推薦された者とする。

顧問は理事長の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応じて助言を行うことができる。

### 第七章 各種委員会

第三一条 この法人に、専門委員会をおく。

専門委員は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

第三二条 時局に対応するため特別委員会を設けることができる。

### 第八章 事務総局

第三三条 この法人の事務を処理するため、事務総局をおく。

事務総局に総務、財務、同和推進、社会、国際文化の各部を設け、事務を分掌する。

第三四条 事務総局に次の職員をおく。

事務総長 一名

部長 五名

次長 若干名

主事 若干名

前項のほか、必要に応じ、事務嘱託および雇員をおくことができる。

第三五条 事務総長は理事会で選定した者につき理事長が任命する。

部長以下の職員は理事会にはかり、理事長が任命する。

事務総長は、理事長の命を受けて事務総局を掌理し、

部長以下の職員はそれぞれの部に属する事務を分掌する。

### 第九章 加盟団体

第三六条 この法人は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力する各宗派、各都道府県仏教会、その他仏教団体を

加盟団体とする。

仏教団体がこの法人に加盟しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。加盟団体がこの法人から脱退しようとするときは、その旨を届け出なければならぬ。

ただし、既納の負担金は、いかなる理由があつても、返還しない。

加盟団体は、理事会の議決を経て、別に定めるところにより、負担金を納入するものとする。

第三七条

### 第十章 寄付行為の変更および解散

第三八条 この寄付行為の変更は、理事および評議員おのの

現在数の三分の二以上の同意を得て、文部大臣の認可を受けなければならない。

第三九条 この法人の解散は、理事および評議員おのこの現在の数の四分の三以上の同意を得て文部大臣の認可を受けなければならない。

第四〇条 この法人が解散したときにおける残余財産は、理事会および評議員会の議決を経、文部大臣の認可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

## 第十一章 補 則

第四一条 この寄付行為を施行するために必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 付 則

○この寄付行為は、文部大臣の設立許可があつた日から施行する。

○この法人設立当初の会長、副会長および役員は、次のとおりとする。

会 長 大谷光照

副会長 椎尾弁匡 長井真琴

理 事 佐々木泰翁 安藤寿雄 猪俣興一 岩野真雄

太田淳昭 小野清一郎 小川幽慎 神原玄祐

衣笠興道 倉持秀峰 栗本俊道 重永 潜

諏訪徹外 竹村教智 田丸道忍 常光浩然

中山理々 長岡慶信 西川景文 前田有昶

三原信一 宮谷法含 山本 杉 米山 久

渡辺真海 阿部竜伝 小笠原義雄

監 事 白幡静憲 藤川 博

○設立許可後は、この寄付行為による会長、副会長および役員を選任を、すみやかに行わなければならない。

○第二項の会長、副会長および役員は、前項の会長、副会長および役員が選任されたときは、その職を失うものとする。

○この寄付行為の施行の際、現に存する全日本仏教会の権利義務の一切は、この法人が承継する。

○この寄付行為の施行の際、現に存する全日本仏教会に加盟する団体は、この寄付行為による加盟団体とみなす。

○この寄付行為変更の際、現に存する会長、副会長、役員、評議員、顧問、参与、専門委員及び職員は、変更後の寄付行為により選任された者とみなし、その任期は、従前就任の日から起算する。(昭和五十七年六月四日)

○この寄付行為の変更は、昭和六十一年四月一日から施行する。  
財団法人全日本仏教会設立許可 昭和三十三年八月二十三日

○寄付行為一部変更  
(総務、組織、国際の各局のほか文化局の設置) 認可  
昭和三十八年十月二十四日

○寄付行為一部変更  
(理事定数二十〇三十を四十〇五十に増員) 認可  
昭和四十年十一月二十六日

○寄付行為一部変更  
(事務所を東京都中央区築地三丁目十五番一号より東京都台東区西浅草二丁目五番五号に移転) 認可  
昭和四十五年十二月二十三日

○寄付行為一部変更  
(総務局、組織局、国際局、および文化局の四局を総務局、組

織局および国際文化局の三局にし、事務総長、事務次長および局長三名とする。認可

昭和四十九年七月十五日

○寄付行為一部変更

(事務所を東京都台東区西浅草二丁目五番五号より東京都港区芝公園四丁目七番四号に移転、その他) 認可

昭和五十七年六月四日

○寄付行為一部変更

(理事定数四〇名以上五〇名以内を、二十五名以上三〇名以内に減員し、総務局、組織局、国際文化局を廃止し、総務、財務、同和推進、社会、国際文化の各部を設け、事務次長、局長、書記を廃止し、部長五名、次長若干名とし、加盟団体に都道府県仏教会を加える) 認可

昭和六十一年三月十三日

財団法人全日本仏教会

財団創立40周年記念事業並びに第37回全日本仏教徒会議

運営委員会委員名簿

- 洞外文隆 (曹洞宗)
- 北島経昭 (浄土真宗本願寺派)
- 日谷周暎 (北島委員と中途交替)
- 岡川秀映 (真宗大谷派)
- 藤野 護 (岡川委員と中途交替)
- 近藤正也 (浄土宗)

渡邊清明 (日蓮宗)

田岡照遍 (高野山真言宗)

羽賀文圭 (臨済宗妙心寺派)

後藤牧宗 (羽賀委員と中途交替)

山田俊和 (天台宗)

○小林照宥 (真言宗智山派)

浅井侃雄 (真言宗豊山派)

○白川謙敬 (東京都仏教連合会)

増田貞圓 (大阪府仏教会)

○市村隆玄 (兵庫県仏教会)

林恵智子 (全日本仏教婦人連盟)

水谷栄寛 (全日本仏教青年会)

矢坂誠徳 (水谷委員と中途交替)

逸見道郎 (国際仏教興隆協会)

村田俊明 (神戸市仏教連合会)

有馬実成 (現地仏教徒ボランティア団体)

藤原栄善 (現地仏教徒ボランティア団体)

以上

◎委員長 ○副委員長



## 編・集・後・記

ようやく記念誌が完成し、今までのことをあらためて振り返ると、大切な時間であったことをしみじみ感じさせられる。

二年前、この仕事について時は右も左もわからず、ただ緊張する毎日だった。しかし、だいたいの内実が判るにつれて、そのネームバリューにくらべてなんと非力なことかと、全仏の限界を見たような気がしたものだ。

しかし、神戸で記念式典を行うにあたり、被災地でがんばっている人たちが我々に向ける眼差しを感じるにしたがい、心の中では「そんな大したものではないのに」と苦笑まじりに思いつつも、期待に応えるため微力でも一生懸命取り組まねばと思直したのである。

この編集にあたって、諸先輩方

の記録を見て、数々の事業を限られた力の中で精一杯こなしてきたのだと思うと、あらためてその熱意と努力に頭が下がる思いであった。

全仏に対する批判は多いと思う。ただ、それを受け流すのではなく、いかにそれに対して取り組めるかという前向きな姿勢が、それまでの自分にかけていたのである。

この事業において、関わったすべての人達に心から感謝したい。

(M)

本会財団創立40周年記念事業並びに第37回全日本仏教徒会議の行事が終了して、早くも一年近くが過ぎようとしている。記念誌の編集を手伝っている、神戸での記念大会での出来事が昨日の事のように思い出されてくる。

誌面では書き切れない出来事や、たくさんの方々のご厚意があつて、はじめて出来た行事であり、「おかげさま」という言葉が今更ながら心に染みる。阪神・淡路大震災の被災者の方々の為にといい思いと、決して人事ではないという思いが、今なお多くの人々の心の中に生きていることを実感した。校正しながら、そのような思いが交錯して中々作業が進まず、時計の針を止めたくなくて

しまうことが都度々々であった。原稿を見直す度に納得出来ない部分が出て来て校了出来なかったが、時間切れとなつてしまった。編集の才能なきことを恥じ、慎んでお詫びしたい。

(W)

全日本仏教会の事務総局は、忙しいので暇でもあり、一見暇そうでありながら大変忙しい所でもあります。なにしろ伝統教団の六十宗派、八万カ寺、更には都道府県仏教会、各種団体も加盟している他に類を見ないマンモス組織であります。宗派間では宗義や教義はそれぞれ異なりながらも、それらをのり越えて仏陀の和の精神を基調として団結の必要性から組織化され、全一仏教運動の展開を目的として歩み続け、本年は財団法人として認可を得て以来40年の歳月を経ました。

このことは偏に各ご宗派は申すまでもなく、全仏へご出向いただいた諸先輩の熱心な求道の賜と頭が下がる思いであります。他方、戦後雨後の筈と言われた如く、多くの新宗教が勃興し、これらの宗教も時の経過とともに今となっては認知されつつあることも事実であり、今後我々ほどのように対処して行くか大きな問

題であるとも思います。

今この財団創立40周年の記念誌編集人の一人としてお手伝いをさせて戴きながら、諸先輩の足跡を知らされ、そのご苦勞をどのように伝え続けて行くか、更にはこの記念誌に間違いなく記録されたかどうか、些か不安ではありますが、どうやら発行までたどり着くことができました。編集にあたって関係各諸先生方には絶大なご協力賜りましたこと末筆ながら厚くお礼申し上げます。

(Y)

### 財団創立四十周年記念

### 全日本仏教会の歩み

平成十年三月三十一日発行

編集者 財団法人 全日本仏教会

発行所 財団法人 全日本仏教会

〒105-0011 東京都港区芝公園四丁目十四

明照会館2F

☎〇三三四三三七九二七五

印刷所 ビコー印刷 株式会社

〒105-0013 東京都港区浜松町二十三丁目十五

☎〇三三四三八一五六一

